

いわき市環境基本計画
(第三次)
一部改定版

いわき市
令和8年3月

はじめに

本市においては、環境に限られた資源であることを深く認識し、市民、事業者及び市が相互に協力し合い、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然とが健全に共生できるふるさと「いわき」の実現を目指すこととしております。

このような方針のもと、平成9年3月に「いわき市環境基本条例」を制定するとともに、同条例に基づき、平成11年3月に「いわき市環境基本計画」を策定し、社会情勢の変化に合わせて計画の改定を重ね、地球温暖化対策や資源循環、自然共生といった課題に加え、原子力災害からの環境回復を重要な柱に据えるなど、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

こうした取組を踏まえ、令和3年3月には、目指していく環境都市像として「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」を掲げ、「いわき市環境基本計画（第三次）」を策定し、各種施策を展開してまいりました。

この間、国内外における地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「脱炭素（カーボンニュートラル）」の実現を目指す動きが主流となりました。本市においても、こうした動向を踏まえ、施策をより具体的に展開するため、令和5年11月に「いわき市脱炭素社会実現プラン」を策定し、カーボンニュートラルの実現に向けた本市の目標とロードマップを示しました。

あわせて、廃棄物の減量や資源の有効利用といった「循環型社会」の構築に向けた取組や、生物多様性の確保、気候変動への備えなど、環境をめぐる課題はより身近で切実なものとなっており、各分野において持続可能な社会づくりに向けた取組が活発化しております。

このような状況を踏まえ、国や県の施策との連動を図りながら、これまでの取組の進捗を評価するとともに、脱炭素をはじめとする諸施策を一層加速させ、将来にわたって安全で快適な環境を維持していくため、「いわき市環境基本計画（第三次）」を一部改定することいたしました。

本計画では、環境都市像の実現をより確かなものとするため、これまでの基本目標の考え方を継承しつつ、時代に即した「脱炭素、循環、共生、安全・快適」の4つの柱とこれらを横断的に支える「支える仕組み」を一層強化することで、市民一人ひとりの主体的な取組を後押しし、総合的な施策展開を図ってまいります。

本計画は、環境課題に対する認識を共有し、市民、事業者及び市が互いに問題解決の当事者として行動するための一つの指針となるものであります。

本計画に基づき、「いわき市以和貴まちづくり基本条例」における共創の理念を基本に、いわきの豊かな自然環境を次世代へ確実に継承するための取組を進めてまいります。

令和8年3月
いわき市

いわき市環境基本計画（第三次）一部改定版

第1章 序論.....	1
第1節 計画策定の背景.....	2
(1) 環境の状況・社会経済情勢の変化.....	2
(2) 「市環境基本計画（第三次）」の目標達成状況.....	6
(3) 市民及び事業者の意識（市民・事業者アンケート、事業所ヒアリング）.....	6
第2節 計画の基本的事項.....	7
(1) 計画の位置づけ.....	7
(2) 計画の対象範囲.....	8
(3) 計画の期間.....	8
第3節 計画改定のポイント.....	9
第4節 計画の構成.....	11
第2章 計画の目標.....	13
第1節 目指していく環境都市像.....	14
第2節 環境目標.....	15
基本目標1 気候変動を抑え、備えるまち【脱炭素】.....	16
基本目標2 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】.....	16
基本目標3 生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】.....	16
基本目標4 生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】.....	17
基本目標5 みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】.....	17
第3章 施策.....	19
第1節 気候変動を抑え、備えるまち【脱炭素】.....	21
(1) 次世代エネルギー社会の構築.....	22
(2) 徹底した省エネルギーの推進.....	24
(3) 気候変動への対応.....	28
いわき市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第三次<関連事項>.....	31
第2節 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】.....	35
(1) ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立.....	36
(2) 廃棄物の適正処理.....	40
(3) まちの美化と不法投棄の防止.....	42

第3節	生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】	45
(1)	生物多様性への理解の促進.....	46
(2)	生物多様性の確保.....	48
(3)	自然とのふれあいの機会の創出.....	52
第4節	生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】	55
(1)	大気・水等の保全.....	56
(2)	自然災害への対応.....	58
(3)	環境放射能への対応.....	60
第5節	みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】	63
(1)	環境保全活動の促進.....	64
(2)	協働による環境保全.....	66
(3)	市の率先的な活動の実施.....	68
	いわき市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）＜関連事項＞.....	70
	※事業者としての市の取組	
第4章	計画の推進.....	77
第1節	目標達成の手法.....	78
第2節	環境指標による点検・公表.....	79
第3節	計画の見直し.....	79
参考資料	83
1	いわき市の概況.....	84
2	市環境基本条例.....	91
3	計画策定の検討体制.....	95
4	計画策定の検討経過.....	98
5	市民意見（パブリックコメント）等の概要.....	99
6	用語集.....	103

右上に※のある語句は、用語集に解説があります。

第1章 序論

第1節 計画策定の背景

- (1) 環境の状況・社会経済情勢の変化
- (2) 「市環境基本計画（第三次）」の目標達成状況
- (3) 市民及び事業者の意識（市民・事業者アンケート、事業所ヒアリング）

第2節 計画の基本的事項

- (1) 計画の位置づけ
- (2) 計画の対象範囲
- (3) 計画の期間

第3節 計画改定のポイント

第4節 計画の構成

第1節 計画策定の背景

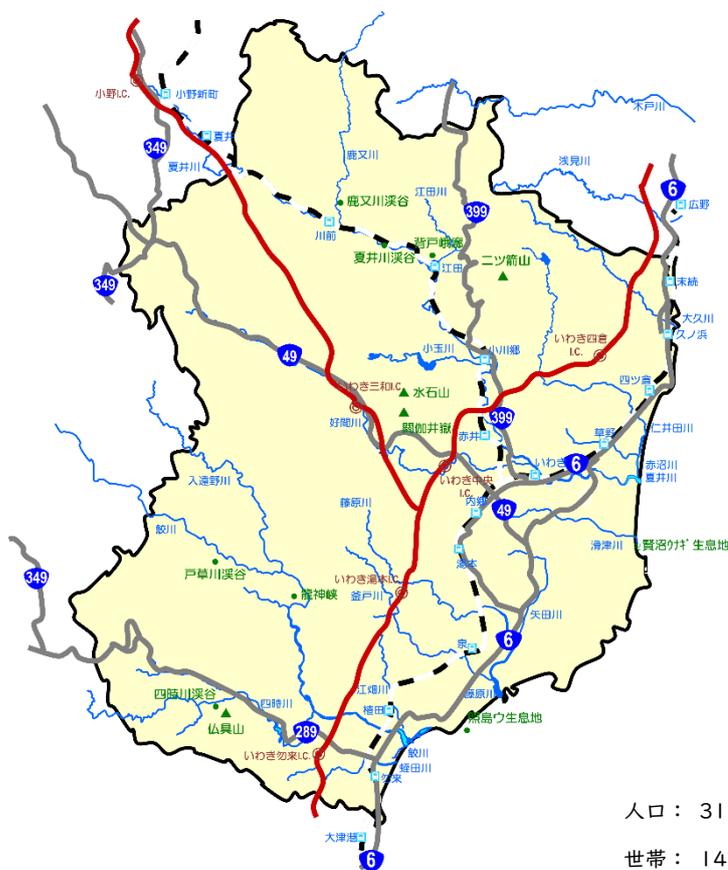
(1) 環境の状況・社会経済情勢の変化

① いわき市の環境を取り巻く情勢の変化

いわき市の地形は、西部の山地と東部の丘陵地・低地に大別されます。山地は矢大臣山をはじめとした平均700m前後の山々が連なっており、その面積は市域の約70%を占めています。東側の低地は太平洋に面して平野が開け、夏井川や鮫川等の河川が阿武隈高地から市域を貫流し、太平洋に注いでいます。

年平均気温の平年値は約13.8℃、年降水量の平年値は約1,440mm、年間の日照時間は2,000時間を超え、積雪は年1～2回観測される程度で、県内でも温暖で過ごしやすい地域となっています。

2011（平成23）年3月11日、東日本大震災が発生し、地震・津波・原子力発電所事故により自然環境が損なわれ、倒壊家屋や除染廃棄物※などの処理体制が求められたほか、防災に強いまちづくりや原子力発電に依存しない社会を目指す観点からの再生可能エネルギー※の一層の活用が求められています。2019（令和元）年10月には、令和元年東日本台風等により、また、2023（令和5）年9月には、令和5年台風第13号の影響で線状降水帯が発生したことにより、甚大な被害に見舞われたことから、安全・安心に暮らすことができ、災害時のリスクにも適切に対応できるまちづくりが必要とされています。



いわき市概要図

人口：317,108人
世帯：141,642世帯
面積：1,232.02 km²

（令和7年1月1日現在）

右下に※のある語句は、用語集に解説があります。

② 国内外の動向

i) 国際的な情勢

2015(平成27)年に開催された国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ[※]」が採択され、持続可能な開発目標(SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS)(以下「SDGs[※]」という。)が掲げられました。SDGsは、2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標であり、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成され、環境・社会・経済の三つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。先進国を含む国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組むことが求められています。



出典：国際連合広報センター ホームページ

また、地球温暖化対策に関する動向としては、新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定[※]」が2016(平成28)年11月に発効しました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、世界の気温変化を2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力目標を掲げています。また、気候変動に関する政府間パネルが2018(平成30)年から2023(令和5)年にかけてまとめた第6次評価報告書においては、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない」、「この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ」としています。

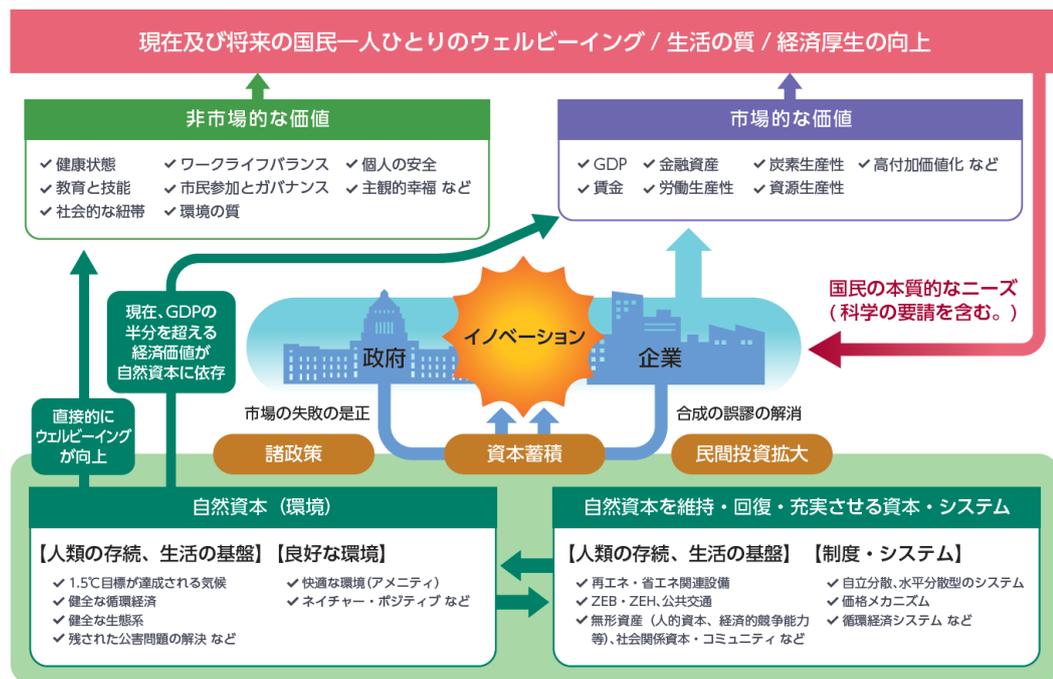
また、2022(令和4)年には生物多様性条約締結国会議において、生物多様性の観点から2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30」が主要な目標の一つとして定められた「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

気候変動と生物多様性の課題に対し、2030(令和12)年までに世界的に取り組むべき明確な目標が設けられていて、各国が自主的な削減目標を定めています。

民間主導の枠組みとしては、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)・TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)・ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)と呼ばれる環境関連のリスクやその対応について情報開示する国際的なフレームワークに企業・金融機関が取り組むなど、いくつものフレームで環境改善に向けた考え方がとられています。

ii) 国の情勢

国の「第六次環境基本計画[※]」が、2024（令和6）年5月に閣議決定され、環境基本法第1条の趣旨を踏まえ、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング[※]、経済厚生[※]の向上」を最上位の目的とし、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力[※]を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現が示されました。また、科学に基づく取組のスピードとスケールの確保、ネットゼロ[※]・循環経済[※]・ネイチャーポジティブ[※]等の統合・シナジー、政府・市場・国民（市民社会・地域コミュニティ）の共進化、世界のバリューチェーン[※]全体での環境負荷低減の政策展開により、「新たな成長」の実践・実装の場とする基本的な方向性を踏まえ、分野横断的な六つの重点戦略（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）が示されました。また、循環共生型社会を目指すことで、国民に「希望」をもたらし、長年続いてきた構造的な問題に対して「変え方を変える」姿勢で、環境政策を起点とし、経済・社会的な課題をカップリングして同時に解決していくことを目指すとしています。



自然資本を軸としたウェルビーイングをもたらす「新たな成長」のメカニズム
 (出典：環境省「環境白書」)

脱炭素社会の実現に向けては、「GX[※]実現に向けた基本方針」（2023（令和5）年2月閣議決定）を策定し、GX製品のサプライチェーン[※]形成や排出削減が困難とされる多排出産業の構造転換などに向け、官民投資を呼び込むための成長志向型カーボンプライシング[※]構想を実行に移し、エネルギー安定供給確保、経済成長、脱炭素の同時実現を目指し、さらにより長期的な方向性を示す「GX2040ビジョン」（2025

(令和7)年2月閣議決定)を策定するとともに、「エネルギー基本計画」・「地球温暖化対策計画」を併せて見直しました。

循環型社会の実現に向けては、国施策を取りまとめた国家戦略として「第五次循環型社会形成推進基本計画」(2024(令和6)年8月閣議決定)を策定し、再生材の利用拡大と安定供給、環境配慮設計や再生材利用率の向上、使用済製品等の解体・破碎・選別等のリサイクルの高度化等を推進するとともに、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進し、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を進め、廃棄物等の再資源化について、質・量両面で水準を引き上げることとしています。

自然共生社会の実現に向けては、生物多様性条約締約国会議において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたことを受け、「生物多様性国家戦略2023-2030」(2023(令和5)年3月閣議決定)が策定され、「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げ、その達成のための基本戦略とそれらに紐づく状態目標及び行動目標を設定し、施策を推進することとしています。また、「農林水産省生物多様性戦略」(2023(令和5)年3月閣議決定)を改定し、森林生態系の調査など、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策を推進しています。

iii) 福島県の情勢

福島県では、SDGsやパリ協定の発効、脱炭素社会の実現の推進、さらには新型コロナウイルス感染症対策への対応といった国内外における動きに加え、福島県総合計画の策定、環境回復の進展、「ふくしまグリーン復興構想」の策定、「福島県2050年カーボンニュートラル」宣言など、本県の環境をめぐる状況の変化を踏まえて、現行計画の点検をしつつ、所要の見直しを行った福島県環境基本計画(第5次)※が2021(令和3)年12月に策定されました。施策展開に当たっては、除染※や汚染廃棄物処理等の「環境回復の推進」に最優先で取り組むとともに、循環型社会・自然共生社会の形成等の「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」に向けて更なる推進を図っていくものとなっています。

また、「福島県総合計画(2022▶2030)※」を踏まえ、再生可能エネルギー※の導入推進を加速させていくため、2021(令和3)年3月に「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021~持続可能な社会を目指して~※」が策定されました。これまでの「再生可能エネルギーの導入推進」と「再生可能エネルギー関連産業集積」という2つの柱に「持続可能なエネルギー社会の構築」、「水素社会の実現」を新たな柱に加え、この4本の柱を相互に連動させながら、「2040年頃を目途に県内エネルギー需要の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーから生み出す」、「2030年度の間目標である再エネ導入量70%の達成」、そして、本県の更なる復興の加速と持続可能な社会づくりを目指していくこととしています。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、オール福島で気候変動対策に取り組むことで将来の県民に良好な環境を継承するため、2024(令和6)年10月に、「福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関す

る条例」を制定しました。さらに、条例や、国の「GX2040ビジョン」、「エネルギー基本計画」・「地球温暖化対策計画」、2035年度・2040年度における国内の温室効果ガス排出量削減目標の策定を踏まえ、温室効果ガス排出抑制等に関する施策や気候変動の影響に対する適応策を盛り込む「福島県気候変動対策推進計画」を策定する予定となっています。

また、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されたことを受け、「ふくしま生物多様性推進計画【第3次】」を2023（令和5）年3月に策定し、生物多様性の保全と活用を継続的に実施するため、生物多様性に関わる主体が共有できる「ふくしまの将来像」を定めるとともに、施策の基本方針や取組の位置づけを明示し、県民や事業者等と連携した施策を進めることとしています。

(2) 「市環境基本計画（第三次）」の目標達成状況

「市環境基本計画（第三次）」計画期間：2021（令和3）～2030（令和12）年度（以下「前計画」という。）では、「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」を目指し、「低炭素」、「循環」、「共生」、「安全・快適」及び「支える仕組み」を基本目標に掲げ、32の環境指標による進捗管理を行いながら、各施策を推進してきました。

計画の進捗状況を概観すると、基本目標1「気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】」、基本目標2「地域内で有効に資源が循環するまち【循環】」及び基本目標3「生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】」において、多くの環境指標が目標に向かって推移しており、引き続き施策の展開を図る必要があります。

(3) 市民及び事業者の意識（市民・事業者アンケート、事業所ヒアリング）

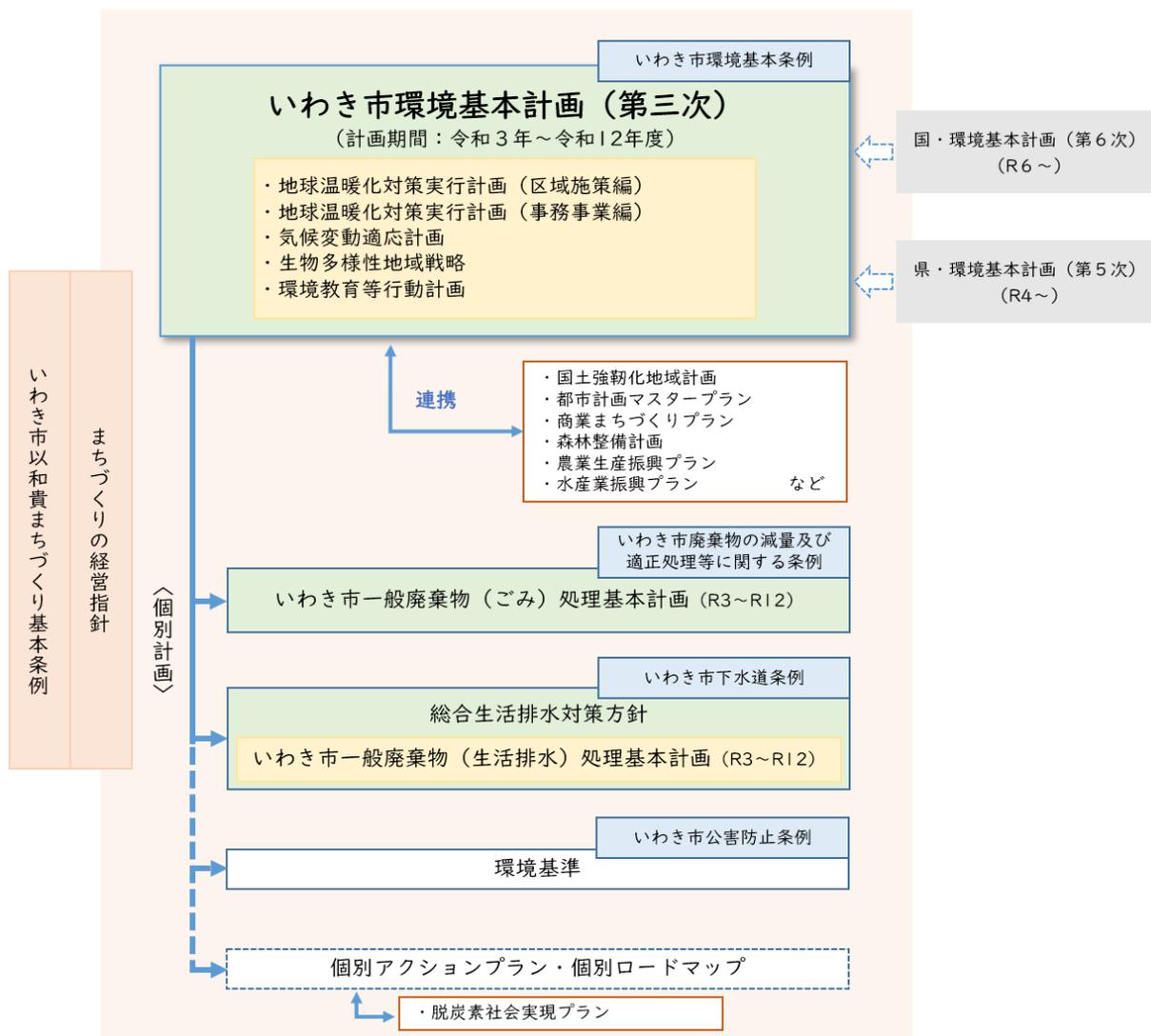
計画の改定にあたり、市民及び事業者を対象に実施したアンケート調査結果によると、前計画における特に基本目標1「気候変動を抑え、備えるまち」の基本施策「次世代エネルギー社会の構築」、「徹底した省エネルギーの推進」、基本目標2「地域内で有効に資源が循環するまち」の基本施策「まちの美化と不法投棄の防止」及び基本目標3「生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち」の基本施策「生物多様性の確保」について、現在の市の環境施策に対する満足度は低く、今後の重要度は高いと考えられていることから、取組を強化する必要があります。

また、先駆的な取組を実践している事業者や市として支援する意義の高い取組を実践している事業者などに対して事業所ヒアリングを実施して、事業者等が取組を実施するうえでの課題の把握をしました。

第2節 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「いわき市環境基本条例」第8条に基づき策定します。本計画に基づき、「いわき市以和貴まちづくり基本条例」における「様々な主体が共に地域の課題解決に取り組む」という共創の理念を基本とし、環境に関する個々の計画や他分野の関連計画等との連携を図りながら、市の環境政策を推進します。



(2) 計画の対象範囲

① 地域

本市全域を対象として、環境保全に取り組みます。ただし、市域の内外における環境や活動が相互に密接な関係にあることを考慮し、市域外については地球規模への貢献等も視野に入れるものとします。

② 環境の範囲

第2章第2節で掲げる環境目標を目指す上で、保全または推進を図るべき次の環境要素を本計画の対象とします。

【本計画において対象とする環境の範囲】

環境分野	環境要素
1 脱炭素	再生可能エネルギー、省エネルギー、スマートシティ※、交通体系、緑地、森林、温室効果ガス、気候変動 など
2 循環	3R※（廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用）、一般廃棄物※、産業廃棄物※、まちの美化 など
3 共生	森林、農地、里地里山※、公園、緑地、河川、湿地、池沼、沿岸、海洋、海浜、温泉、景観、史跡名勝天然記念物、歴史的・文化的遺産、動植物、自然とのふれあい など
4 安全・快適	大気、水、土壌・地下水、騒音・振動、悪臭、化学物質、放射性物質※、除染廃棄物、仮置場 など
5 支える 仕組み	環境教育、環境保全活動、産業振興、SDGs、地域循環共生圏※ など

③ 主体

市環境基本条例の基本理念に則り、市民、事業者及び市が適正な役割分担の下、第2章第1節で掲げる「目指していく環境都市像」及び第2節で掲げる「環境目標」の実現に向け、自主的かつ積極的に取り組むこととします。

また、広域的な対応が必要な事項については、国、県、周辺市町村及びその他関係機関と連携して取り組むこととします。

(3) 計画の期間

2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間。

なお、市を取り巻く環境の状況、社会経済情勢、科学的技術の進歩及び科学的知見の集積、さらには、目標の達成状況・施策の推移状況などを踏まえ、適宜、計画の見直しを行います。

第3節 計画改定のポイント

計画の改定にあたっては、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、本市が長期的かつ継続的に目指していく環境都市像として掲げた「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」と、この具現化に向けて設定された基本目標と施策体系を継承します。また、社会経済情勢等の変化や計画の進捗状況、並びに市民・事業者意見等を踏まえ、次の項目について見直しを図りました。

(1) 継続した取組の推進

国及び福島県の環境保全に係る施策等と方向性の整合性を図り、また、環境保全施策は長期的かつ継続的な取組が必要なことから、現行計画の5つの基本目標と施策体系を基本にして取組を推進します。

(2) 環境法令や施策動向を踏まえた修正

気候変動適応法の改正に伴って措置された熱中症対策については、本計画に統合した「気候変動適応計画」の一部を修正し、気候変動の影響に関する普及啓発を推進するとともに、対応策を検討し、取組を推進します。

また、2023（令和5）年に策定した「いわき市脱炭素社会実現プラン」において、2030（令和12）年の削減目標や、2050（令和32）年にカーボンニュートラルを実現することを目標に設定したことを踏まえ、関連する地球温暖化対策実行計画区域施策編及び事務事業編を修正し、地球温暖化対策の推進を図ります。

(3) 基本施策の位置付け

市民・事業者に対する環境に関するアンケートを踏まえ、「次世代エネルギー社会の構築」、「徹底した省エネルギーの推進」、「まちの美化と不法投棄の防止」及び「生物多様性への理解促進・確保」を注力すべき基本施策とし、従来の取組に加えて一層の対策を推進します。

「次世代エネルギー社会の構築」については、再生可能エネルギー利用機器の導入を促進することを基本に、水素社会の実現などに寄与する取組への支援等を進めます。

「徹底した省エネルギーの推進」については、カーボンニュートラル社会の実現に向け、基本的な取組となるため、普及啓発など促進を支援する施策に取り組みます。

「まちの美化と不法投棄の防止」については、環境美化に対するモラルの向上を図るとともに、不法投棄防止を推進するため、警察署等と連携した不法投棄監視等対策を引続き実施します。

「生物多様性への理解促進・確保」については、外来生物に関する情報展開などにより理解を促進するとともに、将来的な特定外来生物の防除等に向けた対応を図ります。

(1) ~ (3) を踏まえ、主な改定項目は以下のとおりです。

基本目標1 気候変動を抑え、備えるまち【脱炭素】

- 市脱炭素社会実現プラン策定を踏まえ、基本目標の【低炭素】を【脱炭素】へ改め、市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を修正
- 再エネ施設の設置について、適正な導入と管理を促し、自然環境の保全や災害の防止等を図ることを位置付け
- 燃料電池自動車や電気自動車の導入促進を追記
- 熱中症に関する注意喚起や指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）※等の利用促進を位置付け

基本目標2 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】

- フードドライブ※やフードシェアリングサービス※の普及を位置付け
- 低濃度 PCB※対策について、事業者への周知及び指導の実施を位置付け
- 不法投棄に対する意識醸成等を図るため、市民への啓発活動や自治会等への活動用資材の交付実施を位置付け

基本目標3 生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】

- 「野生動植物等調査参加者数」「自然体験型イベントの開催数」の環境指標については修正
- アライグマやハクビシンによる生活環境被害等の防止の観点から、適切な有害鳥獣対策の推進を位置付け
- サルやクマ等の野生生物の出没情報に際して、迅速な情報提供と注意喚起を位置付け
- イノシシやクマの市街地への出没に対応するため、緊急銃猟※の体制整備を位置付け

基本目標4 生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】

- 除染の終了に伴い、関連事業を削除し、「環境放射能に関する啓発・理解促進」を追加
- 建築物等の解体等工事の石綿（アスベスト）対策の推進を位置付け

基本目標5 みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】

- 市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定（具体的な目標を設定）

第4節 計画の構成

第1章「序論」、第2章「計画の目標」、第3章「施策」、第4章「計画の推進」の4章構成とし、巻末に「参考資料」を掲載しています。

第1章 序論	
第1節	計画策定の背景
第2節	計画の基本的事項
第3節	計画改定のポイント
第4節	計画の構成
第2章 計画の目標	
第1節	目指していく環境都市像
第2節	環境目標
第3章 施策	
第1節	気候変動を抑え、備えるまち【脱炭素】
第2節	地域内で有効に資源が循環するまち【循環】
第3節	生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】
第4節	生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】
第5節	みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】
第4章 計画の推進	
第1節	目標達成の手法
第2節	環境指標による点検・公表
第3節	計画の見直し
参考資料	
いわき市の概況、市環境基本条例、計画策定の検討体制、計画策定の検討経過、市民意見（パブリックコメント）等の概要、用語集	

＜本計画と各種環境関連法令との関係＞

各種環境関連法令に定める「地方公共団体の責務及び施策」に対応するとともに、次の各計画等に相当するものになります。

本計画第3章第1節(1)及び(2)を中心とした全編	「地球温暖化対策の推進に関する法律※」第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）※」
本計画第3章第1節(3)を中心とした全編	「気候変動適応法※」第12条に基づく「地域気候変動適応計画※」
本計画第3章第3節を中心とした全編	「生物多様性基本法※」第13条に基づく「生物多様性地域戦略※」
本計画第3章第5節及び第3章第3節(3)を中心とした全編	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律※」第8条に定める「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画※」
本計画第3章第5節(3)	「地球温暖化対策の推進に関する法律※」第21条に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）※」

第2章 計画の目標

第1節 目指していく環境都市像

第2節 環境目標

- 基本目標1 気候変動を抑え、備えるまち【脱炭素】
- 基本目標2 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】
- 基本目標3 生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】
- 基本目標4 生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】
- 基本目標5 みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】

第1節 目指していく環境都市像

市環境基本条例に定める「基本理念」を踏まえ、目指していく環境都市像として「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」を掲げ、市民、事業者及び市が適正な役割分担のもと、一体となって取組を推進することで、この環境都市像の実現を目指します。

人と自然が共生するまち 循環都市いわき



いわき市環境基本条例「基本理念」

- ・ 健全で恵み豊かな環境の確保と将来への継承
- ・ 人と自然との共生
- ・ 持続的な発展が可能な社会の構築
- ・ 市民、事業者及び市の適正な役割分担
- ・ 地球環境保全

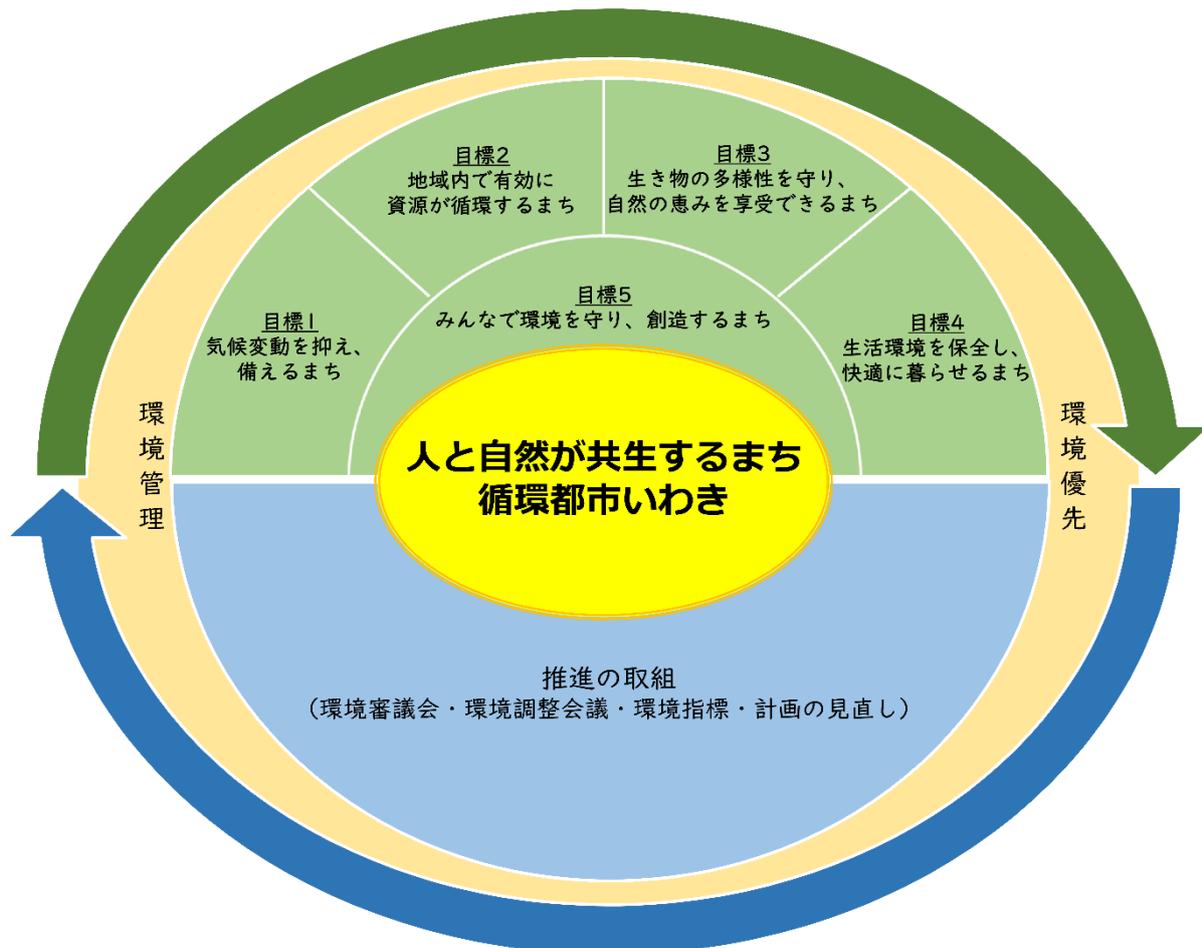
第2節 環境目標

環境政策に関わる社会動向や、国及び県における環境政策の方向性などを踏まえ、本市が目指す環境都市像を実現していくため、四つの環境分野別（脱炭素、循環、共生、安全・快適）に基本目標を設定します。

この四つの基本目標と相互に関連しあう基本目標の一つとして、支える仕組みを設定することで、下支えのもと総合的な施策を展開します。

なお、市民、事業者及び市の各主体があらゆる活動・場面において、環境の保全を優先的に考え、常に環境の状態を把握し、また、環境への影響を予測・評価しながら行動する、「環境優先※」と「環境管理※」の二つの考え方をあらゆる施策（行動）展開の基本とします。

「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」に向けた統合的な取組



基本目標1 気候変動を抑え、備えるまち【脱炭素】

地球温暖化は、異常気象の頻発、気候システムの急激な転換といった影響を起こすのみならず、生態系への影響に加え、水不足、農業への打撃、感染症の増加、災害の激化など、私たちの経済・社会活動にさまざまな影響が生じる可能性が指摘されています。世界的には、既にそれらの影響が生じている地域もあり、今後の気温上昇に伴ってより深刻な影響が拡大していくことが予測されています。

この地球温暖化の危機に対応するため、温室効果ガスを削減する脱炭素社会を目指し、次世代エネルギー社会の構築や省エネルギーの推進による化石燃料※の使用抑制を図るとともに、避けることのできない気候変動の影響に対して、本市に将来起こり得る具体的な影響を考慮し、「気候変動を抑え、備えるまち」を目指します。

また、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル※」を目指した取組等を進めます。

基本目標2 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、地球上の有限の資源を浪費し、健全な物質循環を阻害する側面を有しており、天然資源の枯渇や価格高騰による資源制約への懸念、環境破壊、有害廃棄物の不適正処理による環境汚染などの問題を引き起こしています。

この資源の浪費による危機に対応するため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の発生抑制や循環資源※の利用などの取組により、環境への負荷をできる限り少なくする「地域内で有効に資源が循環するまち」を目指します。

基本目標3 生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】

自然環境は、その中に息づく多様な生き物が、さまざまな自然の状態に適応しながら、微妙なバランスのもと、生態系の中でそれぞれ役割を担い相互に影響しあうことによって長い年月をかけて形成されてきたものです。

あらゆる生き物は、生き物の多様性が保たれた豊かな自然環境から、食料や水の供給、安定した気候、美しい景観など、さまざまな恩恵を受けて生きています。しかし、生き物の生息・生育環境が人間活動による土地改変や環境汚染などにより大きく損なわれ、種の絶滅のおそれ、里地里山※における人間の働きかけの後退による生態系の劣化、外来生物による在来の生態系のかく乱、美しい景観の損失などの問題が引き起こされています。

この生態系の危機に対応するため、生物多様性※が適切に保たれ、自然の循環に沿う形であらゆる社会経済活動を自然に調和したものとし、さまざまな自然とのふれあいの機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる「生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち」を目指します。

基本目標4 生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】

市民が安全に、安心して生活できるよう、健全で恵み豊かな市の環境を確保・継承することは、健全な社会活動を行ううえでの基盤となるものです。

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故では、大量の放射性物質[※]により環境が汚染され、多くの市民が放射能に対する不安を抱えながらの生活を余儀なくされました。現在、いわき市内での除染は完了しているものの、今も残る市民の不安を払拭することが今後も必要となります。また、令和元年10月には、令和元年東日本台風等により、市内は暴風を伴う記録的な大雨となり、各所で河川堤防の決壊、越水による浸水害や土砂災害が発生し、尊い人命が失われるとともに、5,900棟を超える住家被害、農作物への影響など、甚大な被害となったことを踏まえ、災害への対応を進める必要があります。また、新たな産業を推進する際においても、環境に配慮した取組を進めることが重要です。

これらの現状を踏まえ、誰もが安全に、安心して暮らせるよう、「生活環境を保全し、快適に暮らせるまち」を目指します。

基本目標5 みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】

今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの定着化、人口や社会経済活動の都市への集中等を背景とし、自動車交通量の増大等による大気汚染、生活排水による水質汚濁、廃棄物量の増加、身近な環境問題などから、地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少といった地球規模の環境問題に至るまで、複雑・多様化、深刻化しています。

問題の解決のためには、一人ひとりが環境とのかかわりや自然など環境の価値について学ぶことはもちろん、現在のライフスタイルや社会システムを構成しているさまざまな事項についても認識を深める必要があります。環境教育・環境学習機会等の更なる充実を図り、市民及び団体等が、自発的な環境保全活動等への取組において必要となる知識を提供し、市民等による環境保全活動を推進し、市民、事業者及び市が協働・連携し、「みんなで環境を守り、創造するまち」を目指します。

第3章 施策

第1節 気候変動を抑え、備えるまち【脱炭素】

- (1) 次世代エネルギー社会の構築
- (2) 徹底した省エネルギーの推進
- (3) 気候変動への対応

第2節 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】

- (1) ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立
- (2) 廃棄物の適正処理
- (3) まちの美化と不法投棄の防止

第3節 生き物の多様性を守り、自然の恵みを 享受できるまち【共生】

- (1) 生物多様性への理解の促進
- (2) 生物多様性の確保
- (3) 自然とのふれあいの機会の創出

第4節 生活環境を保全し、 快適に暮らせるまち【安全・快適】

- (1) 大気・水等の保全
- (2) 自然災害への対応
- (3) 環境放射能への対応

第5節 みんなで環境を守り、 創造するまち【支える仕組み】

- (1) 環境保全活動の促進
- (2) 協働による環境保全
- (3) 市の率先的な活動の実施

施策体系

基本目標	基本施策	施策
第1節 気候変動を抑え、 備えるまち 【脱炭素】	(1) 次世代エネルギー社会の構築	① 再生可能エネルギー利用の促進
		② 蓄電池・水素の利活用の拡大
	(2) 徹底した省エネルギーの推進	① 脱炭素アクションの普及啓発
		② 省エネルギー設備・機器の導入促進
	(3) 気候変動への対応	① 気候変動の影響に関する普及啓発の推進
		② 想定される影響への対応策の検討
第2節 地域内で有効に 資源が循環するまち 【循環】	(1) ごみ減量の更なる推進と 循環型社会の確立	① 3Rの推進
		② 食品ロス対策
		③ プラスチック排出抑制対策
	(2) 廃棄物の適正処理	① 一般廃棄物の適正処理
		② 産業廃棄物の適正処理
	(3) まちの美化と不法投棄の防止	① まちの美化
② 不法投棄の防止		
第3節 生き物の多様性を 守り、自然の恵みを 享受できるまち 【共生】	(1) 生物多様性への理解の促進	① 環境教育、自然環境調査の実施
		② 希少動植物の保全
		③ 生態系被害防止外来種への対応
	(2) 生物多様性の確保	① 森林・農地・河川等の保全
		② 緑地の保全と緑化の推進
		③ 景観・天然記念物等の保全
④ 鳥獣被害への対応		
(3) 自然とのふれあいの機会の創出	① 人と自然のふれあいの充実	
	② 公園・緑地の整備と管理の推進	
第4節 生活環境を保全し、 快適に暮らせるまち 【安全・快適】	(1) 大気・水等の保全	① 大気・水環境等の監視の継続
		② 発生源対策
		③ 生活排水対策の推進
	(2) 自然災害への対応	① 自然災害への対応
		② 分散型エネルギーによる災害に強いまちづくり
	(3) 環境放射能への対応	① 環境放射能に関する啓発・理解促進
② 空間線量モニタリング		
第5節 みんなで環境を守り、 創造するまち 【支える仕組み】	(1) 環境保全活動の促進	① 市民の環境保全活動の促進
		② 事業者の環境保全活動の促進
		③ 環境教育の推進
	(2) 協働による環境保全	① 各主体との協働
		② 各主体間との連携
		③ 関係機関との連携
(3) 市の率直的な活動の実施	① 事務事業に伴う環境への負荷の低減	

第1節 気候変動を抑え、備えるまち【脱炭素】



いわき市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第三次

次世代エネルギー社会の構築

再生可能エネルギー利用の促進

蓄電池・水素の利活用の拡大

徹底した省エネルギーの推進

脱炭素アクションの普及啓発

省エネルギー設備・機器の導入促進

気候変動への対応

気候変動適応計画

気候変動の影響に関する普及啓発の推進

想定される影響への対応策の検討

(1) 次世代エネルギー社会の構築

現状と課題

- 地球温暖化対策や災害に強いまちづくりなどの観点から再生可能エネルギーや環境負荷の少ない次世代エネルギーの導入拡大を図り、循環を基調とした持続可能なまちづくりを目指します。一方で、再生可能エネルギー発電事業については、十分に環境保全を図ったうえで、適正導入していく必要があります。
- 国は、「水素・燃料電池戦略ロードマップ[※]」、「水素基本戦略[※]」、「水素社会推進法[※]」及び「第7次エネルギー基本計画[※]」などにおいて、利便性やエネルギー効率が高く、利用段階で温室効果ガスの排出がないなどの特徴を有する水素エネルギーが活用される水素社会[※]の実現を目指していることから、市においても、水素エネルギーなど環境負荷の少ないエネルギーが活用される取組を今後も進めていく必要があります。
 また、国は、「第六次環境基本計画」において、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会[※]」の実現を示したところであり、本市としても、これまでに以上に、地域資源を活かし取組を推進していく必要があります。
- 福島県は「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021～持続可能な社会をめざして～」により、「2040（令和22）年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指す」、「2030年度の間目標である再エネ導入量70%の達成」という目標を掲げていることから、県と連携して、再生可能エネルギーの一層の導入拡大を図る必要があります。
- 本市は、2022（令和4）年11月に、「いわき市脱炭素社会実現プラン（ビジョン編）」を策定し、「いわき市カーボンニュートラル宣言」を行い、事業者、行政などの各主体が連携して取り組んでいくこととした。また、2023（令和5）年11月には、「いわき市脱炭素社会実現プラン」を策定し、2013年比で2030年までに市内全体の温室効果ガス排出量を50%削減する目標、及び2050年までに排出量実質ゼロを目指すこととしており、市全体で脱炭素社会の実現に取り組んでいく必要があります。
- 本市は、市民及び事業者による再生可能エネルギー機器の導入を支援するほか、公共施設の改修等の機会を通して公共施設への率先導入を図る必要があります。
- 再生可能エネルギーの多様な有効活用の方策として、環境負荷の少ない技術・機器利用についても普及を図る必要があります。

<参考>いわき市における再生可能エネルギー導入済量と可採量（令和4年）

項目	導入済量	可採量
太陽光発電	292.0 MW	3,309.1 MW
陸上風力発電	0.1 MW	1,934.4 MW
中小規模水力発電 [※]	5.6 MW	19.6 MW
地熱発電	0.0 MW	0.0 MW
バイオマス発電	53.3 MW	2,672,595 GJ/年

環境指標

環境指標	基準年度 (令和6年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
太陽光発電導入量 (注)	32,835	37,000	kW
化石エネルギー消費削減量(原油換算時) (注)	20,801	22,290	kl

(注)各年度における累計値

施策の展開

① 再生可能エネルギー利用の促進

施策の例・方向性

注力

担当課

・再生可能エネルギー等の利用に対する普及啓発や各種補助制度等を情報提供	環境企画課など
・再生可能エネルギー導入の課題等を分析	環境企画課 産業みらい課
・環境負荷の少ない再生可能エネルギーや廃棄物由来のエネルギーを活用する取組や、地域資源を活用した取組の支援	環境企画課 資源循環推進課 など
・再生可能エネルギー発電事業者に対し、関連法令等に基づき、住民理解の醸成や、環境への影響の回避・低減などを意見・指導	環境企画課
・再生可能エネルギー発電施設の設置に当たっては、適正な導入と管理を促し、自然環境等の保全や災害の防止等を図る	環境企画課など

② 蓄電池・水素の利活用の拡大 ★

施策の例・方向性

担当課

・燃料電池自動車※や電気自動車※などの導入促進	環境企画課
・防災や電力ひっ迫時の対策に資する蓄電池の導入促進	環境企画課
・再生可能エネルギーや蓄電池などの分散型エネルギー※による、災害時に強く環境負荷の少ないまちづくりに向けた取組の推進	環境企画課など
・燃料電池自動車(バス、トラックなどを含む)の普及に向け、県等と連携した事業者支援	環境企画課 産業みらい課

市民・事業者に期待される役割(主体別環境配慮指針)

● 市民

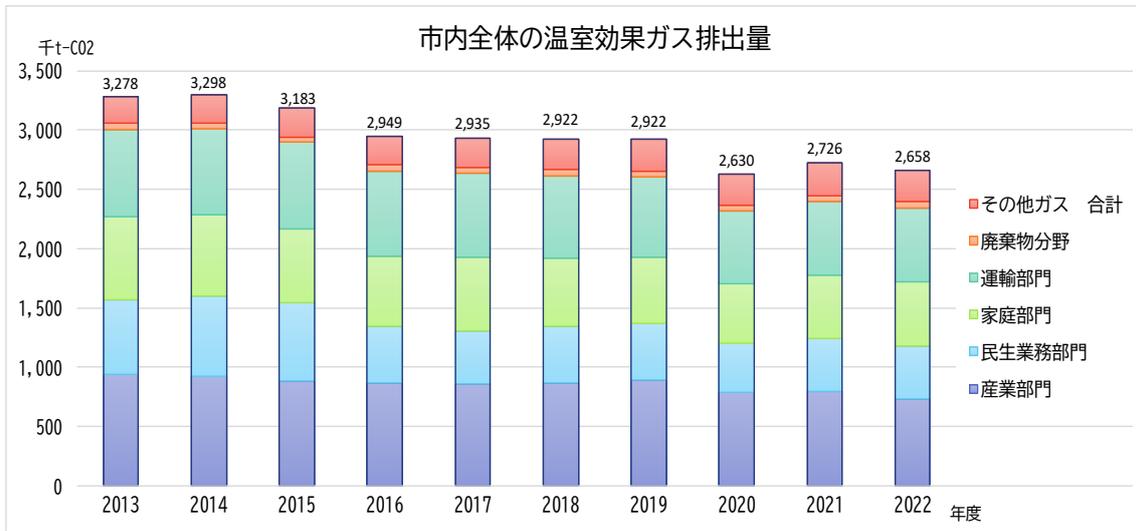
- ・再生可能エネルギーを利用した機器の導入に努めます。
- ・学習・体験施設などを積極的に利用し、再生可能エネルギーへの理解向上に努めます。

● 事業者

- ・再生可能エネルギーを利用した機器の導入、研究、開発を進め、販売価格の低減に努めます。
- ・再生可能エネルギー発電施設の整備・運用においては、安全・安心を確保するとともに、地域との共生に努めます。
- ・再生可能エネルギー発電施設等の見学会を積極的に実施するなど普及啓発に努めます。

(2) 徹底した省エネルギーの推進

現状と課題



- 本市における温室効果ガスの排出量の総量は、2013（平成 25）年度に対し、2016（令和 3）年度は約 17%減少しています。
- 産業部門は、長期的にも短期的にも排出量は減少しており、民生家庭部門においては、2013（平成25）年度までは世帯数の増加や電気等使用量増加の影響により、排出量が増加したものの、2013（平成25）年度以降は、省エネ機器の普及により排出量は減少しています。民生業務部門では店舗数の増加等により排出量は増加傾向です。運輸部門では、2000（平成12）年度までは自動車保有台数の増加から、排出量が増加しましたが、2000（平成12）年度以降は自動車燃費の改善により、排出量は減少傾向となっています。
- 民生家庭部門及び民生業務部門は、長期的に増加基調にあるため、省エネルギーの促進や、エネルギーの有効利用に取り組む必要があります。
- 省エネルギー機器などへの更新等を計画的に推進し、着実な温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。
- 国は、温室効果ガスを全体でゼロにする「2050年カーボンニュートラル※」（脱炭素社会）の実現を目指すことを宣言しています。
- 2025（令和7）年4月に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（改正建築物省エネ法等）が施行され、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けとなり、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等が図られています。また、2030（令和12）年までに、省エネ基準をZEH・ZEB水準まで引上げることが予定されています。

環境指標

環境指標	基準年度 (平成25年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
家庭から排出される市民一人あたりの温室効果ガス排出量	2.14	0.93	t-CO ₂ /年
自家用車利用に伴う温室効果ガス排出量	392.0	254.8	千t-CO ₂ /年

施策の展開

① 脱炭素アクションの普及啓発

注力

施策の例・方向性	担当課
・省エネルギー行動の実践につながる情報の提供	環境企画課
・脱炭素や環境負荷の少ない製品・サービスの選択につながる情報の提供	環境企画課
・安全・安心で新鮮な地場産品の消費促進による、地産地消 [※] の推進	環境企画課など
・燃料電池自動車や電気自動車の導入促進およびエコドライブ [※] の促進	環境企画課
・鉄道、バスなどの公共交通機関や中山間地の乗合輸送の利用促進	公共交通課
・体系的な道路ネットワークを構築し、交通渋滞を解消するとともに、安全で快適な歩行環境の形成	土木政策課 建設事業課
・環境にやさしい自転車利用の促進を図るため、安全で利便性の高い自転車走行空間の整備を推進	建設事業課

② 省エネルギー設備・機器の導入促進

施策の例・方向性	担当課
・ネットゼロエネルギーハウス（ZEH） [※] 、家庭用エネルギー管理システム（HEMS） [※] 、LED [※] 照明や高効率給湯器 [※] など省エネルギー関連機器の普及啓発	環境企画課
・燃料電池自動車や電気自動車の導入促進（再掲）	環境企画課
・断熱材や複層ガラス [※] 窓などエネルギー効率が高い住宅や省エネルギーリフォームの普及啓発	環境企画課など
・省エネ機器導入効果を把握する仕組みの検討及び導入効果に係る普及啓発	環境企画課
・省エネルギー診断の支援	環境企画課

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・ 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）などにより、家庭におけるエネルギー消費状況の把握に努めます。
- ・ 不用な照明を消すなど、無駄なエネルギーの消費を削減します。
- ・ 衣類による体温調節など、エネルギーを消費しない方法をなるべく選択します。
- ・ 冷蔵庫の詰めすぎを避けるなど、機器等を効率よく、必要な分だけ利用し、無駄なエネルギーの発生を抑えます。
- ・ 国産品や地場産品など、輸送エネルギーの消費が少ない商品を選択します。
- ・ 住宅の新築や改修、機器等の導入の際は、エネルギー効率が高いものを検討します。
- ・ 近場への移動には徒歩や自転車を利用し、遠出をする際には公共交通機関を積極的に利用します。
- ・ 自家用車は、相乗りや用事をまとめて済ませるなど、効率的に利用します。

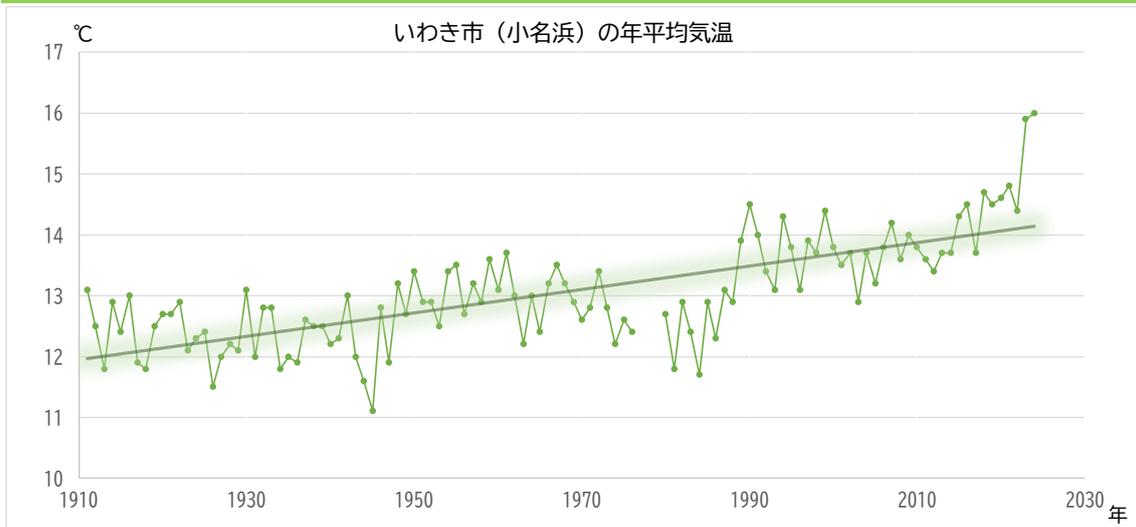
● 事業者

- ・ ISO14001[※]やエコアクション21[※]などの環境マネジメントシステム[※]を導入し、自らの環境負荷を適切に把握します。
- ・ クールビズ[※]、ウォームビズ[※]を積極的に推進し、エネルギーを消費しない方法を選択します。
- ・ 照明やOA機器、冷暖房などの管理を適切に行い、不用なエネルギー消費を削減します。
- ・ 事務所・工場などの新築や改修、機器等の導入の際は、エネルギー効率が高いものを検討します。
- ・ エコドライブ[※]の徹底、アイドリングストップの実施、効率的な配送システムの構築、燃料電池自動車や電気自動車などの購入等に努めます。
- ・ 商品などの製造工程における省エネルギー化を進めます。
- ・ ノーマイカー通勤[※]の奨励、時差通勤[※]の実施に取り組みます。
- ・ テレワーク[※]やリモート会議[※]の導入に取り組みます。

コラム	<デコ活>
<p>2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活」を展開中です。</p> <p>脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿をご紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しします。</p> <p style="text-align: right;">出典：環境省 ホームページ</p>	

(3) 気候変動への対応

現状と課題



- 2015（平成27）年のパリ協定において、平均気温の上昇を抑える緩和に関する目標に加え、気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靱性を高める適応も含め、世界全体での対応を強化することとしており、国においても、2018（平成30）年、気候変動に対処する緩和策だけではなく、将来予測される被害の回避・軽減等を図る気候変動への適応に取り組むため、「気候変動適応法」を施行し、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「気候変動適応計画」を策定しています。
- 令和6年には気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するために「気候変動適応法」が改正され、熱中症対策実行計画の法定計画への格上げ、熱中症警戒情報の法定化及び熱中症特別警戒情報の創設、市町村長による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）及び熱中症対策普及団体の指定等の制度が措置されています。
- 本市においても気温が全体的に上昇しており、過去100年で約1.7℃上昇しています。猛暑日も増加傾向にあり、熱中症対策に注力していく必要があります。また、海面上昇による砂浜の消失、動植物の生育状況の変化等が予測されています。気候変動によるリスクを低減するため、温室効果ガス排出量の削減による「緩和」に取り組むことはもちろん、気候変動による悪影響への「適応」を進める必要があります。
- 気候変動の影響により頻発化・激甚化する災害に対して、高い防災意識・危機意識を維持し続けることや、さまざまな災害から命と財産を守るため、災害を未然に防ぐことや、少しでも被害を小さくすることなど、防災力の強化に取り組む必要があります。
- 本市における各分野の行政計画において、気候変動に対する適応が施策に反映されるように調整を図っていく必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和6年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
熱中症搬送患者数 (直近5か年平均)	240	減少を目指す	人/年
ふくしま涼み処登録数	76	178か所以上	か所
防災訓練参加者数(市民)	1,319	1,700	人/年

施策の展開

① 気候変動の影響に関する普及啓発の推進	担当課
<p>施策の例・方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙やホームページなどを活用し、気候変動の影響に備える「適応」への理解と実践につながる情報や生態系への影響についての情報の提供 	環境企画課
② 想定される影響への対応策の検討	担当課
<p>施策の例・方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症に関する注意喚起や指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)やふくしま涼み処の提供など、情報発信を強化し、利用促進を図る ・ 市民の防災意識の高揚や自主防災組織[※]の強化支援 ・ 治水対策として、流域治水についての普及啓発や、被害を最小限に抑えることを目的とした準用河川等の改良事業の実施 ・ 土砂災害(がけ崩れ)に対するインフラ整備 ・ 宅地内から敷地外への急激な雨水流出を抑える設備の普及を促進し、水資源の有効活用を図る。 また、敷地外から宅地内への急激な雨水流入を防止する設備の普及を促進し、市民の防災意識の高揚を図る。 ・ 気候変動における広域の適応課題への対応策を検討 	環境企画課 地域保健課など 災害対策課など 土木政策課河川政策担当 建設事業課 農林土木課など 生活排水対策室 経営企画課 環境企画課

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

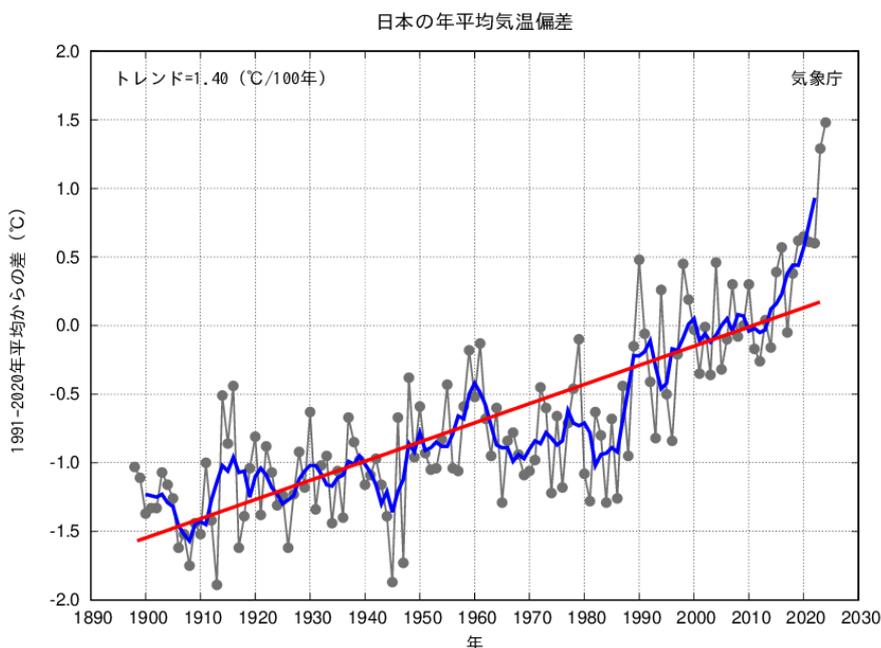
- 市民
 - ・ 天気予報や防災情報等を確認したり、ハザードマップや避難経路を確認したりすることで、気象災害に備え身を守る準備をします。
 - ・ こまめな水分補給や適切なエアコンの使用により熱中症を予防します。
 - ・ 感染症を媒介する蚊が育つ水たまりを作りません。
- 事業者
 - ・ 農作物の品質低下を防ぐため高温耐性品種の開発や普及を進めます。
 - ・ 洪水や気象災害などの気候変動の影響を踏まえたBCP(事業継続計画)を策定します。
 - ・ 従業員の安全や健康を確保するため、気象災害や熱中症などへの対応を積極的に進めます。

いわき市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第三次
 <関連事項>

1 地球温暖化（気候変動）とは

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※は、2018（平成30）年から2023（令和5）年にかけてとりまとめた第6次評価報告書において、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく」、「1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011（平成23）～2020（令和2）年に1.1℃の温暖化に達した」と指摘し、「将来変化の一部は不可避かつ又は不可逆的だが、世界全体の温室効果ガスの大幅で急速かつ持続的な排出削減によって抑制しうる。」、「この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ。」など対策の重要性を示しています。

地球温暖化は、極端な気象現象や生態系の損失などのリスクを招くとされ、自然生態系及び人間社会に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止するため、温室効果ガスの排出抑制等に取り組む必要があります。



【(1898（明治31）～2024（令和6）年）】

細線（黒）は、国内15観測地点での年平均気温の基準値からの偏差を平均した値を示している。太線（青）は偏差の5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示している。基準値は1991（平成3年）～2020（令和2）年の30年平均値。

（出典：気象庁）

福島県における各分野の気候変動の影響結果概要一覧表

分野	項目	解析結果	2030 年 期	2100 年 期
農業・林業・水産業	コメ	白未熟粒発生率	平地、盆地部で増加	平地、盆地部で約 20%増加
	もも	栽培適地	高温影響地域は存在しない	浜通り一帯が高温影響地帯となる
	りんご	栽培適地	高温影響地域に推移する	会津の山岳地域を除くほとんどの地域において高温の影響が現れる
	温州みかん	栽培適地	栽培適地は出現しない	会津地方の広い山岳地域を除くほとんどが栽培適地に変化(寒害の恐れあり)
	たんかん	栽培適地	栽培適地は出現しない	浜通り地方の広い範囲、県北地域にて適地に変化(低温障害の恐れあり)
	ぶどう	栽培適地	県北地方の中心に着色不良が発生する可能性	中通り、浜通り、会津地方の平地部を中心に影響が拡大
	なし	栽培適地	栽培適地は出現しない	ほぼ全域が栽培適地に変化する
水環境・水資源	水資源賦存量	現在比	浜通り地方では減少傾向。暖候期(4~10月)はいずれの地域も不安定。寒候期(11~3月)は将来に増加する傾向	
	河川流量	現在比	阿賀野川、阿武隈川は河川平均流量が増加。浜通り地方は、河川流量の減少する傾向。鮫川、藤原川などのいわき地域に分布する河川は減少の傾向が顕著	
	浮遊物質量	現在比	浜通り地方、特にいわき地域の浮遊物質量は減少傾向。阿賀野川、阿武隈川は、河川平均流量の増加に伴い増加する	
	クロロフィルa	富栄養化レベル	変化は少ない	日中ダム、田島ダムの人工湖沼で、現状と比較し中栄養化レベルに変化
自然生態系	ブナ	潜在生育域	大きな変化は認められない	極端に減少
	アカガシ	潜在生育域	拡大する	浜通り地方の低地、中通り地方の県南地域で減少
	シラビソ	潜在生育域	大きな変化は認められない	生育不適域となる
	ハイマツ	潜在生育域	大きな変化は認められない	生育不適域となる
	スギ	純一次生産力	増加する	増加する
	ニホンジカ	生息確率	生息分布が拡大	生息分布が拡大
自然災害・沿岸域	砂浜浸食	砂浜消失率	高い	80%に達する
	洪水被害	潜在洪水被害額	永続的にリスクが高まる	
	斜面崩壊	発生確率増加量	会津地方北部・南西部、南会津地方西部、県北地方北部、県中地方西部、県内地方東部、浜通り地方阿武隈高地の境界部で発生確率が上昇	危険領域が著しく拡大する
健康	熱ストレス	超過死亡者数	全県的に熱ストレス変化率は増加。いわき地方の変化率の増加が顕著	熱ストレス変化率が10%の範囲が拡大する
	ヒトスジシマカ	生息可能域	会津地方の人口が集中する低地も生息分布地となる	高い標高の領域を除いてほぼ県内全域が生息分布域になる
産業・経済活動	観光・レジャー(磐梯高原)	年平均気温の変化	明瞭な差は認められない	気温上昇が顕著

※2100 年 期は、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しないシナリオ (SSP5-8.5)。IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change 国連気候変動に関する政府間パネル)による第6次評価報告書(科学的な気候、気候変動による影響の分析のほか、社会経済への影響、気候変動を抑える対策なども含めた世界で公表された論文や観測・予測データをとりまとめた。)の予測で用いられ、全球の気象、気候の将来像を数値解析により誘導する数値気候モデルによる。

出典：福島県「福島県の気候変動と影響の予測」令和5年3月

<参考 温室効果ガス（GHG：Green House Gas）とは>

主な温室効果ガスの種類	主な排出源	地球温暖化係数
二酸化炭素：CO ₂	化石燃料の燃焼	1
メタン：CH ₄	化石燃料の燃焼、農業、廃棄物	28
一酸化窒素（亜酸化窒素）：N ₂ O	の焼却等	265
ハイドロフルオロカーボン：HFC	冷蔵庫やエアコンなどの冷媒等	116～12,400
パーフルオロカーボン：PFC	半導体製造、金属洗浄等の溶剤等	6,630～11,100
六ふっ化硫黄：SF ₆	電気絶縁ガス使用機器等	23,500
三ふっ化窒素：NF ₃	半導体素子の製造等	16,100

*本計画における温室効果ガスの排出は、表記7種類の温室効果ガスの排出量で推計。

*地球温暖化係数（GWP：Global Warming Potential）とは、二酸化炭素を基準にして、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力（効果）があるか表したものの。例えば、二酸化炭素に比べ、メタンは28倍もの温暖化する能力（効果）があります。このため、メタン1トンの排出は二酸化炭素28トンが排出されたのと同じです。

*ハイドロフルオロカーボン及びパーフルオロカーボンは複数の種類があるため、地球温暖化係数は範囲で表記しています。

2 地球温暖化対策実行計画の意義

地球温暖化による気候変動は、もはや気候危機とされるまでに進行しています。異常気象による猛暑や豪雨、台風などによる自然災害が多発するとともに、深刻な食料不足や生態系の変化といった様々な影響を地球規模で及ぼしています。

本市においても、100年で平均気温が約1.7℃上昇しており、地球温暖化問題は、市民一人ひとりにとって、解決しなければならない、とても重大な問題です。

国際社会においては、2015年のパリ協定及び2021年のグラスゴー気候合意において、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて1.5℃に抑える努力を迫及する」ことなどが示され、2020年には日本においても、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すこととされました。

本市はこれまで、エネルギーの変遷に適応しながら、東北有数の工業都市として発展してきましたが、2011年には東日本大震災によって多大なる被害を受け、復興は未だ道半ばです。

こうした中、再生可能エネルギーを中心としたエネルギー転換期を迎えていますが、これまでの経済発展を支えてきたエネルギー産業とその長い歴史の中で培ってきた強みを最大限に生かしながら、環境と社会・経済の好循環を創出し、グリーン成長につなげていきます。

将来世代に緑豊かな自然を有したふるさとを引き継ぎ、また、持続可能な社会へシフトするため、市民、行政、事業者及び各種団体が連携・協働し、一丸となって二酸化炭素の排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルの推進に取り組み、脱炭素社会を2050年までに実現することに挑戦します。

3 市内の温室効果ガス排出の現状

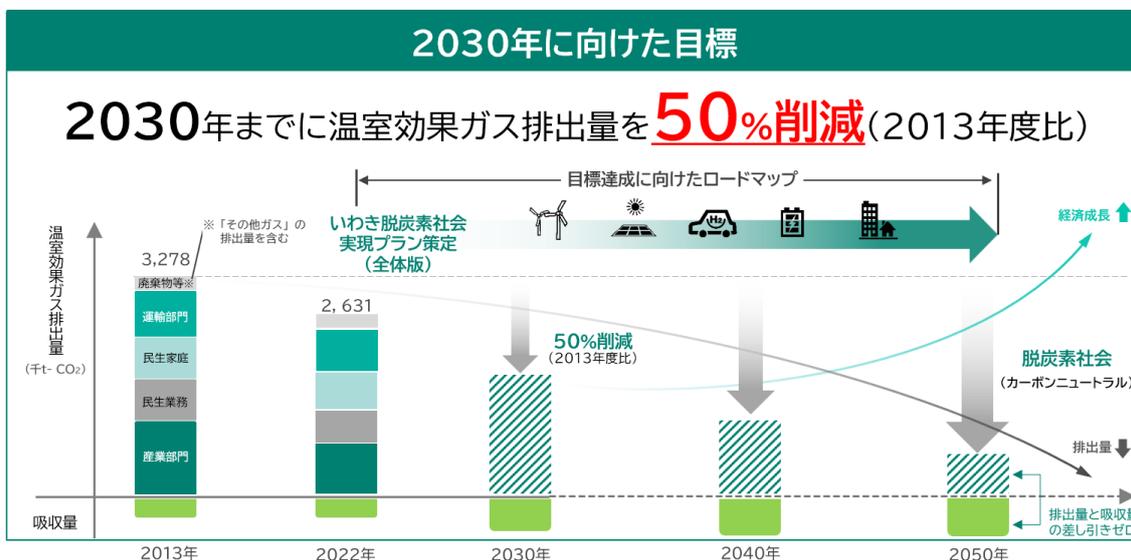
本市における2013(平成25)年度の温室効果ガスの排出量は、3,278千t-CO₂であり、その内訳は、製造業の工場などによる産業部門が約28.6%、自動車などの運輸部門が22.4%、家庭におけるエネルギー消費による民生家庭部門が約21.4%、小売業や事務所などの民生業務部門が約19.3%となっております。2022(令和4)年度時点は2,631千t-CO₂となり、温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。

参考指標	平成25年度	令和12年度	単位
市内全体からの温室効果ガス排出量	3,278	1,959	千t-CO ₂ /年

※森林等による吸収を含まない。

4 温室効果ガス排出量の削減目標

本市としては、地球温暖化問題に対して世界規模で対策を実施する国と連動して地球温暖化対策を推進しています。いわき市脱炭素社会実現プランにおいては、技術革新による温室効果ガス排出量の削減や森林等の温室効果ガス吸収源の整備などにより、2013年比で2030年までに市内全体の温室効果ガス排出量を50%削減することを目標とし、2050年までに温室効果ガスの「排出量」から、植林・森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」を目指します。



いわき市脱炭素社会実現プラン

第2節 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】



ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立

3R推進

食品ロス対策

プラスチック排出抑制対策

廃棄物の適正処理

一般廃棄物の適正処理

産業廃棄物の適正処理

まちの美化と不法投棄の防止

まちの美化

不法投棄の防止

(1) ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立

現状と課題



- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを見直すとともに、ごみの3R（リデュース：発生抑制・リユース：再使用・リサイクル：再生利用）を推進し、環境にやさしい循環型社会を構築していく必要があります。
- ごみ排出量削減やリサイクル率向上に向け、環境産業※の事業者との連携や、民間主導によるリサイクルを推進するなど、市民、事業者及び市が連携して取り組む必要があります。
- 3Rの推進においては、環境への負荷軽減やごみ処理コスト削減の観点から、特に焼却ごみ（燃やすごみ）と埋立ごみ（燃やさないごみ）の削減を図っていく必要があります。
- 大量の食品ロスが発生することによりさまざまな影響や問題が発生します。ごみ処理コストの増加や焼却による二酸化炭素排出などにより環境負荷がかかります。日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解・把握し、削減のためにできることを一人一人が考え、行動に移す必要があります。
- プラスチックは、私たちの生活において、広く利用されていますが、世界的に年間で相当量のプラスチックごみが海に流出していると言われており、生態系や生活環境などへの影響が懸念されています。より一層、プラスチックごみの排出抑制などに取り組む必要があります。
- また、地域特性や循環資源の性質などに応じ、最適な規模による地域循環圏を構築していく必要があります。
- ごみの排出量削減やリサイクル率の向上を図るとともに、ごみの焼却処理施設の老朽化や最終処分場※の残容量の減少に伴い、安定的なごみ処理体制や効率的なごみ処理の推進を進める必要があります。
- ごみを排出する事業者に処理責任があることに鑑み、事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収について検討を進める必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和6年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
一人一日当たりのごみの排出量	927	900	g/人・日
リサイクル率	21.7	22.0	%
食品ロス発生量（注）	10,129	7,698	t/年

(注)食品ロス発生量は、国の統計データを準用し、推計しています。

施策の展開

① 3Rの推進

施策の例・方向性	担当課
・ 市民及び市内外の事業者と連携し、発生抑制を主眼とした各種3R施策を推進	資源循環推進課 清掃管理事務所
・ 多量排出事業者を対象にした立入調査や、市の処理施設における搬入物検査の強化などにより、事業系廃棄物※の更なる減量	資源循環推進課 清掃管理事務所 廃棄物対策課
・ 生ごみの減量化を促進	資源循環推進課
・ ごみ処理の適切な費用負担のあり方について検討	資源循環推進課
・ 市民及び事業者等との連携により、生ごみが地域の中で資源循環するシステムの構築	資源循環推進課
・ 各リサイクル法の周知・啓発	資源循環推進課 清掃管理事務所 など
・ 再資源化できるごみが、「燃やすごみ」や「燃やさないごみ」に混入しないよう、分別の徹底を呼びかけるとともに、分別ルールを分かりやすく周知	資源循環推進課
・ 環境産業との協働により、食品残渣や剪定枝等のバイオマスについて、民間におけるリサイクル処理の流れを推進	資源循環推進課 清掃管理事務所

② 食品ロス対策

施策の例・方向性	担当課
・ 食品ロス削減の重要性に関する意識の醸成	資源循環推進課
・ 食品ロス削減のために暮らしの中で意識して実践するフードドライブの普及	資源循環推進課
・ 市民及び事業者が自ら実践できる食品ロス削減を促進するフードシェアリングサービスの普及	資源循環推進課
・ 多様なライフスタイルを通じた食育の推進	健康づくり推進課

③ プラスチック排出抑制対策

施策の例・方向性	担当課
・ 容器包装系ごみ※の更なる減量の推進	資源循環推進課
・ 再生プラスチックやバイオプラスチックなどの利用推進に係る調査・研究	環境企画課 資源循環推進課
・ ポイ捨てや不法投棄の対策強化を図ることにより、プラスチックごみの海への流出を抑制	資源循環推進課 廃棄物対策課

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・ 詰替えや充電、長期間の使用が可能な商品、またはリサイクル商品を積極的に購入し、使い捨て商品は極力購入を控えます。
- ・ 買い物の際には、過剰包装を断るとともに、マイバッグを使用します。
- ・ 道具などは、修理や再使用により、長期間使用します。
- ・ 市役所の資源回収コーナーを利用するなどリユースに取り組みます。
- ・ フードドライブへの参加やリサイクルショップやフリーマーケットを利用します。
- ・ 食材購入は適量とし、食べきれぬ量だけ調理します。また生ごみの水切りを徹底し、なるべく堆肥化するとともに、地域で利用・循環できる仕組みづくりを検討します。
- ・ 古紙、ビン、プラスチック、廃油などの資源回収や分別収集に積極的に参加します。
- ・ 買い物の前に家にある食材をチェックするなど、定期的に冷蔵庫内の在庫管理を行い、適量の購入に努めます。
- ・ 宴会などの乾杯後 30 分は席で食事を楽しみ、お開き 10 分前は席に戻って料理を食べることで食品ロスを減らす「3010（さんまるいちまる）運動」に取り組みます。
- ・ すぐ食べる食材は手前側の賞味期限が短いものを選び、食品ロスの削減に繋げる「てまえどり」に取り組みます。

● 事業者

- ・ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、分別を徹底します。
- ・ 過剰包装を控えるとともに、マイバッグの利用を積極的に推奨します。
- ・ 備品などはできるだけ長く使用するとともに、購入する際は再使用や再生利用が可能なリサイクル商品を選びます。
- ・ 製品開発においては、再使用や再生利用、分別処理を考慮するとともに、長期間の使用が可能となるよう修理体制を充実させます。
- ・ 業務上排出される生ごみなどの堆肥化などを検討します。
- ・ 排出ごみの削減のため、フードドライブの活用などを検討します。
- ・ 商品の予約販売など需要に見合った販売を検討します。



コラム

廃棄物処理やリサイクルの優先順位

循環型社会形成推進基本法[※]において、循環可能な資源の再利用と環境への負荷軽減を図るため、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を次のように定めています。

① 発生抑制（リデュース）

製品を長く使ったり生産工程で出るごみを減らしたりしてごみを減らすこと。

② 再使用（リユース）

一度使用して不用になったものをそのままの形でもう一度使うこと。

③ 再生利用（リサイクル）

ごみを利用しやすいように処理し新しい製品の原材料として使うこと。

④ 熱回収[※]

ごみを単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

⑤ 適正処分

①から④までの利用が行われないものだけに適正に埋立処分すること。

(2) 廃棄物の適正処理

現状と課題



- 廃棄物は不要なものとして放置や不十分な処理がされがちであり、各地で環境問題が発生してきました。
- 廃棄物の不適正処理は生活環境に悪影響を及ぼすため、廃棄物の適正処理や処理施設の適正運用が求められています。
- 不適正処理の未然防止や早期発見に努めるため、立入検査における処理施設の適正な維持管理に関する指導や、不法投棄に対する監視体制の整備を継続していくことが重要です。
- ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、低濃度 PCB 廃棄物等について、令和 8 年度末の処理期限までの処理完結に向け、市内事業者への周知及び指導を行っています。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和 5 年度)	目標年度 (令和 12 年度)	単位
産業廃棄物排出量	2,638	2,638	千 t / 年
産業廃棄物減量化・再生利用率	95.0	96.0	%

施策の展開

① 一般廃棄物※の適正処理

施策の例・方向性	担当課
・清掃センターや最終処分場など市処理施設の安定的かつ効率的な処理体制の構築	資源循環推進課 清掃管理事務所
・市内外の環境産業※と連携し、地域循環圏※の考え方に基づいた適切な処理体制を構築	資源循環推進課 廃棄物対策課
・産業廃棄物※と併せ、廃棄物の排出者責任の徹底や、拡大生産者責任の考え方の浸透	資源循環推進課 廃棄物対策課

② 産業廃棄物※の適正処理

施策の例・方向性	担当課
・自社処理施設の整備などにより、産業廃棄物の再利用や再生利用を促進	廃棄物対策課
・中間処理業者※については、今後、環境リスク又は耐用年数などを見据えた長期的な施設運用や更新を指導	廃棄物対策課
・循環型社会の形成に寄与する新技術の導入などを啓発し、環境負荷の低減を促進	廃棄物対策課
・産業廃棄物の適正処理と生活環境の保全を図るため、中間処理施設※や最終処分場への監督・指導を実施	廃棄物対策課
・処理施設の適切な跡地利用に関する助言や指導を実施	廃棄物対策課
・低濃度PCBの処理期限までの処理完結に向けた事業者への周知及び指導	廃棄物対策課

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

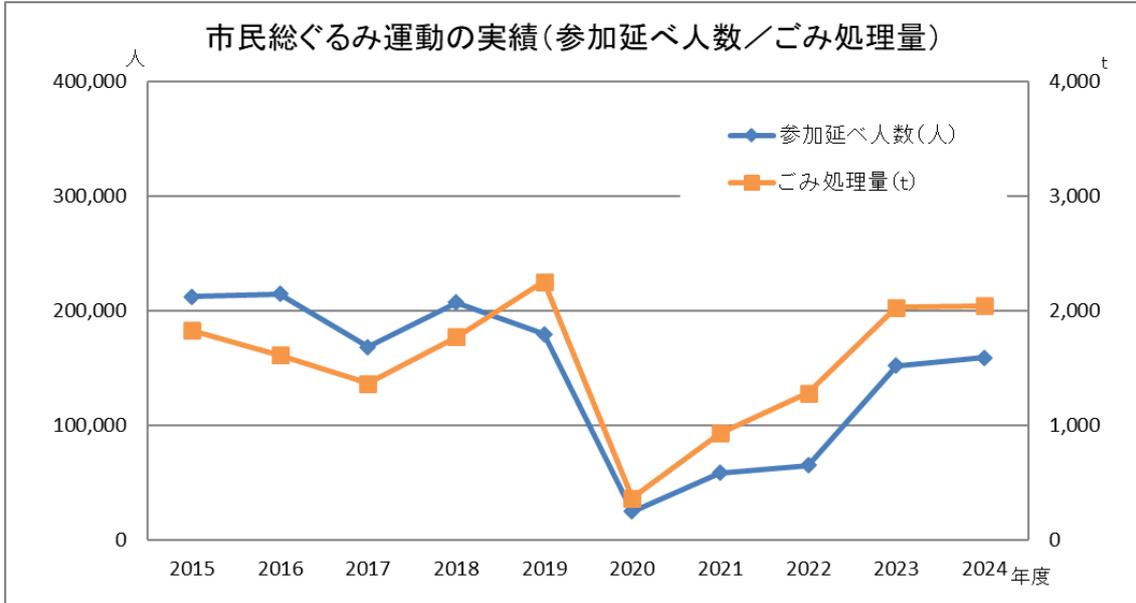
- ・ごみの分別を徹底します。
- ・大型ごみや家電リサイクル対象品は、決められた手続きに基づいて処理します。
- ・除草や剪定をした際には、なるべく堆肥化するなど再利用します。
- ・野外焼却は行いません。

● 事業者

- ・廃棄物の処理は法令などを遵守し、野外焼却や不適切な保管は行いません。
- ・産業廃棄物の処理は産業廃棄物管理票制度※に基づき、処理経過を明確にします。
- ・処理施設は、耐用年数等を考慮し、適切な計画に基づいて運用します。

(3) まちの美化と不法投棄の防止

現状と課題



- 本市では、1982(昭和57)年に開始した「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動※」など、長年にわたり市民及び事業者による自主的な美化活動が続けられています。
- 散乱ごみのない、清潔で美しいまちづくりを進めるため、引き続き、市民の自主的な美化活動を支援し、観光地や公園などまちの美観向上を促進する必要があります。
また、「市ポイ捨て防止による美化推進条例※」の適切な運用も続ける必要があります。
- 産業廃棄物、一般廃棄物を問わず、廃棄物の不法投棄は、後を絶たず、環境汚染の一つの要因として問題になっています。不法投棄の原因としては、分別や収集日の間隔、処理手続きや費用が不明であることなどが考えられることから、簡単かつ適正に処理できる仕組みを構築する必要があります。
- 関係機関と連携した産業廃棄物収集運搬車両路上調査やパトロールなどの実施により、不法投棄を防止するため、これまで以上に積極的に取り組む必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和6年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
クリーンピー応援隊登録者数	5,933	6,200	人/年
不法投棄監視サポーター登録者数	921	1,900	人/年

施策の展開

① まちの美化

施策の例・方向性	担当課
・まちの美化や、環境美化に対するモラルの向上を図るため、「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動※」における一斉清掃や地区清掃の推進や「クリーンピー応援隊※」への支援を実施	資源循環推進課
・クリーンピー応援隊への支援などを通じて、美化活動の輪を広げるとともに、散乱ごみの防止などまちの美化を図り、ポイ捨てしない・させない環境づくりを推進	資源循環推進課
・利用者によるごみ集積所の適正な管理を促進	資源循環推進課

② 不法投棄の防止

施策の例・方向性	注力	担当課
・不法投棄の未然防止を図るため、パトロールなどを実施		廃棄物対策課
・不法投棄に対する監視強化のため、市内の警察署や各業界団体との連携のほか、市民への啓発や不法投棄監視サポーター※による活動を推進		廃棄物対策課
・不法投棄に対する意識醸成や自衛強化を図るため、市民への啓発活動や自治会等への活動用資材の交付を実施		廃棄物対策課
・環境へ及ぼす影響を最小限に留めるため、不法投棄者への不法投棄物の撤去指導を迅速化		廃棄物対策課

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・市民総ぐるみ運動をはじめ、地域の美化活動等に積極的に参加します。
- ・ポイ捨ては絶対にしません、させません。また、見つけたごみは拾い、ごみを捨てられない環境をつくります。
- ・ごみ集積所の利用や管理を適正に行います。
- ・所有している山林や空き地には、不法投棄されないよう自衛手段を講じます。

● 事業者

- ・事業所周辺の美化活動などを積極的に行います。
- ・地域の美化活動などに積極的に参加し、連携を図ります。
- ・土地の管理は適正に行い、不法投棄されない環境づくりに努めます。

第3節 生き物の多様性を守り、 自然の恵みを享受できるまち【共生】



生物多様性地域戦略

生物多様性への理解の促進

環境教育、自然環境調査の実施

希少動植物の保全

生態系被害防止外来種への対応

生物多様性の確保

森林・農地・河川等の保全

緑地の保全と緑化の推進

景観・天然記念物等の保全

鳥獣被害への対応

自然とのふれあいの機会の創出

環境教育等行動計画

人と自然のふれあいの充実

公園・緑地の整備と管理の推進

(1) 生物多様性への理解の促進

現状と課題

- 国は、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境を保全することを目的として、2008年（平成20）年に「生物多様性基本法」を制定しました。
- 生物多様性による恵み（生態系サービス※）は、食料等の供給、防災・減災、土壌形成など、豊かで健康、安全な生活を支えるものであり、グリーンインフラ※としても重要であることから、環境負荷の少ない継続的なかわりあい（利用）を通じて、森林や緑地などの保全と創造を図る必要があります。
- 生物多様性条約締約国会議において「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、自然の損失を抑制し、生物多様性を回復・増加させる持続可能な社会「ネイチャーポジティブ」の国際的な合意により、2030年までに陸と海の30%以上の生態系を保全する「30by30」が主要な目標とされています。
- 市の植生は、概観するとコナラなどのヤブツバキクラス域※の代償植生※、または植林地が大半を占めており、自然植生※は限られた地域に分布しています。また、植物種の中には、本市が南限、または北限となっている種や、絶滅が危惧されている種も見られます。
- 海外由来の移入生物で、農作物や日本固有の生態系等に影響を与える特定外来生物など生態系被害防止外来種※について、市内の分布状況に関する情報・知見は十分ではありませんが、2016（平成28）年から実施している市民参加型の生き物調査では、アメリカザリガニ、アカミミガメ、アカボシゴマダラ、オオキンケイギク※、アレチウリ※、セイタカアワダチソウ等が市内で目撃されていることから、拡散の防止に取り組む必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和6年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
生態系被害防止外来種の防除を目的とした啓発事業等の実施数	2	25	回/年
自然体験型イベントの開催数	99	増加を目指す	回/年

第3章「施策（第3節：生き物の多様性を守り、自然の恵みを享受できるまち【共生】）」

施策の展開

① 環境教育、自然環境調査の実施	
施策の例・方向性	担当課
・生物多様性に関する理解の促進	環境企画課など
・自然とのふれあいの推進など生物多様性に関する学習機会の創出	環境企画課など
・生物多様性を保全していくための基礎情報の収集や市民への普及啓発を目的に、野生動植物の生息・生育状況等を調査	環境企画課
・自然環境や生物多様性に関する市民の自主的な活動に対し、専門家（環境アドバイザー※）を派遣	環境企画課
② 希少動植物の保全	
施策の例・方向性	担当課
・希少野生動植物の生息・生育状況に関する情報収集、生息・生育地の保全の検討及び土地所有者等への助言などを実施	環境企画課など
・河川や公園などの整備においては、野生動植物の生息・生育環境の保全と創出に配慮	建設事業課 公園緑地課
・開発行為に対し、関連法令に基づき、希少野生動植物や在来種への影響の回避・低減などを意見・指導	環境企画課 環境監視センター
・希少動植物の保全活動を主体的に行う市民団体など環境保全の担い手を支援	環境企画課
・「いわき伝統野菜※」などの在来種の保護や継承を目的とした、生産振興と体験学習などを通じた希少作物への理解促進	農業振興課など
③ 生態系被害防止外来種への対応	
施策の例・方向性	担当課
・生態系被害防止外来種の拡散を防止	環境企画課
・ヒアリ、セアカゴケグモ、カミツキガメ等の危険な特定外来生物の目撃に関する関係機関との情報共有を実施	環境企画課など
・生態系被害防止外来種の防除活動を主体的に行う市民団体など環境保全の担い手を支援	環境企画課
・生態系被害防止外来種の駆除を体験・学習するイベントを実施	環境企画課

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

- 市民
 - ・身近な動植物等に興味を持つとともに、おやみに採取したり傷をつけたりしません。
 - ・外来生物等を遺棄したり、逃がしたりしません。
 - ・所有地や地域における生態系被害防止外来種の生息・生育状況の把握や防除に努めます。
- 事業者
 - ・敷地内及びその周辺における生態系被害防止外来種の生息・生育状況の把握や防除に努め、植栽等においては、在来植物への影響を考慮します。

(2) 生物多様性の確保

現状と課題

- 市の海岸部は、小名浜港を除き、すべて「磐城海岸県立自然公園」及び「勿来県立自然公園」に指定されています。内陸部では、夏井川溪谷周辺や水石山、小玉川周辺が「夏井川溪谷県立自然公園」に、市北西端の矢大臣山周辺が「阿武隈高原中部県立自然公園」の一部に、市南部の仏具山、四時川溪谷周辺が「勿来県立自然公園」にそれぞれ指定されており、さらには、「高倉山」、「御齊所山」、「好間川溪谷」が「県自然環境保全地域」に指定されています。
- 学術上価値の高いものとして「中釜戸のシダレモミジ」など38件が天然記念物に指定されているほか、長い歳月をかけた自然の営みにより形成された風致景観や、人々の生活及び風土によって支えられてきた文化的な景観が各地に点在しています。
- これらの優れた自然は、周囲の自然環境との調和のもと、地域の象徴となる景観を創出するとともに、生態系ネットワーク※の核として生物多様性の保全に寄与しています。
- 自然環境を構成する森林、農地、里地里山※、都市緑地、河川、海などは、人との適度ななかかわりあいの中で、自然災害の防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸収・貯蔵、野生生物の生息・生育空間や人と自然がふれあう場の提供など、さまざまな公益的機能※を發揮しています。環境負荷の少ない継続的ななかかわりあい（利用）を通じて、森林や緑地などの保全と創造を図っていく必要があります。
- 一方、人口減少や高齢化に加え原子力発電所事故による環境の汚染に伴う人間活動の縮小（狩猟者の減少、手入れの行き届かない森林や耕作放棄地※の増加など）により、イノシシ、アライグマやハクビシン、カワウなどの野生鳥獣による農業等被害が発生しています。特に、イノシシによる被害が多く、山際の農地において被害が深刻化するとともに、市街地周辺まで出没する事案も発生しています。対策としては、「イノシシの個体数を抑制しつつ、人の生活圏からのすみ分けを図る」ことを目標として、引き続き、個体数抑制に向けた「捕獲」、耕作放棄地の解消や間伐、草刈など緩衝帯の整備による「生息環境管理」、電気柵の設置等による「被害防除」の三つの被害防止対策を、総合的に取り組む必要があります。
- ここ数年の傾向として、サルやクマなどの野生生物が市内で目撃されることが多くなってきています。このため、野生生物の出没情報に際して、市民への迅速な情報提供と注意喚起を実施するとともに、鳥獣保護管理法の改正を踏まえ、関係機関と連携しながら、体制を整備していく必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和6年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
中山間地域等直接支払交付対象面積	1,140	1,140	ha/年
緑地協定面積	199.18	現状以上	ha/年
保存樹林面積	5.51	現状以上	ha/年
アライグマ捕獲頭数	469	根絶を目指す	頭/年

施策の展開

① 森林・農地・河川等の保全

施策の例・方向性	担当課
・森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、森林の機能区分に応じた森林整備を推進	林業振興課
・森林保全活動を行う団体などを支援し、森林整備を行うとともに、森林保全を担う人材を育成	林業振興課
・耕作放棄地の発生防止と解消に向け、中山間地域等直接支払集落協定※の締結を促進しながら、耕作放棄地対策協議会など関係者・関係機関が連携して対策を検討	農業委員会事務局など
・広域にわたり生態系に重大な影響を与えるおそれのある、河川や海の汚染については、関係機関や周辺市町村との連携のもと、原因究明や発生源対策を実施	環境監視センター
・ビオトープや水質調査などを行っている市民団体や学校等と連携を図り、先進的または独自に取り組む環境教育を把握し、環境教育への促進に努める。	環境企画課 学校教育課など
・開発行為に対し、関連法令に基づき、森林・農地・河川等の自然環境への影響の回避・低減などを意見・指導	環境企画課など
・みどり認定や有機栽培などの環境負荷低減事業・環境保全型農業※や、有機性資源※の循環利用の促進	農業振興課 農業政策課
・資源管理型漁業※の推進	水産振興課

② 緑地の保全と緑化の推進

施策の例・方向性	担当課
・宅地分譲などの機会を捉えて、緑地協定※の締結を促進	公園緑地課
・健全で、かつ樹容が美観上特に優れた木や林を保存樹木※または保存樹林として指定し、適切に保全するとともに、保存樹木等を活用し、緑の保護・育成	公園緑地課

③ 景観・天然記念物等の保全

施策の例・方向性	担当課
・一定規模以上の開発行為に対し、近接する自然、生活及び歴史・文化的な景観を損ねることがないように配慮を求める。	都市計画課 建築指導課
・学術上または鑑賞上価値の高い名勝地や動植物等並びに地域の生活や風土に根ざした文化的な景観を、文化財への指定などを通じ適切に保存	文化振興課

④ 鳥獣被害への対応

施策の例・方向性	担当課
・特にイノシシについては、個体数に留意しながら、年間捕獲目標頭数の達成に向けて、県、猟友会及び農業関連団体などとの連携のもと、対策を実施	環境企画課 農業振興課など
・アライグマやハクビシンによる、生活環境被害等の防止の観点から、適切な有害鳥獣対策を推進	環境企画課
・サルやクマ等の野生生物の出没情報に際して、迅速な情報提供と注意喚起を実施	環境企画課
・人の日常生活圏へのイノシシやクマの出没に対応するため、警察、猟友会、県等との連携のもと、緊急銃猟の体制を整備	環境企画課
・鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の解消や被害防止にかかる農家支援など、鳥獣被害予防に向けた農業施策を実施	農業振興課など
・野生鳥獣の生態や鳥獣被害に対する自衛策の普及啓発	農業振興課など

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・ 地域の自然や公園等、身近な緑を大切にします。
- ・ 地域における森林・農地・河川等の保全活動等に積極的に参加します。
- ・ 緑のカーテン※や花壇の設置など、生き物が生息・生育できる環境の確保に努めます。
- ・ FSC認証※など生物多様性に関する認証を受けた商品の積極的な購入や、使い捨てプラスチック製品をなるべく購入しないよう努めます。
- ・ みどり認定や有機JAS認証農産物※など、化学肥料や農薬の使用を低減し、環境に配慮した地元の食材を積極的に購入し、味わいます。
- ・ 地域の歴史、自然文化を学び、継承します。
- ・ 自然を楽しむ際には、マナーを守ります。
- ・ 野生鳥獣への自衛手段を積極的に講じます。

● 事業者

- ・ 化学肥料や農薬の使用をできるだけ減らしたり、プラスチックを使用しない農薬に切り替えたりするなど、土壌等への環境負荷を低減します。
- ・ 事故等による環境への影響を最小限に抑えるため、危機管理体制を充実させます。
- ・ 敷地内の緑地や所有する林地等は、間伐等を行うなど、適切な管理に努め、また、野生動植物の生息・生育状況等の把握に努めます。
- ・ 開発等は法令等の遵守はもとより、なるべく環境負荷の少ない工法等を選択します。
- ・ 地域における森林・農地・河川等の保全活動等に積極的に参加します。
- ・ 敷地内の緑化、緑のカーテンやビオトープの設置など、生き物が生息・生育できる環境の確保に努めます。
- ・ FSC認証など生物多様性に関する認証を受けた商品の積極的な購入し、使い捨てプラスチック製品をなるべく購入しないよう努めます。
- ・ 管理する敷地内への鳥獣等の侵入防止策を講じます。
- ・ 資源管理型漁業を推進します。

(3) 自然とのふれあいの機会の創出

現状と課題

- 本市は、四つの県立自然公園と三つの県自然環境保全地域を有し、多様で美しい自然環境に恵まれています。市民はもとより、市外からも多くの方が本市の山や海に訪れ、いわきの自然に親しんでいます。
- 市では、「石森山生活環境保全林」・「ときわ台生活環境保全林」など自然とふれあうことができる場の整備を行うとともに、「いわき市都市緑化まつり」などのイベント開催、さらには「森林ボランティア活動支援事業※」などを実施し、自然とのふれあいを通じて、自然に対する関心を高めるための諸施策を展開しています。
- さまざまな環境分野の中でも、自然体験を踏まえた環境保全活動や環境学習を行う、市民活動や学校教育が活発に行われています。また、美しい自然を活用したウォーキング大会なども市内各地で開催されています。
- 自然とのふれあい、心のやすらぎや感動を得ることは、自然に対する理解を深め、環境を大切にすることを育むうえで重要な意義を有しています。地域固有の生物相※や景観を正しく理解し、自然の恵みを将来に継承していくため、既存施設等の有効活用や活発な市民活動や学校などとの連携を図りながら、より多くの市民が自然とふれあうことができるような機会の創出に努めていく必要があります。
- エコツーリズム※とは、地域における自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることで、その価値や大切さが理解され、保全につながる仕組みです。観光客に地域の資源を伝えることにより、地域住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、地域社会そのものが活性化されていくことが期待されます。
- 国及び県では、2019（平成31）年に、県内の自然資源活用による「ふくしまグリーン復興構想※」を策定しており、県内の豊かな自然環境の保全と調和を図りながら、自然公園の魅力の向上や周遊の仕組みづくり等を通じて、自然の恵みや持続可能な活用等を次世代に継承することを目指しています。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和6年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
森林ボランティア活動参加者数	405	405	人/年
造林事業実施面積（注）	17,510	18,616	ha

(注)各年度における累計値

施策の展開

① 人と自然のふれあいの充実

施策の例・方向性	担当課
・公園や遊歩道などの施設や設備が、自然とのふれあい空間として有効に機能するよう適切に維持管理	農林土木課 公園緑地課など
・「石森山生活環境保全林」などの施設における、施設の立地や機能を活かした自然とのふれあいの機会の創出	林業振興課など
・動物の愛護及び周辺的生活環境に配慮した飼養のマナーなどについて啓発を行い、必要に応じ、飼い主に対し助言・指導	生活衛生課
・自然観察会やエコツアー※など、自然環境や生物多様性に関する普及啓発を目的とした自然体験型イベントを実施	環境企画課など
・自然環境や生物多様性に関する普及啓発などを目的とした野生動物の生息・生育状況等の調査及び情報収集を継続	環境企画課
・事業者が行う生物多様性の保全活動を支援・促進	環境企画課

② 公園・緑地の整備と管理の推進

施策の例・方向性	担当課
・森林の公益的機能に対する理解と関心を高めるため、植栽や森林整備を行う市民団体などを支援	林業振興課
・都市公園整備や、道路沿道などの緑化を推進し、緑のある都市空間を形成	公園緑地課など
・生垣設置に対する支援などにより、居住地における緑化を促進	公園緑地課
・間伐などの森林整備を推進	林業振興課など
・地域における緑化推進活動や森林整備活動を促進	林業振興課

市民・事業者へ期待される役割（主体別環境配慮指針）

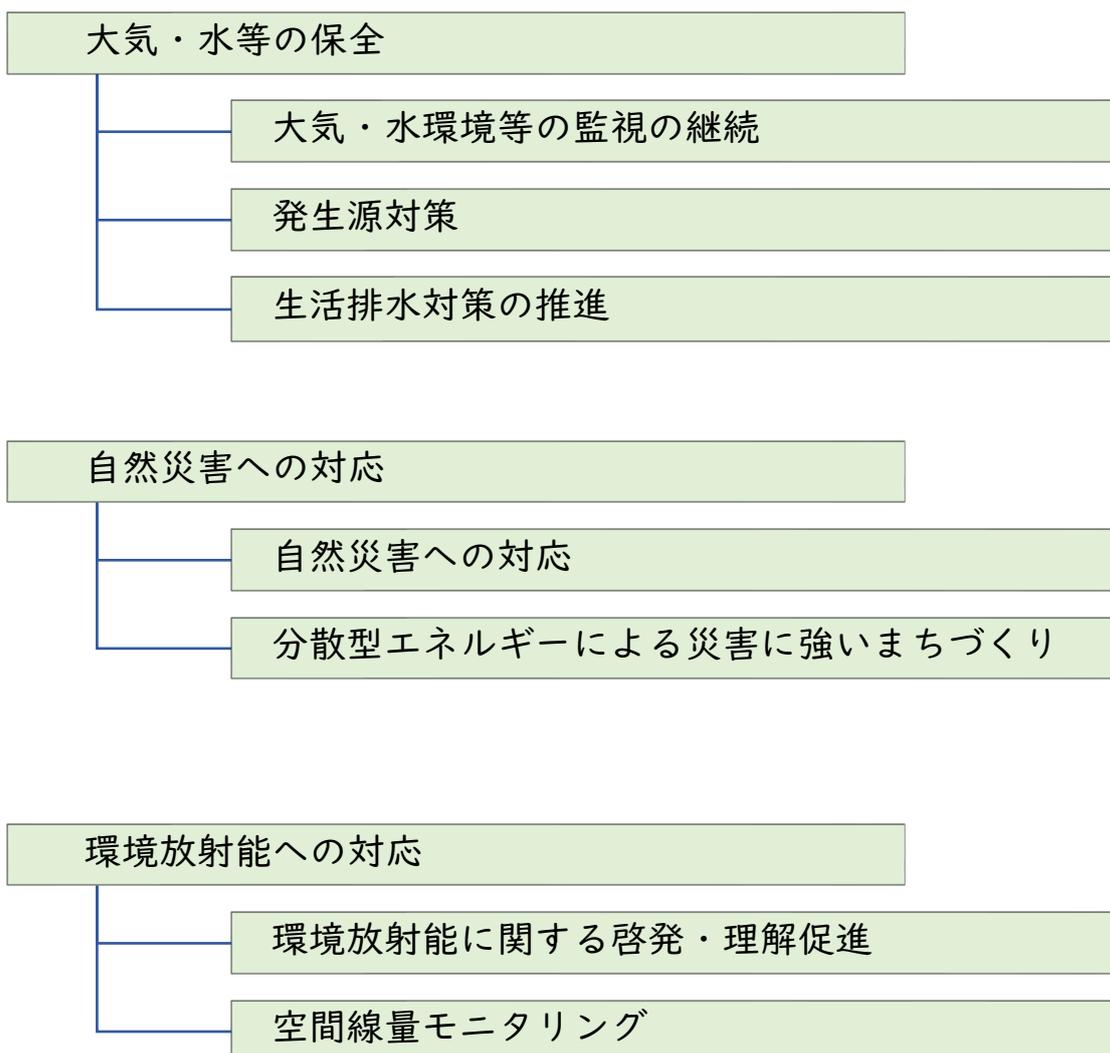
● 市民

- ・ 地域、学校等を通じ、身近な環境について学びます。
- ・ 自然観察会や自然体験活動等に積極的に参加し、山や河川、海等の自然とのつきあい方を学びます。
- ・ 自然体験施設等を積極的に利用します。
- ・ 緑のカーテンや花壇の設置など、自然とふれあう空間の形成に努めます。
- ・ 地域における自然環境資源の価値を再認識し、観光振興や地域振興に持続可能な形で活用する方法を考え、保全活動やガイドなどで積極的にかかわります。

● 事業者

- ・ 従業員やその家族が自然に親しむ機会が得られるよう配慮します。
- ・ 敷地内の緑化、緑のカーテンやビオトープの設置など、自然とふれあう空間形成に努めます。

第4節 生活環境を保全し、快適に暮らせる まち【安全・快適】



(1) 大気・水等の保全

現状と課題

- 大気環境の監視は、8か所の一般環境大気測定局※と1か所の自動車排出ガス測定局※で大気汚染物質の濃度等を常時監視（24時間365日）しています。光化学オキシダント※は、全測定局で環境基準※の未達成が継続していますが、全国的にも同様の状況となっています。光化学オキシダント※や微小粒子状物質（PM2.5）※が、健康被害につながるおそれのある緊急時の基準を超過した際には、周知対応にも留意する必要があります。
- 石綿（アスベスト）を使用している建築物等の解体等工事における飛散防止のため、アスベスト対策を推進する必要があります。
- 水環境の監視は、17河川（19水域・25地点）における河川調査及び9水域・20地点における河川及び海域調査により水質等を監視しています。環境基準が設定されていない一部の水域では、生活排水による環境負荷が高いことから、継続して水環境の保全に努める必要があります。
- 市では、2020（令和2）年度に「市総合生活排水対策方針※」を改定し、生活排水の適正な処理に向けた取組を進めていますが、広大な市域を有する本市においては、汚水処理人口普及率※が全国平均と比べ依然低い水準にあります。本市の生活排水処理施設のうち、公共下水道※等は、概ね整備が完了していることから、今後は、合併処理浄化槽※の普及促進を行い、汚水処理の未普及解消に努める必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 （令和6年度）	目標年度 （令和12年度）	単位
大気環境基準達成率	81.0	100.0	%
水質（河川）環境基準達成率	100.0	100.0	%
汚水処理人口普及率	91.7	95.6	%

施策の展開

① 大気・水環境等の監視の継続

施策の例・方向性	担当課
・人の健康や生活環境に被害を及ぼす大気汚染物質や石綿（アスベスト）等の監視を実施	環境監視センター
・大規模大気発生源工場※に対しては、排出ガス中の硫黄酸化物※や窒素酸化物※等の常時監視を実施	環境監視センター
・生活環境を保全することを目的とした公害防止協定※の締結	環境監視センター

第3章「施策（第4節：生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】）」

② 発生源対策

施策の例・方向性	担当課
・市内の河川、海域における水質汚濁の状況を把握するため、人の健康や生活環境に被害を及ぼす物質を監視	環境監視センター
・法令に基づく立入検査などを通じ、事業者に対して排出基準等の遵守の徹底を指導	環境監視センター
・地下水質の状況を把握するため、人の健康に影響を及ぼす物質を監視し、汚染された地下水や土壌の早期発見に努める。	環境監視センター
・化学物質を使用する工場などに対して排水に係る立入検査を実施し、土壌汚染の未然防止を図るとともに、土壌汚染のおそれのある土地については、関連法令に基づき、適正に管理するよう事業者を指導	環境監視センター

③ 生活排水対策の推進

施策の例・方向性	担当課
・公共下水道、合併処理浄化槽※及び農業集落排水※等の生活排水処理施設が有するそれぞれの特性などを十分に考慮しながら、効果的・効率的に生活排水対策を推進 このうち、公共下水道については、未整備区域の早期解消を図り、下水道等以外の区域については、合併処理浄化槽の普及を促進	生活排水対策室 経営企画課 下水道事業課
・水環境への負荷を減らすため、生活排水処理施設の適正・適切な維持管理の取組を推進	生活排水対策室 経営企画課 下水道事業課
・市民、事業者及び市などが一体となり、身近な水環境の維持・改善を図るという大きな目的に対する共通認識を持ち、それぞれの責任と役割分担の中で生活排水対策を推進できるよう、広報・広聴活動などによる情報の共有と問題意識の醸成を図る。	生活排水対策室 経営企画課 下水道事業課

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

- ・排水ネットの利用や合成洗剤の利用の削減、油汚れの拭き取りなど、生活排水の環境負荷低減に努めます。
- ・公共下水道や農業集落排水処理施設が整備されない地域では、合併処理浄化槽を導入し、適切な管理を行うことにより、生活排水による水環境への負荷を減らします。

● 事業者

- ・汚染物質の関連法令等を遵守するとともに、処理施設等の適切な整備、管理を行います。
- ・公害防止協定等に基づき、汚染物質等の排出削減に努めます。

(2) 自然災害への対応

現状と課題

- いつでも起こり得る災害に対して、高い防災意識・危機意識を維持し続けることや、さまざまな災害から命と財産を守るため、災害を未然に防ぐことや、少しでも被害を小さくすることなど、防災力の強化が必要です。(再掲：第3章第1節(3))
- 東日本大震災をはじめ、近年の豪雨・台風等により、大規模集中型のエネルギーによる電力の供給体制の柔軟性の欠如が浮き彫りになり、これを補完する分散型エネルギー※の検討が必要です。
- 国の第六次環境基本計画では、「近年の気象災害等の頻発に対するレジリエンス※強化等により、自立・分散型社会の実現に対する社会的要請が高まっている。そのためには、地域が主体性を発揮して、自らの強みである自然資本を生かし、魅力ある地域づくりを進めることが重要である。」とされています。
- また、地域の特徴を踏まえたエネルギーを地域で有効に活用する地産地消型エネルギーは、エネルギー供給体制の多様化はもちろん、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及拡大に貢献する取組であり、加えて、スマートシティや交通システムの構築等のまちづくりと一体的にその導入を進めることで、地域の活性化にも貢献し、「地域循環共生圏」の形成にも寄与すると考えられています。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和6年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
熱中症搬送患者数(注) (直近5か年平均)	240	減少を目指す	人/年
ふくしま涼み処登録数(注)	76	178か所以上	か所
防災訓練参加者数(市民)(注)	1,319	1,700	人/年

(注)「第3章第1節(1)気候変動への対応」の指標を再掲

施策の展開

① 自然災害への対応

施策の例・方向性	担当課
・ 市民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化支援（再掲）	災害対策課など
・ 治水対策として、流域治水についての普及啓発や、被害を最小限に抑えることを目的とした準用河川等の改良事業の実施（再掲）	土木政策課河川政策担当 建設事業課
・ 土砂災害（がけ崩れ）に対するインフラ整備（再掲）	農林土木課など
・ 宅地内から敷地外への急激な雨水流出を抑える設備の普及を促進し、水資源の有効活用を図る。 また、敷地外から宅地内への急激な雨水流入を防止する設備の普及を促進し、市民の防災意識の高揚を図る。（再掲）	生活排水対策室 経営企画課

② 分散型エネルギーによる災害に強いまちづくり

施策の例・方向性	担当課
・ 持続可能な社会の実現に向け、再生可能エネルギーの地域内循環、デジタル技術及び省エネ型ライフスタイルへの転換などを組み合わせ、スマートシティモデル構築に向けた取組について検討	環境企画課 都市計画課など
・ 分散配置された各拠点が有機的に連携するネットワーク型コンパクトシティの形成を図る立地適正化計画※の具現化を推進	都市計画課 公共交通課など
・ 防災や電力ひっ迫時の対策に資する蓄電池の導入促進（再掲）	環境企画課
・ 再生可能エネルギーや蓄電池などの分散型エネルギーによる、災害時に強く環境負荷の少ないまちづくりに向けた調査・研究	環境企画課など
・ HEMS等のエネルギーマネジメントシステムと連動した再生可能エネルギーの導入推進	環境企画課など

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

● 市民

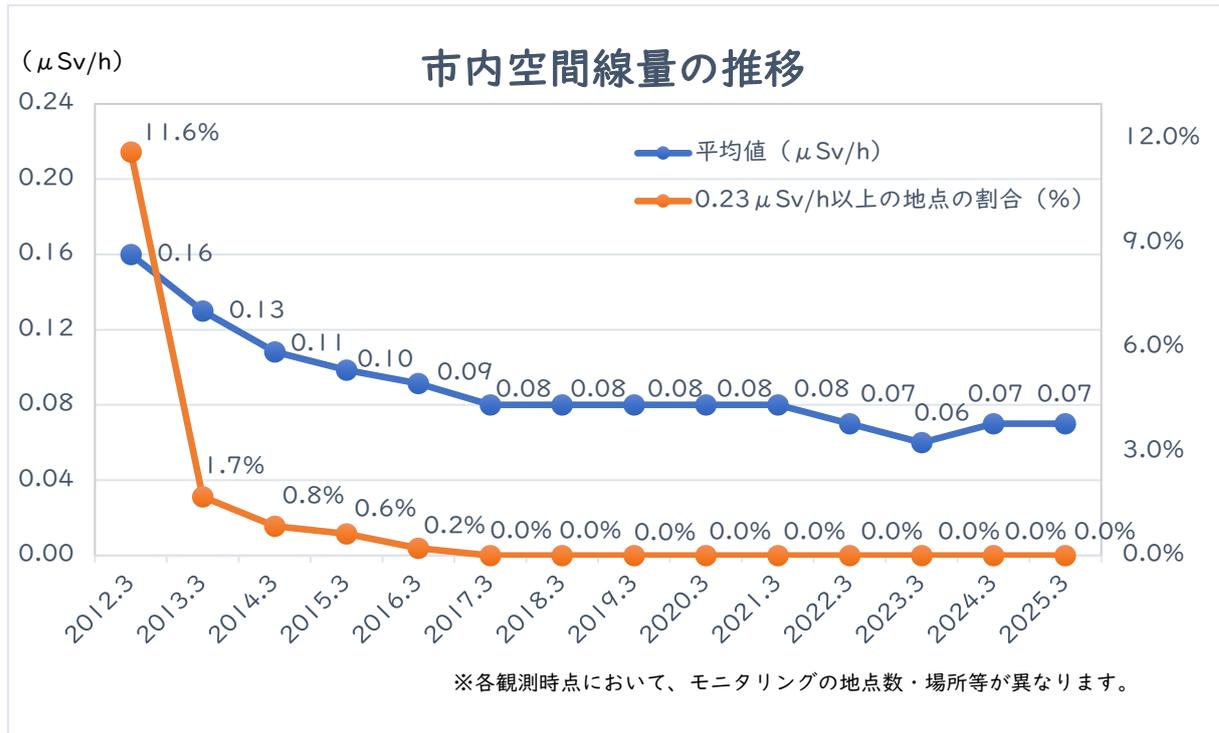
- ・ 自らの安全は自ら守るとの防災意識を持ち、平常時より災害への備えを心がけます。
- ・ 太陽光発電や蓄電システムなどの再生可能エネルギー利用機器の導入に努めます。
- ・ 学習・体験施設などを積極的に利用し、再生可能エネルギーへの理解向上に努めます。

● 事業者

- ・ 防災体制の整備や防災訓練を実施するなど、従業員や利用者等の安全を確保します。
- ・ 災害時の影響を踏まえたBCP（事業継続計画）を策定します。
- ・ 地域内での経済循環が生まれる形での再生可能エネルギーの導入に努めます。

(3) 環境放射能への対応

現状と課題



- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴って大量に放出・拡散した放射性物質※により、環境の汚染はもとより、市民の健康不安、農水産業への実被害、風評被害など、市民生活及び産業面において極めて深刻な影響が生じました。
- 市では、生活空間の除染により線量低減を図るため、「市除染実施計画※」に基づく除染を実施し、2017（平成29）年11月末までに面的除染が完了しました。
- 中間貯蔵施設※への除去土壌等の受入れについて、国は、2016（平成28）年3月に「中間貯蔵施設に係る当面5年間の見通し」を公表し、段階的な輸送を始め、市内に仮置きされている除去土壌等（帰宅困難区域のものを除く）の搬入を2021（令和3）年度中に完了しました。国は、毎年度「中間貯蔵施設事業の方針」を公表し、引き続き除去土壌等の搬入、必要な用地取得、施設の計画的な運用、減容・再生利用に向けた実証事業等の施設の計画的な運用を、地域の理解を得ながら進めています。

施策の展開

① 環境放射能に関する啓発・理解促進

施策の例・方向性	担当課
・環境放射能の啓発・理解促進のため、関係団体と連携し、放射能についての出前講座等を実施	保健所総務課（放射線健康管理センター）

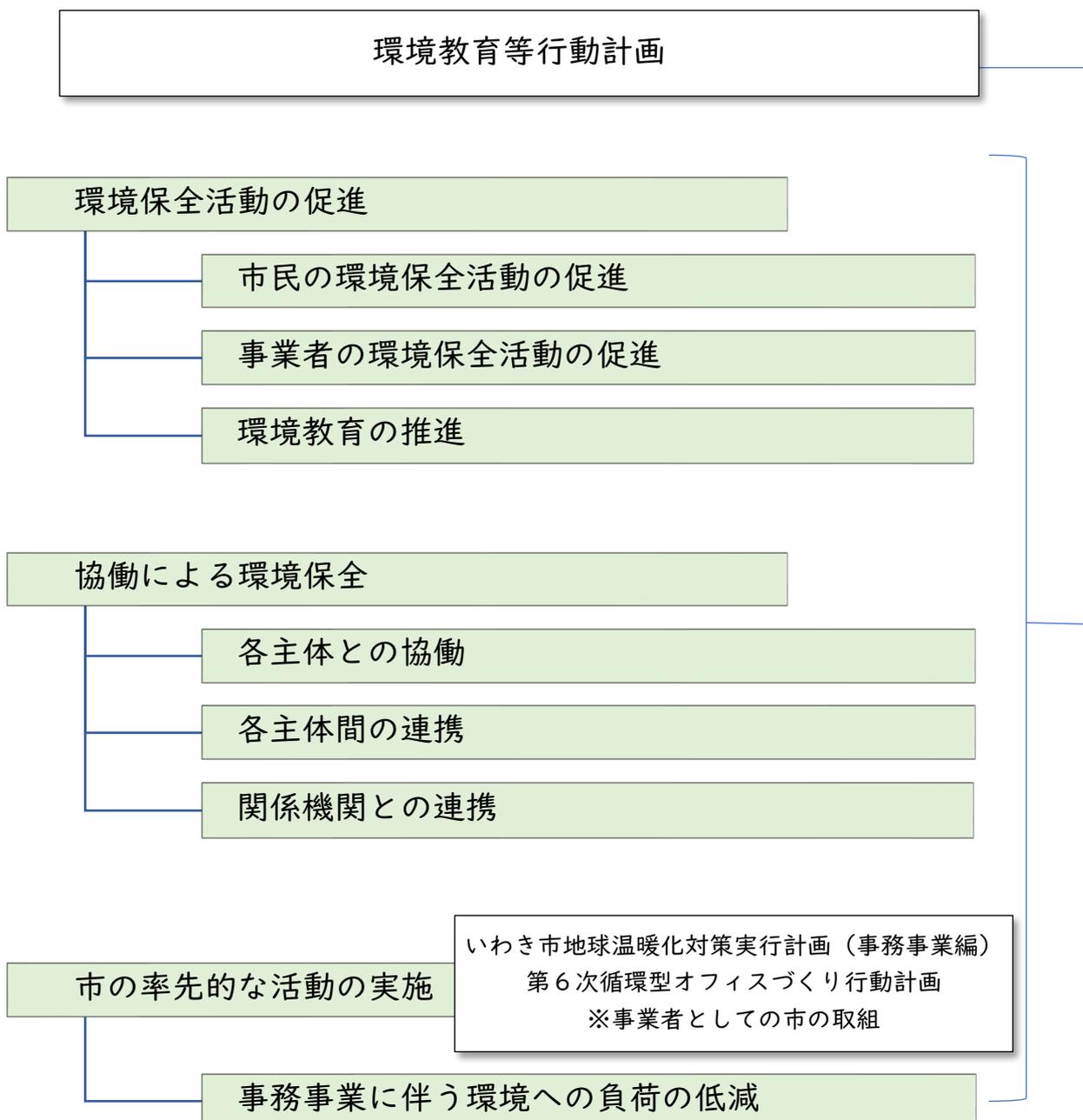
② 空間線量モニタリング

施策の例・方向性	担当課
・市内2,000か所の空間線量を年2回測定し、「iマップ」（いわき市放射線量測定マップ※）に公表するなど、きめ細かい空間線量モニタリングを実施	資源循環推進課
・福島第一原子力発電所における廃炉作業の確実な安全対策と十分な環境モニタリングの実施について、国等に対し、継続して求める。	危機管理課

市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）

- 市民
 - ・放射線に対する正しい理解に努めます。
- 事業者
 - ・放射線に対する正しい理解に努めます。

第5節 みんなで環境を守り、 創造するまち【支える仕組み】



(1) 環境保全活動の促進

現状と課題

- 私たちは、自らの日常生活が環境に負荷を与えていることを認識し、環境負荷の低減や良好な環境の保全に努めていかなければなりません。特に、廃棄物・リサイクルの問題などのように、個人の行動が環境負荷の低減に直接結び付く分野においては、個人の主体的な取組が期待されています。また、自らの環境とのかかわりについての理解を深め、常に自己の行動へ環境配慮を織り込み、環境をより良いものにしていくための取組を積極的に進めることが必要です。
- 事業者は、自らの事業活動が環境に与える影響を十分に認識し、公害防止をはじめ、廃棄物の減量や適正処理、資源・エネルギーの効率的利用など、その事業活動に伴う環境への負荷を減らし、地域と共生する形で事業を実施するための適切な環境管理の仕組みを積極的に導入することが求められ、また、環境保全のための新たな技術開発や消費や廃棄の段階まで視野に入れた環境に配慮した製品の設計など、環境への負荷の低減に大きく貢献する役割が期待されます。さらに、事業所用地の緑化をはじめ、地域における美化活動への参加など、地域社会の一構成員としての取組を積極的に進めていく役割も期待されます。
- 2010（平成22）年に「生物多様性条約第10回締約国会議（CBC-COP10）」で採択された「愛知目標※（戦略計画2011-2020）」や、2015（平成27）年に「国連持続可能な開発サミット」で採択された「アジェンダ2030※」をきっかけに、愛知目標やSDGsで示された社会課題をビジネスチャンスと捉え、経営戦略に組込もうとする動きが見られます。

事業者が生物多様性やSDGsに関する取組を積極的に進めることで、環境保全への寄与や新たな消費や投資などにもつながることから、環境と経済の好循環の促進が期待されます。
- 市民及び事業者は、市環境基本条例に定める「市民の責務」、「事業者の責務」にのっとり、第3章各節に掲げる「市民・事業者に期待される役割（主体別環境配慮指針）」などに、自主的かつ積極的に取り組むことが期待されます。
- 市では、環境情報の受発信強化や環境教育・環境学習の推進を図るなど、市民一人ひとりや事業者の環境に対する関心と理解を深め、意欲を具体的な行動につなげる支援を行います。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和6年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
ISO14001・エコアクション21 認証取得事業所数	92	110	件
出前講座受講者数（注）	2,333	5,000	人

(注)各年度における累計値

施策の展開

① 市民の環境保全活動の促進

施策の例・方向性	担当課
・「市役所出前講座事業」により、さまざまな環境問題や市の取組や対応などの情報を紹介	環境企画課など
・「環境ラベル※」を活用した環境にやさしい製品・サービスの選択を促進する情報を提供	環境企画課など
・「環境まちづくり推進基金※」を活用し、市民団体などの主体的な環境保全活動を支援	環境企画課など
・市民活動団体間の連携・交流促進を図る「市民活動ガイド」による情報提供	地域振興課
・NPO法人の活動基盤の整備及び環境にやさしいまちづくりを担う人材育成などに対する支援	環境企画課 地域振興課
・自然環境資源等の発掘や地域住民への普及啓発などを目的としたイベントを実施	環境企画課など

② 事業者の環境保全活動の促進

施策の例・方向性	担当課
・事業者等が実施する環境保全活動や自然観察会等への支援	環境企画課
・環境と経済の調和融合を図るため、環境産業※を育成・支援	産業チャレンジ課 産業みらい課
・産学官民連携による、地域の風土に見合った循環型社会形成に向けた取組を支援	環境企画課 産業チャレンジ課 産業みらい課
・スマートグリッド※や次世代電池などの環境・エネルギー分野の新技术の開発や導入など、新産業創出に向けた取組支援	環境企画課 産業みらい課
・環境マネジメントシステムの構築や「グリーン購入※」など環境にやさしい事業活動を促進	環境企画課
・さまざまな環境情報及びそれに対する市の取組について、積極的かつ分かりやすい情報の提供に努める。	環境企画課など

③ 環境教育の推進

施策の例・方向性	担当課
・教育機関との連携を強化し、環境教育・環境学習の積極的な展開の推進	環境企画課 学校教育課など
・「こどもエコクラブ※」、「星空観察会※」、「自然観察会」、「せせらぎスクール※」等の普及を図り、体験型環境学習の機会拡大	環境企画課

(2) 協働による環境保全

現状と課題

- 本市においては、市民、事業者及び市民団体が身近な単位で結集し、市内各地の美化清掃活動を一斉に行う「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」が、1982（昭和57）年度以降毎年欠かさず実施されています。総ぐるみ運動は、春と秋のわずかな期間で、毎年、延べ約2千団体、約20万人が参加する他地域に誇るべき協働の仕組みとして根付いています。また、事業者による環境産業への参入や環境保全に関する社会貢献活動、民間団体によるリサイクル活動や森林整備、大学による環境人材の養成や地域住民に対する普及啓発など、さまざまな主体による環境保全活動が活発になってきており、協働による取組を進めていくための下地が形成されています。
- 昨今の環境問題は、生活様式や社会経済活動が大きな原因となっていることや、地球温暖化などへの対応だけではなく生物多様性の保全といった新たな課題への対応が求められるなど、多様化・複雑化しています。市民、事業者及び市の各主体が、地域における環境保全活動への積極的な参加をはじめ、適正な役割分担のもと、お互いの得意分野で力を発揮し、また他の主体にはできない役割を理解し、協働で環境問題の解決に取り組むことが必要です。
- 各主体との連携を密にし、地域における主体的な取組を把握し、つなぐことによって、それぞれの取組の充実とより多くの市民の参加と協力を促し、自発的な環境保全活動の輪をさらに広げる取組が必要です。
- 市民、事業者及び市が、相互に協力し合い、人と自然とが健全に共生できるまちづくりを推進するため、市民団体や教育機関等と連携し、まちづくりの担い手の育成のため、環境アドバイザーの派遣などを通じた環境学習等の充実やまちづくり実践者の活動支援に取り組む必要があります。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和6年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
環境アドバイザー派遣事業の受講者数(注)	21,472	30,000	人

(注)各年度における累計値

施策の展開

① 各主体との協働

施策の例・方向性	担当課
・「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動※」による地域の美化活動を継続して実施	資源循環推進課 など
・啓発イベントなどの開催においては、企画段階から事業者、市民団体及び教育機関などとの連携を図るとともに、各主体の人材や経験などを活用	環境企画課など
・クリーンピー応援隊、不法投棄監視員、不法投棄監視サポーターと連携し、地域と一丸となったまちの美化及び不法投棄の防止を図る。	資源循環推進課 廃棄物対策課など
・市環境基本計画等の進捗状況や環境測定の結果などを公表	環境企画課 環境監視センター など

② 各主体間の連携

施策の例・方向性	担当課
・国及び県の制度、事業者及び市民団体の取組などの情報収集に努め、環境活動及び環境情報のネットワーク化を図る。	環境企画課など
・環境の日（6月5日）または環境月間（6月）等に合わせ、環境保全についての関心と理解を深め、環境保全活動を行う意欲を高めるための普及啓発を実施	環境企画課 資源循環推進課 廃棄物対策課
・篤志家と環境保全活動の担い手をつなぐ仕組みとして「環境まちづくり推進基金」を運用	環境企画課
・市民団体及び教育機関等との連携を図り、人と自然とが健全に共生できるまちづくりの担い手を育成	環境企画課 学校教育課など
・環境教育・環境学習に携わる指導者、市民団体、教育機関等の交流の場を設けるなど、人材のネットワーク化を図り、市内で行われている環境保全活動とのマッチングを図る。	環境企画課

③ 関係機関との連携

施策の例・方向性	担当課
・気候変動、大気汚染及び水質汚濁など広域的な対応が必要な環境問題については、国、県、周辺市町村及びその他関係機関と連携して取り組む。	環境企画課 環境監視センター
・環境問題への対応や事業展開においては、地球温暖化防止活動推進センター※など、各分野における専門機関・専門職との連携や活用を図る。	全部局

(3) 市の率先的な活動の実施

現状と課題

市は、他の主体の自主的かつ積極的な取組を促していくため、自らが一事業者・一消費者として率先した環境配慮に努めます。

「環境に配慮する」ということは、「環境に配慮しない」場合に比べ、一般的にコストが高くなる傾向にあります。一時的な経済コストの比較だけでなく、長期的な視野に立った環境保全効果、環境リスク及び経済コストを適切に評価するなど、環境価値の追求を優先し、「市以和貴まちづくり基本条例」に掲げる「市民と市の共創によるまちづくり」、「市環境基本条例」に掲げる「健全で恵み豊かな環境の確保と将来世代への継承」を目指します。

また、「市環境基本条例」では、「あらゆる活動において地球環境保全が図られるように積極的に行われなければならない」とも規定しています。「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」の実現に向け、市のすべての部署が、「環境優先」・「環境管理」の考え方に沿って、施策や事務事業を主体的に展開していきます。

環境指標

環境指標	基準年度 (令和6年度)	目標年度 (令和12年度)	単位
市本庁舎等におけるエネルギー起源 二酸化炭素排出量	50.6	34.8	千t-CO ₂ /年
再生可能エネルギー率先導入件数	125	増加を目指す	件

施策の展開

① 事務事業に伴う環境への負荷の低減

施策の例・方向性	担当課
・電気・ガスなどのエネルギー及び事務用品等の使用量の削減、節水、適正な室温管理、クールビズ※・ウォームビズ※及び緑のカーテン※の実施などにより、エネルギー消費を抑制	環境企画課 各施設所管課
・公用車のエコドライブ※、職員のエコ通勤※を推進	公共交通課など
・物品調達において、グリーン購入※を推進	環境企画課
・市有施設から排出される廃棄物について、排出量の継続的な把握と徹底した3R（リデュース・リユース・リサイクル）に努め、庁内ゼロエミッション※を継続	資源循環推進課 など
・電気や公用車の購入などに係る契約について、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）※」に基づき、価格に加え、温室効果ガスなどによる環境への負荷についても適切に評価する仕組みについて検討	環境企画課 契約課 各施設所管課
・公共施設の管理等における継続的なエネルギー使用量の把握と抑制	環境企画課 各施設所管課

第3章「施策（第5節：みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】）」

施策の例・方向性	担当課
・公共施設への再生可能エネルギー利用機器の導入は、費用対効果などの検証とともに、施設の改修等の機会を捉えながら推進	環境企画課 各施設所管課
・公共施設等の整備においては、計画の立案段階から、再生可能エネルギー及び省エネルギーの設備や環境負荷の少ない工法・資材の採用など、施設のライフサイクルアセスメント※の視点からの環境配慮に努める。	各施設所管課
・公用車にライフサイクルアセスメントを考慮して低公害車を導入	環境企画課
・地域情報化の推進においては、ICT（情報通信技術）機器の省エネ化に取り組む。	情報政策課
・地域における生物多様性の確保・保全を目的とした公共施設の緑化、緑のカーテンやビオトープの設置など	各施設所管課
・一般廃棄物や行政から排出される廃棄物（汚泥や生ごみなど）について、環境産業を行う事業者などへの委託を検討	資源循環推進課 各施設所管課
・電力使用や紙（コピー用紙）の使用、ごみの排出などに対する環境配慮を庁内掲示などにより意識啓発	環境企画課
・再生可能エネルギー利用機器や省エネルギー設備の導入に関する国及び県等の支援策を情報提供	環境企画課など
・職員への生物多様性の普及啓発を目的とした野生動植物の生息・生育状況等の庁内アンケートなどの実施	環境企画課
・市の管理地における生態系被害防止外来種の積極的な駆除	各施設所管課
・環境保全施策の推進においては、国及び県の補助制度を積極的に活用し財源の確保に努める。	全部局
・環境産業の育成や農産物の鳥獣被害など、部局間にまたがる環境課題に対しては、各関係部課等の連携を密に対応する。	全部局
・市環境基本条例の理念に基づき、自然環境への影響や環境保全に配慮して各施策を展開する。	全部局
・地域の環境保全活動への積極的な参加	全部局
・市のイベントや会議等における、使い捨てプラスチック製品の購入・使用自粛	全部局

いわき市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

<関連事項>

第6次循環型オフィスづくり行動計画

※事業者としての市の取組

国の各行政機関が行う全ての事務及び事業においては、2013（平成 25）年度を基準として、事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030（令和 12）年度までに 50%削減する目標を設定し、実行可能な削減対策に率先して取り組むことを政府実行計画にとりまとめています。

いわき市においては、各種事務等における環境配慮に取り組む循環型オフィスづくりをより一層推進し、カーボンニュートラルの実現に向けて重点的に取り組むため、政府実行計画に準じた目標及び取組を設定して、事務及び事業に伴って排出される温室効果ガス排出量を削減する取組を進めます。

【新たに設定する重点施策】

① 設置可能な公共施設への太陽光発電の設置

新規に建築する公共施設または、今後長期に活用する公共施設には、太陽光発電設備の設置を検討します。

② 新設建築物のZEB化

新規に建築する公共施設では、施設の利用形態などを考慮して、ZEB Ready 相当以上にします。

※ ZEB とは、Net Zero Energy Building で、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。Zeb、Nearly Zeb、Zeb Ready、Zeb Oriented の4段階で定義されており、一次エネルギー消費量に対して、再生可能エネルギー導入量や一次エネルギー削減量などで分けられます。

③ 公用車電動化

公用車の新規導入・更新において、環境負荷と財政負担を比較考量したうえで、代替可能な車がない場合等を除き、電動車とします。

※電動車は、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車

④ 既存公共施設照明のLED化

廃止・解体・譲渡・集約化・複合化・改築が予定されていない施設について、2030 年度までに、LED 照明の導入率 100%を目指します。

⑤ 公共施設における再生可能エネルギー電力の調達

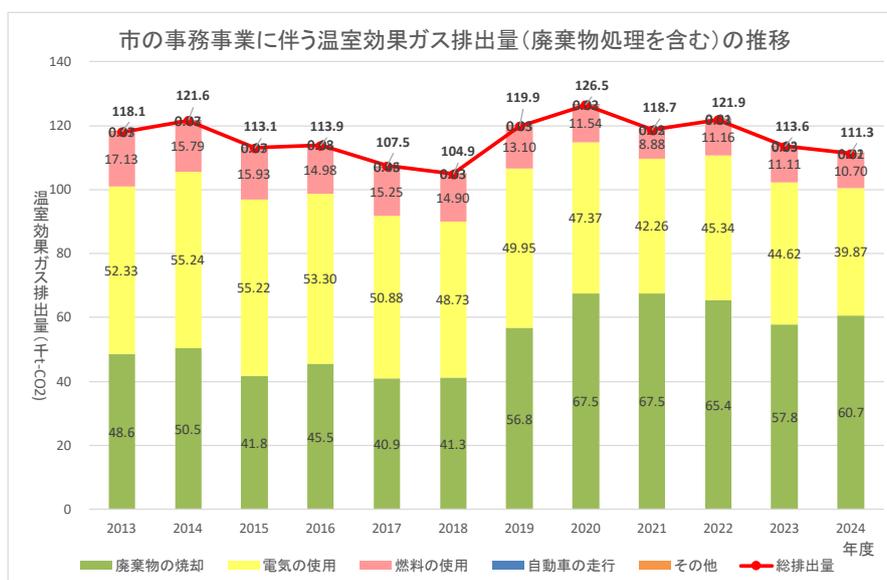
2030 年度までに、公共施設で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指します。

1 市役所等からの温室効果ガス※排出量

参考指標	平成25年度	令和12年度	単位
市役所等から温室効果ガス※排出量	118.1	89.9	千t-CO ₂ /年

【事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の推移】

本市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である2013（平成25）年度において、約118.3千トン-CO₂となっています。推移を見ると、横ばいが続いており、2024（令和6）年度は約111.3千トン-CO₂となっています。

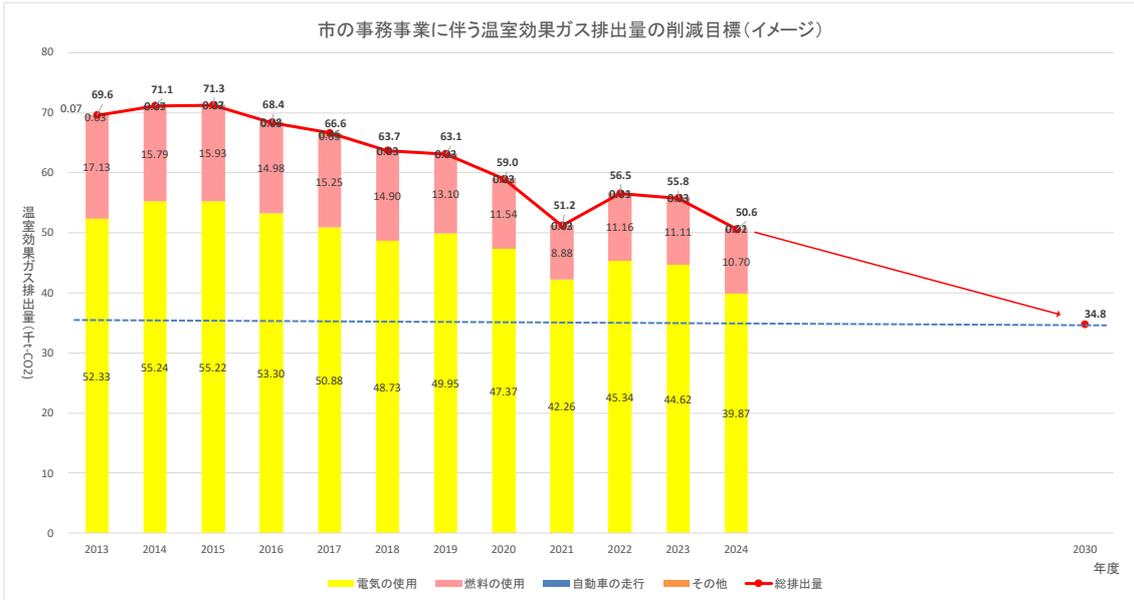


温室効果ガス総排出量のうち、清掃センターにおける廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量を除いた各種燃料等エネルギー利用に伴う温室効果ガス排出量については、減少傾向となっています。

また、エネルギー利用に伴う温室効果ガス排出量の割合は、電気の利用に伴う排出が約8割を占めています。

温室効果ガス排出量の削減目標の設定に当たっては、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量のうち、エネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量を、2013（平成25）年度比で、2030（令和12）年度までに半減させることを目指すこととします。

目標達成に向けては、主に施設における省エネルギー設備・機器の利用と、再生可能エネルギーの導入を進めることを基本とします。



2 物品やサービスの購入（レンタル・リース含む）における取組

区 分		具体的な取組の内容
電気製品	省エネ型機器等の導入 省電力照明の採用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用場所や利用形態に応じた適切な能力の機器を選択 ・「環境物品等調達方針」に適合した製品を導入
	リサイクル配慮機器の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機やプリンターの購入に際しては、使用済みカートリッジの再生利用システムがあり、両面印刷可能なものを選択
公用車	低公害車等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境物品等調達方針」に適合する車種を選択
用紙類・事務用品等	必要最低限の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・在庫管理を徹底し、事務用品・機器等を購入する際は、その必要性を考慮し適切な量を購入する。
	簡易包装の推奨 グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・商品等の購入においては、簡易包装された商品を選択 ・「環境物品等調達方針」に基づく、環境配慮製品調達の徹底
	使い捨て製品の購入自粛	<ul style="list-style-type: none"> ・紙皿、紙コップ、ペーパータオル等の購入自粛
その他	再利用・再使用の励行	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮物品の積極的導入 ・詰め替え可能商品利用の励行 ・マイボトル・マイカップ・マイ箸の励行 ・再生資源等活用の励行

3 物品やサービスの使用における取組

区 分		具体的な取組の内容
エネルギー (電気・燃料)	照明機器の電力消費節減	<ul style="list-style-type: none"> ・照明点灯箇所の削減 ・始業前及び昼休み消灯の徹底 ・蛍光灯本数の削減 ・時間外勤務の縮減 ・定時退庁の励行 ・会議室、資料室、更衣室等の不要な照明消灯の徹底
	空調設備の電力・燃料消費削減	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房温度の適温管理の徹底 ・軽装勤務、クールビズ、ウォームビズの実施 ・カーテン、ブラインド等の活用 ・窓、出入り口の開放禁止の徹底
	電気機器の電力消費節減	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな電源オフの徹底 ・予熱機能、節電・待機モードの活用徹底
	エレベーター使用の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・階段使用の励行
	公用車燃料の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車等の優先的利用 ・相乗りの励行 ・不用物の不積載、走行ルート合理化、急発進・急加速しないなど、省エネ運転の徹底 ・アイドリングストップの徹底 ・こまめな点検・整備の徹底 ・公共交通機関、自転車利用、徒歩移動の励行
	電気及び燃料使用量の把握・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、石油燃料等の使用量把握 ・事業手法の見直し、効率化の徹底
	コピー・印刷の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷・両面コピーの励行 ・軽印刷機の利用 ・不要なコピー、ミスコピーの防止
水資源	節水、水道水の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面、食器洗いなどにおける水の流し放しの自粛など、日常的な節水の励行 ・節水コマなど節水機器の活用 ・公用車洗車回数の見直し、バケツ利用など洗車方法見直し
用紙類	用紙類使用量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・資料・事務手続きの簡素化 ・書類作成部数は最小限とするほか、両面印刷の徹底による資料のスリム化 ・要約版、概要版の活用 ・電子メール、電子掲示板活用によるペーパーレス化の推進
	用紙類廃棄の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み用紙の裏面をFAX用紙・メモ用紙等に活用 ・使用済みポスター、カレンダー等の再利用の励行 ・使用済みの封筒、付箋紙等再使用の励行 ・紙製容器包装等の再使用の励行 ・使い捨て製品の使用自粛
備品等	備品等廃棄の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・事務機器や電気機器は、修理により長期間使用 ・不要な備品等は、機関相互の所管換えを進め、有効活用を徹底

4 建築物の建築及び維持管理における取組

区 分		具体的な取組の内容
設計・施工	省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・照明、冷暖房効率を考慮した構造、配置の検討 ・複層ガラス、熱反射ガラスの採用 ・より環境負荷の低い燃焼設備の導入
	太陽光等、自然エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光、バイオマス、コージェネレーションシステム等、再生可能エネルギー・未利用エネルギーを活用した環境負荷の少ない設備の導入検討 ・自然光に配慮した照明機器の配置
	施設等の節水の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の規模、用途に応じて、雨水利用や排水利用設備の導入を検討 ・水循環設備等、環境負荷の少ない設備の導入 ・感知式洗浄弁、自動水栓導入の検討
	設計監理・施工監理における要請	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負業者に対する、適切な運搬車両台数、運行時間、走行ルートの前記検討及び排出対策型建設機械の導入を要請 ・代替型枠の使用や型枠の反復使用などにより、熱帯材や温帯・北方材の使用抑制に努めるとともに、国産材の使用を促進 ・施設の建築材や修繕材においては、国産材や持続可能な森林管理を保證する認証材の使用を促進
	空調設備の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時に、廃棄の際の冷媒回収まで含めた見積りの徹底
	建設副産物等の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物の発生抑制や適正処理の徹底に努めるとともに、利用可能な建設副産物や下水汚泥等の再資源化を行ない、再利用を促進
	再生品等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施においては、再生品等環境負荷の少ない資材を選択
	維持管理	廃棄物等の減量
緑化等の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の整備においては、敷地や建物等の緑化に配慮 ・公共工事の実施においては、自然環境に与える影響を最小限に抑制 ・現場周辺的环境への配慮
水利用の合理化		<ul style="list-style-type: none"> ・水漏れ点検の徹底 ・使用量の把握・管理
雨水利用の促進		<ul style="list-style-type: none"> ・雨水利用、排水利用設備の維持管理適正化 ・透水性舗装、浸透樹の設置
省エネルギー対策		<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率診断等実施の検討 ・未利用エネルギー活用の検討
再生品等の利用促進		<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施においては、再生品等環境負荷の少ない資材を選択

5 やむを得ず廃棄する場合における取組

区 分		具体的な取組の内容
発生の抑制	リサイクルの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済みコピー用紙、新聞紙、雑誌、紙製容器包装等古紙類の分別を徹底 ・缶、ペットボトル、ビン、容器包装プラスチック等、資源化可能な不用物の分別を徹底 ・不要なペーパーシュレッダーの使用抑制
	減量・減容化等	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機等の活用 ・廃棄物等の排出量把握 ・組成調査の実施 ・再資源化に取り組む事業者等の活用

いわき市環境基本計画（第三次）とSDGsの関連性

SDGsは、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、将来にわたって持続的な発展ができるよう、環境・社会・経済の三つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。

本計画の施策によって、SDGsの12個の目標達成に貢献することができます。

また、いわき市では、SDGsをより一層推進していくきっかけとするため、令和7年5月31日に「SDGs日本モデル」宣言に賛同しています。

基本目標と関連性の高いSDGs

基本目標 1 : 気候変動を抑え、備えるまち【低炭素】



基本目標 2 : 地域内で有効に資源が循環するまち【循環】



基本目標 3 : 生き物の多様性を守り、自然の恵みを楽しむまち【共生】



基本目標 4 : 生活環境を保全し、快適に暮らせるまち【安全・快適】



基本目標 5 : みんなで環境を守り、創造するまち【支える仕組み】



第4章 計画の推進

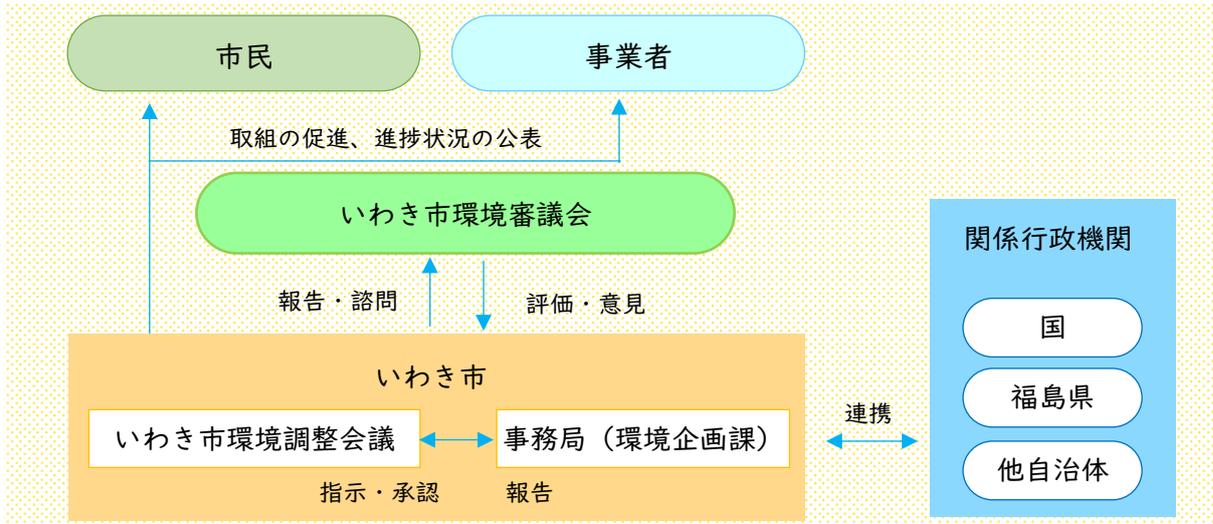
第1節 目標達成の手法

第2節 環境指標による点検・公表

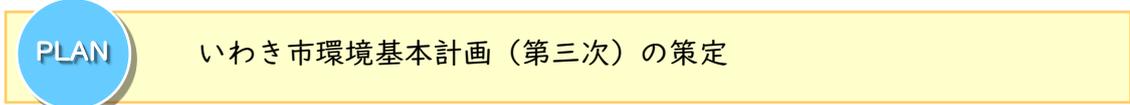
第3節 計画の見直し

第1節 目標達成の手法

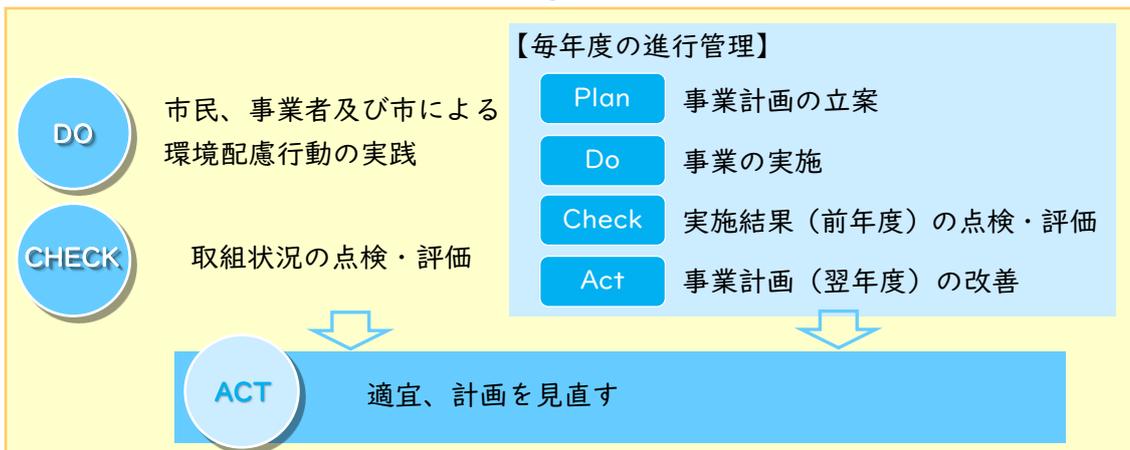
計画の実効性を確保し、施策の継続的な改善を図っていくため、環境マネジメントシステムの考え方を導入し、「市環境審議会」及び「市環境調整会議」の二つの組織を軸として、PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、施策の継続的な改善を図ります。主に、市環境審議会が Check 機能を、市環境調整会議が Action 機能を担います。



2020 年度



2021 年度～2030 年度



2030 年度（予定）



第2節 環境指標による点検・公表

基本目標の達成に向けた施策の取組状況や、施策を実施することによって生み出される成果を「環境指標」として、その点検・評価を実施します。

環境指標は、明確な点検・評価を行うため、できる限り定量的かつ継続的に把握できるデータを用います。

また、透明性のある点検・評価を行うため、施策の取組状況については、毎年、報告書にとりまとめ、公表します。

第3節 計画の見直し

計画期間である 2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度の間には、環境の状況、社会経済情勢、科学的技術の進歩及び科学的知見の集積、さらには、基本目標の達成度合いや環境指標の状況などを踏まえ、適宜、計画の見直しを図ります。

市環境審議会

環境審議会は、環境基本法第 44 条及び市環境基本条例第 23 条に基づき設置され、学識経験者や、市民、民間団体及び事業者の代表等で構成する組織で、計画の策定及び見直しについて、市長の諮問に応じ、公正かつ専門的な立場から審議し、答申を行うとともに、計画に基づく施策の進捗状況や目標の達成状況などに対し意見を述べるなど、環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行います。

PDCA サイクルによる進行管理上では、特に Check（点検・評価）機能を有します。

市環境調整会議

環境調整会議は、本会議設置要綱に基づき設置され、副市長（生活環境部担任）を委員長、副市長（生活環境部担任以外）を副委員長とし、教育部長、消防長、水道局長、医療センター事務局長及び各部の長で構成する庁内組織で、計画に基づく施策や事業の実施と推進方策のあり方、計画の進捗状況の把握と年次報告書の作成など、市の環境政策に関する推進事項について全庁的な総合調整を行います。

PDCA サイクルによる進行管理上では、特に Action（対策の検討・見直し）機能を有します。

市環境調整会議幹事会

幹事会は、環境調整会議設置要綱に基づき、課等の長で構成され、生活環境部長を議長とする庁内組織で、計画の推進に必要な具体的な事項についての庁内調整を行うなど、環境調整会議の所掌する事務全般に関する庁内の連絡調整機能等の充実に図ります。

市環境調整会議研究会

研究会は、環境調整会議設置要綱に基づき、委員長が指名する原則係長職以下の職員で構成され、環境企画課長を議長とする庁内組織で、計画の推進に必要な具体的な事項についての資料の収集や先進事例等の調査を行うなど、幹事会の所掌する事務について詳細な研究を行います。

環境指標一覧

基本目標	基本施策	No.	環境指標	基準値 (R6)	目標値 (R12)	単位	備考
【気候変動を抑え、備えるまち】	次世代エネルギー社会の構築	1	太陽光発電導入量	32,835	37,000	kW	累計値
		2	化石エネルギー消費削減量（原油換算時）	20,801	22,290	kl	累計値
	徹底した省エネルギーの推進	3	家庭から排出される市民一人あたりの温室効果ガス排出量	2.14	0.93	t-CO ₂ /年	基準値はH25
		4	自家用車利用に伴う温室効果ガス排出量	392.0	254.8	千t-CO ₂ /年	基準値はH25
	気候変動への対応	5	熱中症搬送患者数（直近5か年平均）	240	減少を目指す	人/年	
		6	ふくしま涼み処登録数	76	178か所以上	か所	
		7	防災訓練参加者数（市民）	1,319	1,700	人/年	
【資源が地域内で循環するに有効なまち】	ごみ減量の更なる推進と循環型社会の確立	8	一人一日当たりのごみ排出量	927	900	g/人・日	
		9	リサイクル率	21.7	22.0	%	
		10	食品ロス発生量	10,129	7,698	t/年	
	廃棄物の適正処理	11	産業廃棄物排出量	2,638	2,638	千t/年	基準値はR5
		12	産業廃棄物減量化・再生利用率	95.0	96.0	%	基準値はR5
	まちの美化と不法投棄の防止	13	クリーンピー応援隊登録者数	5,933	6,200	人/年	
		14	不法投棄監視サポーター登録者数	921	1,900	人/年	
【共生】	生物多様性への理解の促進	15	生態系被害防止外来種の防除を目的とした啓発事業等の実施数	2	25	回/年	
		16	自然体験型イベントの開催数	99	増加を目指す	回/年	
	生物多様性の確保	17	中山間地域等直接支払交付対象面積	1,140	1,140	ha/年	
		18	緑地協定面積	199.18	現状以上	ha/年	
		19	保存樹林面積	5.51	現状以上	ha/年	
		20	アライグマ捕獲頭数	469	根絶を目指す	頭/年	
	自然とのふれあいの機会の創出	21	森林ボランティア活動参加者数	405	405	人/年	
22		造林事業実施面積	17,510	18,616	ha	累計値	
【快適に暮らせるまち】	大気・水等の保全	23	大気環境基準達成率	81.0	100.0	%	
		24	水質（河川）環境基準達成率	100.0	100.0	%	
		25	汚水処理人口普及率	91.7	95.6	%	
	自然災害への対応	再掲	熱中症搬送患者数（直近5か年平均）	240	減少を目指す	人/年	
		再掲	ふくしま涼み処登録数	76	178か所以上	か所	
		再掲	防災訓練参加者数（市民）	1,319	1,700	人/年	
【創みん支える仕組み】	環境保全活動の促進	26	ISO14001・エコアクション21認証取得事業所数	92	110	件	
		27	出前講座参加者数	2,333	5,000	人	累計値
	協働による環境保全	28	環境アドバイザー派遣事業の受講者数	21,472	30,000	人	累計値
	市の率先的な活動の実施	29	市本庁舎等におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量	50.6	34.8	千t-CO ₂ /年	
		30	再生可能エネルギー率先導入件数	125	増加を目指す	件	累計値
参考指標		参1	市内全体からの温室効果ガス排出量	3,278	1,959	千t-CO ₂ /年	基準値はH25
		参2	市役所等からの温室効果ガス排出量	118.1	89.9	千t-CO ₂ /年	基準値はH25

参考資料

- 1 いわき市の概況
- 2 市環境基本条例
- 3 計画策定の検討体制
- 4 計画策定の検討経過
- 5 市民意見（パブリックコメント）等の概要
- 6 用語集

Ⅰ いわき市の概況

(1) 位置・面積

ア 位置

福島県の東南端、東北地方と関東地方との接点に位置し、東は約60kmの海岸線で太平洋に面しており、西は阿武隈高地を介して県の中央部に接しています。

本市の北側から地図上反時計回りに、広野町、檜葉町、川内村、田村市、小野町、平田村、古殿町、鮫川村及び茨城県北茨城市の各自治体と隣接しています。

(いわき市役所の位置：北緯37° 03' 02" 東経140° 53' 16")

イ 面積

東西に39.0km、南北に51.5km、面積は1,232.51km²に及ぶ広大な市域を有しています(令和7年7月1日現在)。

(2) 自然の営み

ア 地形・地質

西部の山地と東部の丘陵地・低地に大別され、山地は最高海拔965mの矢大臣山をはじめとして、平均700m前後の山々が連なっています。これらの山々は、6,500万年前に形成されたとみられる深成岩と、それよりも古い時代の岩石から成る変成岩とで成り立っており、その多くは、風化作用を受けて、なだらかな地形となっています。

東部の大部分を占める丘陵地や低地は、標高200m以下となっています。丘陵地は、砂岩や礫岩、泥岩などの堆積岩類から成り立っており、多くの動植物の化石が発掘されています。丘陵地の裾野や河川沿いの微高地には、山が浸食され、川が運んできた砂礫が溜まっているところがあり、他の低地に比べて地盤が安定しているため、昔から居住地や田畑として利用されています。

段丘を含む低地は、砂や礫の堆積物で成り立っています。海岸に近い地域では、河川の下流部に沖積平野や三角州が形成されており、堆積物は最大で約70mの厚さに達しており、軟弱な地盤となっています。

阿武隈高地から市域を貫流し、太平洋に至る夏井川や鮫川などの河川は、川床勾配が大きく急流を作っており、とりわけ、東縁部では隆起量が大きいため、三森溪谷や夏井川溪谷、四時川溪谷などの深い谷を形成しています。これらの溪谷では、四季折々の景観を楽しむことができ、夏井川溪谷は夏井川溪谷県立自然公園に、四時川溪谷は勿来県立自然公園に指定されています。

海岸線は延長約60kmに及び、砂浜と礫が交互に現れる景観は変化に富むもので、小名浜港を除きすべて磐城海岸県立自然公園及び勿来県立自然公園に指定され、薄磯や勿来などの浜は、東日本大震災以前は関東から東北にかけて有数の海水浴場として、市内だけでなく、県内外からの観光客に親しまれていました。

イ 水系・流域

二級河川が11水系65河川、準用河川が8水系30河川、普通河川が19水系228河川あり、市域内総延長は約969kmに及びます。

夏井川、鮫川及び木戸川の各水系は、市域外にも流域を持っており、夏井川水系は田村市、小野町及び平田村を、鮫川水系は古殿町、埴町、鮫川村及び茨城県北茨城市を、木戸川水系は檜葉町、広野町及び川内村をそれぞれの流域に含んでいます。夏井川及び鮫川の各水系については、本市が下流部に、木戸川水系については本市が上流部に位置しています。

夏井川などの主要河川では、市街化や宅地造成等の影響により上流域まで土地利用が進んでいますが、生活排水対策の進展により水質は良好に保たれています。

一方で、藤原川や仁井田川などの小規模河川は流量が少なく、今後の気候変動や周辺環境の変化による水質への影響を注視する必要があります。

ウ 気候

太平洋の影響を受けて温暖で、年平均気温の平年値は約13℃、また、積雪は年1～2度見られる程度で、年降水量の平年値は約1,400mm、年間の日照時間も2,000時間を超え、県内で最も過ごしやすい地域となっています。

【気象データ（小名浜）】

要素	平年値	最高（最大）	最低（最小）
年平均気温 （℃）	13.8(*1)	16.0(*2) (2024年)	11.1(*2) (1945年)
年降水量 (mm)	1440.7(*1)	1989.5(*2) (2006年)	813.0(*2) (1984年)
年日照時間 (時間)	2068.6(*1)	2483.4(*2) (2023年)	1,683.8(*2) (1998年)
日最高・最低気温 (℃)	—	37.7(*3) (1994年8月3日)	-10.7(*3) (1952年2月5日)
日降水量 (mm)	—	227.2(*3) (1966年6月28日)	—

※ 統計期間：(*1)1991年～2020年、(*2)1910年～2026年、(*3)1910年5月～2026年2月

出典：気象庁ホームページ

エ 自然現象

地震や集中豪雨、崖崩れ・地滑りなどの自然現象は、私たちの生命や財産、社会的基盤及び生態系などを脅かす危険な災害である一方で、地盤の変動や浸食により、現在の本市の地形や河川の流れ、歴史・文化を形成してきたという一面も持っており、自然環境の一つであると言えます。

地震の大きなものでは、1926（昭和元）年以降、計24回「震度5弱」が観測されています。1938（昭和13）年は大きな地震が頻発し、5月に茨城県沖を震源とし、また11月には塩屋崎沖を震源とする「震度5弱」の地震が余震も含め計4回観測されています。計測震度計による観測開始（平成8年）以降では、2011（平成23）年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」、同4月11日及び12日には、ともに「震度6弱」の揺れを観測し、同年9月までに「震度5弱」の地震が計12回観測されています。

台風や低気圧による崖崩れや地滑りなどをともなう風水害は、近年では、毎年複数回発生しています。災害救助法が適用された風水害としては、1986（昭和61）年8月の台風10号、1989（平成元）年8月の台風13号、1993（平成5）年11月の大雨、2019（令和元）年10月の台風19号及び2023（令和5）年9月の台風13号が記録されています。急傾斜地の崩壊や地滑りは、好間、内郷及び常磐から小名浜にかけての丘陵地に集中しており、また、土石流についても、河川上流域において危険渓流が指定されており、それぞれ対策が講じられています。

(3) 人の営み

ア 沿革

1962（昭和37）年、新産業都市建設促進法の施行に伴い、常磐地方の市町村が合併して新産業都市を建設するため、1964（昭和39）年に常磐・郡山地区として指定を受け、1966（昭和41）年10月1日に5市4町5村が合併し、「いわき市」が誕生しました。

1999（平成11）年には、中核市に移行しています。

イ 歴史・文化

2025（令和7）年5月1日現在、指定文化財として国指定が25件、県指定が66件、市指定が196件指定されています。そのうち、自然環境と一体をなしている史跡名勝天然記念物や文化的な景観については、史跡（・名勝）が22件、天然記念物が38件指定されています。

史跡は、国指定が「甲塚古墳」、「白水阿弥陀堂境域」、「中田横穴」及び「根岸官衙遺跡群」の4件、県指定が「専称寺境域」の史跡・名勝を含む4件、市指定が14件となっています。

天然記念物は、国指定が「中釜戸のシダレモミジ」、「賢沼ウナギ生息地」、「照島ウ生息地」、「沢尻の大ヒノキ（サワラ）」の4件、県指定が「上平窪のシイノキ群」、「石森のカリン」など8件、市指定が26件となっています。

また、古生代から新生代にかけての地層の一部からは、三葉虫や昆虫、恐竜、爬虫類、魚類、哺乳類など、さまざまな種類の化石が数多く発見されており、その中には、「フタバズキリュウ」や「いわきくじら」など学術的にも価値が高い化石も含まれています。

ウ 人口

2025（令和7）年10月1日現在、人口は313,570人で福島県全体の約18%を占め、東北地方では仙台市、郡山市に次ぐ人口となっています。世帯数は141,510世帯、人口密度は254人/k㎡となっています。

人口の年齢別割合は、2005（平成17）年10月1日現在、15歳未満が14.7%、65歳以上が22.4%であったのに対し、2020（令和2）年10月1日現在、それぞれ11.3%、30.9%となっており、少子高齢化が進んでいます。人口は、1999（平成11）年1月の362,140人をピークに減少に転じています。2015（平成27）年は、東日本大震災以降初めて国勢調査を実施し、双葉郡等からの避難者等の数が含まれるようになったことから、一時的に増加したものの、近年では毎年約2,000人から4,000人規模で減少しています。一方、世帯数は、1世帯あたりの人員が2.21人まで低下し続けていることから、人口減少下にあっても増加傾向にあり、核家族化や高齢単身世帯の増加が進行している状況を示しています。

また、市の人口の8割以上が市街化区域に集中しており、中山間地域の人口減少が極めて顕著となっています。

【人口・世帯数・人口密度（各年10月1日現在）】

区 分	2005年 (平成17年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	増減率 (2005年→ 2025年)
人口(人)	354,492	350,237	332,931	313,570	-11.5%
15歳未満(%)	14.7	12.1	11.3	-	-
15～64歳(%)	62.8	58.5	55.4	-	-
65歳以上(%)	22.4	28.1	30.9	-	-
世帯数(世帯)	128,584	141,069	141,411	141,510	+10.1%
人口密度(人/k㎡)	288	284	270	254	-11.8%

出典：「市統計書」、「いわき市の人口」

エ 土地利用

2024（令和6）年度における土地利用の状況を地目別にみると山林が最も多く市域の約7割を占めています。2009（平成21）年度の状況と比較すると、農地（田・畑）や原野が減少する一方で、震災後の復興事業に伴う土地利用の再編や、再生可能エネルギー関連施設の整備等が進んだことにより、これらの土地からの転用によって雑種地が増加しています。

都市計画区域は、376.17km²となっており、市域面積の30.5%を占めています。その内訳は、市街化区域が101.01km²（8.2%）、市街化調整区域が275.16km²（22.3%）となっています。

【土地利用状況】

地目	平成21年度 (km ² (%))	令和6年度 (km ² (%))	増減率 (%)
田	75.704 (6.1)	71.238 (5.8)	-5.9
畑	45.027 (3.7)	40.721 (3.3)	-9.6
宅地	75.717 (6.1)	79.291 (6.4)	+4.7
鉱泉池・池沼	0.692 (0.1)	0.713 (0.1)	+3.0
山林	857.948 (69.6)	860.917 (69.8)	+0.3
牧場・原野	50.853 (4.1)	44.299 (3.6)	-12.9
雑種地	39.820 (3.2)	45.502 (3.7)	+14.3
その他	85.578 (7.0)	89.929 (7.3)	+5.1
計	1,231.340 (100.0)	1,232.51 (100.0)	+0.1

出典：「市統計書」

【都市計画区域面積（令和6年4月1日現在）】

区分		面積 (km ²)	割合 (%)	
行政区域		1,232.51	100.0	
	都市計画区域	376.17	30.5	
	市街化区域	市街化区域	101.01	8.2
		住居系地域	63.44	5.2
		工業系地域	32.26	2.6
		商業系地域	5.31	0.4
	市街化調整区域	275.16	22.3	

出典：市都市計画課

オ 産業

就業者数は、2020（令和2）年時点で147,912人となっており、2015（平成27）年と比較して7.6%減少しています。産業別の内訳をみると、第1次産業が8.4%、第2次産業が8.0%、第3次産業が3.4%といずれも減少しています。

経営耕地面積については、2020（令和2）年時点で456,888aとなっており、2015（平成27）年と比較して14.2%減少しています。特に畑や樹園地の減少幅が大きく、農業基盤の縮小が続いています。また、林野面積は2023（令和5）年度時点で88,355haであり、2018（平成30）年度と比較して0.4%の微減となっています。

製造業については、事業者数が1986（昭和61）年をピークに、従業者数が1991（平成3）年をピークに減少傾向にあります。製造品出荷額等は、1995（平成7）年に東北第1位となり、1996（平成8）年に1兆円を超え、以降、堅調に推移していましたが、リーマンショック及び東日本大震災により大きく落ち込みました。直近の調査によると、2022（令和4）年の製造品出荷額等は1兆147億円と再び1兆円台を回復しています。広域都市である本市には、現在15の工業団地が整備されています。

【産業別就業者数】

区分	平成27年（人）	令和2年（人）	増減率（%）
総数	160,151	147,912	-7.64
第1次産業	4,044	3,704	-8.41
農業・林業	3,661	3,316	-9.42
漁業	383	388	+1.31
第2次産業	48,912	45,009	-7.98
鉱業、採石業、砂利採取業	113	83	-26.55
建設業	20,747	18,959	-8.62
製造業	28,052	25,967	-7.43
第3次産業	99,301	95,906	-3.42
電気・ガス・熱供給・水道業	2,232	1,587	-28.90
情報通信業	1,564	1,435	-8.25
運輸郵便業	7,817	7,516	-3.85
卸売業、小売業	21,964	21,567	-1.81
金融業、保険業	2,733	2,431	-11.05
不動産業、物品賃貸業	2,086	2,176	+4.31
学術研究、専門・技術サービス業	4,687	4,226	-9.84
宿泊業、飲食サービス業	8,177	7,580	-7.30
生活関連サービス業、娯楽業	6,321	5,721	-9.49
教育、学習支援業	6,427	6,479	+0.81
医療、福祉	19,421	20,110	+3.55
複合サービス事業	1,039	904	-12.99
サービス業(他に分類されないもの)	10,967	10,263	-6.42
公務(他に分類されるものを除く)	3,866	3,911	+1.16
分類不能	7,894	3,293	-58.28

出典：「市統計書」

【経営耕地面積】

区分	平成27年 (a)	令和2年 (a)	増減率 (%)
総面積	532,338	456,888	-14.17
田	434,078	399,441	-7.98
畑	92,308	53,213	-42.35
樹園地	5,952	4,234	-28.86

出典：「市統計書」

【林野面積】

区分	平成30年度 (ha)	令和5年度 (ha)	増減率 (%)
総面積	88,744	88,355	-0.4
国有林	30,705	30,704	0.0
民有林	58,039	57,651	-0.7

出典：「福島県森林・林業統計書」

【製造業事業者数・従業者数・製造品出荷額等】

区分	平成29年	令和4年	増減率 (%)
事業所数	549	548	-0.2
従業者数	24,434	24,146	-1.2
製造品出荷額等 (百万円)	953,841	1,014,690	+6.4

※事業所数、従業者数について、それぞれ翌年6月1日現在。

出典：「市統計書」

カ 交通

いわき市内には、高速自動車国道が2路線、一般国道が5路線、県道が42路線、市道が9,040路線あります(2024(令和6)年4月1日現在)。このうち、高速自動車国道は、東京と仙台を結ぶ常磐自動車道、いわきと新潟を結ぶ東北横断自動車道いわき新潟線(磐越自動車道)が開通しており、一つのジャンクションと六つのインターチェンジ(スマートインターチェンジを含む)があります。

市内の鉄道は、JR常磐線、JR磐越東線、貨物のみを扱う福島臨海鉄道があり、JRの旅客駅は、常磐線と磐越東線あわせて14駅あります。

市内の路線バスは、125系統(2024(令和6)年3月31日現在)が運行されており、高速バスについても14系統が運行されています。この他にも、公共交通の確保が困難な地域等において、地域住民団体等が主体となって運行する「自家用有償旅客運送(デマンド型乗合タクシー)」などが導入されています。

福島空港がいわき中央ICから車で約60kmの距離にあり、札幌(新千歳空港)、大阪(伊丹空港)などへの空路が運行されています。

港湾は、九つの港が整備されています。その中でも小名浜港は重要港湾に指定され、外貿コンテナ航路や内航フィーダー航路により、国際貿易港として港勢を増しています。また、2011(平成23)年に国際バルク戦略港湾(石炭)に選定、2013(平成25)年には全国初の特定貨物輸入拠点港湾(石炭)に指定を受け整備された東港地区国際物流ターミナルは、2022(令和4)年6月に全面供用を開始しました。これにより、石炭等の安定供給と輸送コスト低減、施設の効果的利用が図られています。

市環境基本条例

平成9年3月31日
いわき市条例第4号

改正 平成12年8月25日いわき市条例第89号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全に関する施策の基本指針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全のための基本的施策（第10条—第22条）

第4章 環境審議会（第23条—第29条）

附則

わたしたちのふるさと「いわき」は、広大な市域面積を有し、西に阿武隈高地、そこに源を発するいくつもの河川、東に太平洋、白砂青松の海岸線など、豊かで多様な自然資源に恵まれている。わたしたちは、これらの自然の恵みの中で生活を営み、それぞれの地域の特性に応じた伝統や文化を育んできた。

しかしながら、近年の都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても従来環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型や生活型の公害などの問題が顕在化してきており、さらに、わたしたち一人ひとりの営みが直接又は間接に地球環境に影響を与えるまでに拡大してきていることから、新たな対応が求められている。

健全で恵み豊かな環境の下に健康で文化的な生活を営むことは、市民の権利であり、わたしたちは、この環境を保全し、将来の世代に引き継いでいかなければならない。

わたしたちは、環境に限られた資源であることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合い、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然とが健全に共生できるふるさと「いわき」の実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承できるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、本市の多様な自然環境において、それぞれの地域特性に配慮し、人と自然とが健全に共生できるように適切に行われなければならない。

3 環境の保全は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを考慮し、あらゆる活動において地球環境保全が図られるように積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、自ら環境についての理解を深め、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自主的かつ積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 豊かな緑及び清らかな水に恵まれた生活環境の確保、地域の特性が活かされた良好な景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保全が図られること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、いわき市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、いわき市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全のための適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

第13条 市は、下水道等の環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための施設の整備を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理等に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(恵まれた生活環境の確保等)

第15条 市は、生物の多様性等の確保に配慮しつつ、快適かつ良好な生活環境を確保するため、森林及び緑地並びに水環境の維持及び形成に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第16条 市は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を確保するため、良好な景観の形成及び歴史的又は文化的遺産の保全に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第17条 市は、関係機関等と協力して、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともにその自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第18条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、第17条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進を図るため、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施等)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、及び監視、測定等の体制の整備を図るよう努めるとともに、国、他の地方公共団体、民間の調査研究機関等と連携し、環境の保全に関する情報の収集等に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、環境の保全に関する施策であって、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第22条 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第23条 環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する等のため、いわき市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項
2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第28条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第29条 第23条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(いわき市環境審議会条例の廃止)

2 いわき市環境審議会条例（平成7年いわき市条例第4号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前のいわき市環境審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者は、第25条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

4 前項の委員の任期は、旧条例第3条第2項の規定により委嘱又は任命された日から起算する。

附 則（平成12年8月25日いわき市条例第89号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

2 計画策定の検討体制

(1) 市環境審議会

市環境審議会、市環境基本条例第23条に基づき、環境基本計画に関することや、その他環境の保全に関する基本的な事項について調査審議するために設置された市長の諮問機関です。学識経験者、各種団体の代表者、関係行政機関の職員及びその他市長が必要と認めるものから構成されています。

第15期 委嘱期間 令和5年11月1日から令和7年10月31日まで

氏名	所属	選出区分	備考
飯塚 康人	医療創生大学	学識経験者	令和7年4月3日まで 川崎 靖
有働 幸江	いわき市小・中学校長会 連絡協議会	関係行政機関の職員	令和7年4月15日まで 緑川 広美
大方 俊吾	いわき地域環境科学会	各種団体の代表者	
大和田 千恵子	いわき市地域婦人会 連絡協議会	各種団体の代表者	
草野 宏	いわき市森林組合	各種団体の代表者	
倉石 信	公益財団法人 ふくしま海洋科学館	各種団体の代表者	令和7年4月3日まで 岩田 雅光
齋藤 七重	いわき市行政嘱託員 (区長) 連合協議会	各種団体の代表者	令和6年10月28日まで 折笠 孝男
末永 明子	特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク	各種団体の代表者	
鈴木 一成	いわき商工会議所	各種団体の代表者	令和6年10月21日まで 影山 晴康
須藤 里奈	医療創生大学	市長が必要と認める者	令和7年4月7日まで 相坂 碧唯
○ 中根 まり子	福島さくら農業協同組合	各種団体の代表者	
◎ 原田 正光	福島工業高等専門学校	学識経験者	
福井 朗子	東日本国際大学	学識経験者	
湯澤 良一	いわき地区商工会 連絡協議会	各種団体の代表者	令和6年10月23日まで 高橋 孝光
横山 亜衣	福島工業高等専門学校	市長が必要と認める者	

◎：会長 ○：副会長

(五十音順、敬称略)

第16期 委嘱期間 令和7年11月1日から令和9年10月31日まで

氏名	所属	選出区分	備考
有働 幸江	いわき市小・中学校長会 連絡協議会	関係行政機関の職員	
大方 俊吾	NPO法人いわき環境研究室	各種団体の代表者	
大和田 千恵子	いわき市地域婦人会 連絡協議会	各種団体の代表者	
草野 宏	いわき市森林組合	各種団体の代表者	
倉石 信	公益財団法人 ふくしま海洋科学館	各種団体の代表者	
齋藤 七重	いわき市行政嘱託員 (区長) 連合協議会	各種団体の代表者	
末永 明子	特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク	各種団体の代表者	
鈴木 一成	いわき商工会議所	各種団体の代表者	
須藤 里奈	医療創生大学	市長が必要と認める者	
高橋 寧	公募委員	市長が必要と認める者	
戸澤 真央	次世代枠	市長が必要と認める者	
○ 中根 まり子	福島さくら農業協同組合	各種団体の代表者	
福井 朗子	東日本国際大学	学識経験者	
藤本 聡	医療創生大学	学識経験者	
柳澤 優	公募委員	市長が必要と認める者	
◎ 山田 貴浩	福島工業高等専門学校	学識経験者	
湯澤 良一	いわき地区商工会 連絡協議会	各種団体の代表者	

◎：会長 ○：副会長

(五十音順、敬称略)

(2) 市環境調整会議

市環境調整会議は、市環境調整会議設置要綱第1条に基づき、環境基本計画の総合的かつ効果的な推進を図るために設置された庁内組織です。環境調整会議の下部組織として、連絡調整や調査・研究などを行う幹事会及び研究会があります。

会議名	職名	構成員
環境調整会議	委員長	副市長（生活環境部担任）
	副委員長	副市長（生活環境部担任以外）
	委員	総合政策部長、危機管理部長、総務部長、財政部長、市民協働部長、生活環境部長、保健福祉部長、こどもみらい部長、農林水産部長、産業振興部長、観光文化スポーツ部長、土木部長、都市建設部長、教育部長、消防長、水道局長、医療センター事務局長
環境調整会議 幹事会	議長	生活環境部長
	委員	総合政策部政策企画課長、危機管理部危機管理課長、総務部総務課長、財政部財政課長、市民協働部地域振興課長、生活環境部環境企画課長、保健福祉部保健福祉課長、こどもみらい部こども政策課長、農林水産部農業政策課長、産業振興部産業チャレンジ課長、観光文化スポーツ部観光振興課長、土木部土木政策課長、都市建設部都市計画課長、教育委員会事務局教育政策課長、消防本部総務課長、水道局総務課長、医療センター事務局経営企画課長
環境調整会議 研究会	議長	生活環境部環境企画課長
	委員	生活環境部環境企画課（4名）、環境監視センター（1名）、資源循環推進課（2名）、清掃管理事務所（1名）、廃棄物対策課（2名）、生活排水対策室経営企画課（1名）、下水道事業課（1名）

※事務局は、いずれも生活環境部環境企画課

3 計画策定の検討経過

年月日	内容
令和6年11月26日	令和6年度 第1回 環境審議会
令和6年12月9日 (12月27日まで)	環境に関する市民・事業者アンケート
令和6年12月13日	令和6年度 第1回 環境調整会議幹事会
令和7年2月12日	令和6年度 第2回 環境審議会
令和7年3月～7月	環境関連団体等ヒアリング
令和7年5月15日	令和7年度 第1回 環境審議会 「市環境基本計画(第三次)」一部改定の諮問
令和7年5月20日	令和7年度 第1回 環境調整会議幹事会
令和7年7月31日	令和7年度 第2回 環境審議会
令和7年8月8日	令和7年度 第2回 環境調整会議幹事会
令和7年9月2日 (9月16日まで)	市民意見募集(パブリックコメント)
令和7年10月9日	令和7年度 第3回 環境審議会
令和7年10月10日	市民意見募集(パブリックコメント)結果の公表
令和7年10月16日	「市環境基本計画(第三次)」一部改定の答申
令和7年11月25日	令和7年度 第4回 環境審議会
令和8年2月13日	令和7年度 第1回 環境調整会議
令和8年3月25日	令和7年度 第5回 環境審議会

4 市民意見（パブリックコメント）等の概要

(1) 市民アンケート・事業者アンケートの実施概要

ア 目的

市環境基本計画の策定にあたり、市が実施してきた施策に対する市民及び事業者の満足度や環境に関連する事項に対する認識度及び今後優先して実施すべき施策についての意識を把握するため、アンケート調査を実施しました。

イ 実施期間

2024（令和6）年12月9日から2024（令和6）年12月27日まで（19日間）

ウ 調査対象及び調査項目数等

	調査対象			調査項目数
	対象者数	回答者数	回収率	
市民アンケート	3,000 人	1,009 人	33.6 %	33 項目
事業者アンケート	500 社	115 社	23.0 %	23 項目
計	3,500 件	1,124 件	32.1 %	—

(2) 環境関連団体ヒアリング

ア 目的

市環境基本計画の一部改定にあたり、経済活動の大きな部分を占める事業者や、環境保全に大きな役割を果たしている民間団体による効果的な取組とともに、新たな取組を展開する上で課題等を把握するため、市内環境関連団体等を対象にヒアリングを実施しました。

イ 調査対象

50音順 敬称略

阿部商事(株)	アルプスアルパイン(株) いわき開発センター
NPO法人いわき環境研究室	(公社) いわき産学官ネットワーク 協会
いわき市小・中学校長会連絡協議会	いわき市森林組合
(株)いわきスポーツクラブ	NPO法人いわき鳴き砂を守る会
NPO法人うつくしまNPOネットワーク	(株)小名浜包装資材
(株)クレハ環境	こびとの森
(有)鷺研り	城北化学工業(株)
新常磐交通(株)	スソニティジャパン (同)
タオ・エンジニアリング(株)	高坂小学校SDGs隊
月島JFEアクアソリューション(株)	東部ガス(株)福島支社平事業所
(株)東邦銀行	トラスト企画(株)
日産自動車(株)いわき工場	NPO 法人日本ビオトープ協会
(株)ハニーズホールディングス	(株)東日本建設コンサルタント
ひまわり信用金庫	(公財) ふくしま海洋科学館

NPO 法人福島県防災士会いわき方部	(一社) 福島県猟友会平支部
福島さくら農業協同組合 いわき統括センター	福浜大一建設(株)
(株)マルトグループホールディングス	三井住友海上火災保険(株) 福島支店いわき支社
メルテックいわき(株)	(株)リビングソーラー

(3) 市民意見募集（パブリックコメント）

ア 意見募集期間

2025（令和7）年9月2日から2025（令和7）年9月16日まで【15日間】

イ 公開方法

- ・環境企画課（市役所本庁舎6階）における資料提供
- ・市役所本庁舎1階市民ホール及び各支所情報公開コーナーへの資料の備付け
- ・市ホームページへの資料掲載

ウ 結果

（ア） 意見提出人数 1人（電子メール1名）

（イ） 意見提出件数 1件

（ウ） 施策反映意見 0件

エ 市民意見に対する市の考え方一覧

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>いわき市内北・中・南で 北部清掃センター・北部浄化センター・いわき環境センターを統合し、「北部クリーンセンター」 中部浄化センター・東部浄化センターを統合し、「中部クリーンセンター」 クリンピーの家・クリンピーの森を統合し、「クリンピーSDGS ハウス」 南部浄化センター・クリンピーの丘を統合し、「南部クリーンセンター」とする。 いわき市内学校給食共同調理場を「いわき北」「いわき中」「いわき南」と再編・統合し、各学校の給食室を改装、「循環型食育センター」として刷新し、「食品ロス削減」を図る。 マルト・ベニマルグループと提携し、「フードドライブ」へのバックアップを行う。 クレハグループの工場地帯に「クリーンコールパワー研究所」を創設。 クレハグラウンド(サッカー・テニス・陸上競技場)をSDGSグラウンドとして、設備及び環境を刷新する。 小名浜地区の工場地帯CO2を50%削減すべく、小名浜精錬・堺化学を中心として小名浜港と提携</p>	<p>各種廃棄物処理施設(焼却施設、資源選別施設、埋立施設、下水処理場)の統合等については、いわき市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画、いわき市公共施設等総合管理計画・個別管理計画において、施設のあり方・整備の方針をまとめています。 また、本市の脱炭素社会の実現に向けては、 いわき市脱炭素社会実現プランに基づき、市民、行政、事業者及び各種団体が連携・協働し、一丸となって取り組むこととしています。 いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>大王製紙・十条クレハ・常磐共同火力と三位一体で、小浜港や勿来港と提携し、CO2 50%削減する。</p> <p>鮫川河川敷を「カーボンニュートラルグラウンド」として、サッカー・ラグビースペースとランニングスペースを整備し、循環型陸上競技場として整備する。(アパーススタジアムを誘致し、屋外スタジアムとして解放する。)</p> <p>岩間地区を「カーボンニュートラルパーク」として、防災緑地を含め、「クリーンコールパワー研究所」も接続して再整備する。</p> <p>小名浜道路と6号バイパス、勿来バイパスを線形改良の上、接続し、「カーボンニュートラルロード」として認定する。</p>	

5 用語集

あ

ISO14001

スイスに本部を置く民間の国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）が1996（平成8）年9月に発行した環境マネジメント規格。ISO 14001（環境マネジメントシステム規格）が認証登録制度となっており、この認証は、環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れ、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。語源はギリシャ語で平等・標準を意味するisosである。

愛知目標

戦略計画2011-2020で、2050（令和32）年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標である。

アイドリングストップ

自動車が走行していない時にエンジンを停止させること。自動車の騒音防止のほか、燃料の節約や、排気ガスの削減が期待できる。

アジェンダ2030

2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）の後継として国連で定められた、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標。MDGsの残された課題（例:保健、教育）や新たに顕在化した課題（例:環境、格差拡大）に対応すべく、新たに17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）が策定されている。

アレチウリ

特定外来生物の一つ。北アメリカ原産のウリ科の一年生草本で、生育速度が非常に速いつる性植物で、長さ数十mになる。群生することが多く、果実には鋭い棘を密生する。1952（昭和27）年に静岡県清水港で確認された。アメリカやカナダからの輸入大豆に種子が混入し、豆腐屋を中心に拡大したといわれるが、近

年では全国の飼料畑や河川敷で多くみられる。

2006（平成18）年度の福島県調査により、本市において生育が確認されている。

い

硫黄酸化物

一酸化硫黄、二酸化硫黄などの硫黄の酸化物の総称。石油や石炭等の硫黄分を含む化石燃料を燃やしたときに発生する。大気汚染の原因物質として、人の呼吸器系に障害を与えたり、植物を枯らしたり、酸性雨の原因にもなる。

一般環境大気測定局

大気汚染防止法第22条の規定に基づき、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を常時監視するため設置された測定局。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の下では、地方自治体が収集・運搬・処分（再生含む）の責任を負う。発生源別に、生活系と事業系の2つに区分される。

いわき市除染実施計画

放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域においては、除染等の措置等の実施に関して、市町村の長が除染実施計画を定めることとされているが、本市では、2011（平成23）年12月、「いわき市除染実施計画（第1版）」を策定し、その後、放射性物質汚染対処特措法の全面施行や除染方法などの改訂、計画期間の延長などを行い、2017（平成29）年3月に「いわき市除染実施計画（第5版）」策定。

いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例

市、事業者、市民等及び土地所有者が一体となって、空き缶や吸い殻等をみだりに定められた場所以外に捨てる「ポイ捨て」を防止すると

ともに、美化活動を充実することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し快適な生活環境を確保することを目的として、2000（平成12）年に制定された条例。

いわき市放射線量測定マップ

市内の空間線量の状況を把握するため、市が独自に公共施設や事業所など市内約2,000か所を測定し、その結果を市ホームページのいわきiマップにおいて公開。

いわき伝統野菜

いわき市において、昔から自家採種や株分けにより代々受け継がれてきた在来作物のこと。長い年月を経て、いわきの風土に馴染み、いわきに住む人々の衣食住を支えてきた。

いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動

毎年、春、秋の2回「環境美化運動期間」を設定し、市民一人ひとりが家族ぐるみ、地域ぐるみ、団体でこの運動に参加し、自らの手でまちをきれいにすることにより、環境美化に対するモラルの向上を図るために実施する運動（＝地区清掃）。

いわき市総合生活排水対策方針

汚水処理人口普及率の100%達成を目指し、公共下水道、地域汚水処理事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の整備の方向性について総合的な視点から取りまとめたもので、2020（令和2）年度に策定し、2030（令和12）年度までに汚水処理人口普及率95.6%を目指すこととしている。

う

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念。単なる「幸福」より広い意味を持ち、国の第六次環境基本計画においては、市民一人ひとりが質の高い生活を送り、いきいきと暮らせる状態を指す。

ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房を適温に設定し、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは暖房に頼りすぎ

ず、暖かく効率的に働くことができる新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。

2005（平成17）年に大きな話題を呼んだ「クールビズ」の冬版として、環境省によって提唱された。

え

エコアクション21

中小事業者にとってISO14001の認証の取得は必ずしも容易ではないことから、幅広い事業者向けに環境省が普及を推進する簡易な環境マネジメントの方法。この方法を実践することにより、事業者自らが「環境への関わりに関づき、目標を持ち、行動する」ことができる。

エコツアー

ECOLOGY（エコロジー）とTOUR（ツアー）を合わせて作られた造語。エコツーリズムの考えに則って行われる旅行のこと。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取組によって地域社会そのものが活性化されていくと考えられている。

エコドライブ

大気汚染や騒音・振動などの自動車公害の防止や、資源・エネルギーの消費の抑制など、環境に配慮した自動車走行。

SDGs

2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

エネルギー基本計画

エネルギー政策基本法に基づき、国が策定する計画で、概ね3年に一度見直されている。現在の計画は、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示すものとして、2025（令和7）年2月に第57次版が策定された。

FSC認証

適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証（FM認証）」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証（CoC認証）」の2種類の認証制度であり、NPOであるFSC（Forest Stewardship Council®：森林管理協議会）が運営する国際的な制度。

LED

発光ダイオード（Light Emitting Diode）をいい、電気を流すと発光する半導体の一種。エネルギー効率が高く、寿命が長いことなどの特徴がある。電球型や直管型などが製品化されており、省エネルギーの照明器具として利用拡大が期待されている。

お

オオキンケイギク

特定外来生物の一つ。北アメリカ原産のキク科の多年生草本で、高さは0.3～0.7m程度である。開花期は5～7月で頭状花をつける。路傍、河川敷、線路際、海岸などに生育する。1880年頃、観賞用や緑化用に導入され、全国的に逸出している。また、強靱な性質のため全国的に野生化し、河川敷や道路にしばしば大群落を作っており、在来生態系への影響が危惧されている。

平成18年度の福島県調査により、本市において生育が確認されている。

汚水処理人口普及率

住民基本台帳人口のうち、公共下水道・農業集落排水施設・地域汚水処理施設の供用を開始している区域内の人口と合併処理浄化槽を利用している人口を合わせた割合であり、生活排水処理施設がどの程度普及しているかを示す全国

統一的な基準。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持ち、地球温暖化の原因ともなる大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスを温室効果ガスと呼ぶ。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素を削減対象の温室効果ガスとして定められている。

か

カーボンニュートラル

企業や家庭から出る二酸化炭素（CO₂）などの温暖化ガスを減らし、森林による吸収分などと相殺して実質的な排出量をゼロにすること。

カーボンプライシング

二酸化炭素（炭素）を排出する企業等に、その量に応じた費用負担（価格）を求める政策手法のこと。排出削減を経済的な動機づけによって促す仕組み。

化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説である。

化石燃料は、輸送や貯蔵が容易であることや大量のエネルギーが取り出せることなどから使用量が急増している。

しかし、化石燃料の燃焼にともなって発生する硫酸酸化物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性の観点からも、環境問題解決の観点からも、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっている。

合併処理浄化槽

各家庭の敷地に埋設して、し尿（トイレ）と生活雑排水（台所、風呂、洗面所等）を併せて処理する施設。

家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

住宅のエアコンや照明器具などのエネルギー消費機器と太陽光発電システムや蓄電池などの機器をネットワーク化し、居住者の快適性の向上やエネルギー消費量の削減を目的にエネルギーを管理する「ホームエネルギーマネジメントシステム」（Home Energy Management System）であり、エネルギーの見える化やエネルギー使用量を調整する制御ができるため、省エネ住宅の普及とともに普及が期待されている。

環境アドバイザー

市民等が、環境保全に関する講演会や自然観察会等を催す際に、主催者の申請に応じて、市が派遣する専門的知識を有する者。講演内容等は大別して自然環境、生活環境、都市環境、広域環境の4分野。

環境管理

環境への影響を未然に防止したり、環境への負荷を減らすなど、私たちの活動を適正に管理すべきとの考え方。

環境基準

政府が、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めたもの。

環境基本法やダイオキシン類対策特別措置法に基づき設定され、告示されている。

環境産業

環境の保全に資する新たな技術やアイデアを生み出し、または、それを活かし、自然共生、循環型社会形成、地球温暖化防止などに寄与する産業。ごみを例にすると、ごみの減量・リサイクルに携わる産業や、環境にやさしい製品を製造・販売する産業、処理技術やリサイクル技術を研究・開発する産業、地域でのごみの減量化をコンサルティングする産業などが挙げられる。

環境収容力

ある一定の地域において、その環境の健全さを損なうことなく受け入れることができる人間活動や生物の数などの上限のこと。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

環境まちづくり推進基金

市、事業者、市民が相互に協力し合い、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が健全に共生できるまちづくりの推進に資するため、2009（平成21）年6月30日に創設した基金。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」または「環境管理」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されている。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001のほか、エコステージ、KES（環境マネジメントシステムスタンダード）などがある。

環境優先

日常生活や事業活動において、環境の保全を優先すべきとの考え方。

環境ラベル

製品やサービスの環境側面について、製品や包装ラベル、製品説明書、技術報告、広告、広報などに書かれた文言、シンボル又は図形・図表を通じて購入者に伝達するもの。環境ラベルの種類は、「エコマーク」や「再生紙使用マーク」、「燃費基準達成車ステッカー」など多種多様である。環境ラベルが付いている商品は、そのラベル制度の認定基準を満たしていることを表すが、どの程度基準を満たしているかを示していないものや、実質的に基準を満たしていても環境ラベルが付いていないものもあるため、より環境に配慮しようとした場合は、その製品

等について詳細に調べる必要がある。

き

気候変動適応計画

気候変動適応法第7条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された。気候変動の影響による被害を防止・軽減する等のため、各主体の基本的役割や、あらゆる施策に適応を組み込むことなど、七つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組が網羅的に示されている。

気候変動適応法

気候変動に対処し、国民の生命・財産を守り、経済・社会の持続可能な発展を図るための法律。温室効果ガスの排出を抑える「緩和策」に加え、すでに生じている、あるいは将来予測される被害を回避・軽減する「適応」について、多様な関係者が連携して取り組むことを目的に2018（平成30）年12月に施行された。

2023（令和5）年の法改正により、2024（令和6）年4月から熱中症対策が強化され、「熱中症対策実行計画」が法定計画へと格上げされたほか、「熱中症特別警戒アラート」の新設や市町村長が冷房設備を有する施設を「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」として指定・開放できる仕組みが導入されるなど、より具体的な健康被害防止策が盛り込まれている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

国連環境計画と世界気象機関によって設置された、各国の研究者が地球温暖化問題について議論を行なう公式の場。地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。概ね5～6年おきに世界中の科学者・専門家が参加・検討して評価報告書をまとめ、信頼できる科学的な知識を提供している。

緊急銃猟

市街地等に危険鳥獣（イノシシやクマ）が出没し、市民の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある緊急事態において、特例的に銃器を使用して捕獲すること。

警察官の指示または市町村長の判断により実

施され、通常は制限されている場所や時間帯においても、警察等との連携のもと、迅速かつ機動的な対処ができる体制となっている。

く

クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房を適温に設定し、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といった新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）

国全体の温室効果ガスの排出量削減に向けて、政府が率先的に目標を達成するため、庁舎で使用する電気の購入や庁舎の改修事業等について、環境負荷の配慮等を適切に評価した上で契約先を選定するため、2007（平成19）年5月に制定された法律。

電力や公用車の購入、ESCO事業、庁舎の設計などに関する契約を対象に、価格以外に温室効果ガス排出削減効果を考慮しながら、公正な契約を行うことを国などの責務として定めているほか、国が温室効果ガス排出削減を考慮した契約を推進するための基本方針を作成・閣議決定し、同方針に基づいた契約を進めていくこと、各省庁や独立行政法人などの長が毎会計年度終了後に、これらの契約の締結実績を環境大臣に通知するとともに公表することも規定している。

グリーンインフラ

自然環境が有する機能や仕組みを活用した社会資本整備や土地利用の考え方。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体が環境に配慮することが期待できる。

クリンピー応援隊

「自主的な美化活動支援制度」の愛称とし

て、本制度の一層の普及を図るため、市民からの一般公募を募り決定した。駅前や道路などの公共空間において、年間を通じて自主的な美化活動を行う市民に対して、清掃用具等の支給や損害保険加入の支援を行っている。

こ

公益的機能

人間の生活や健全な生態系の維持などに恩恵をもたらすさまざまな働きのこと。

公害防止協定

いわき市公害防止条例第12条の規定に基づき、市と公害の発生源を有する企業との間で、公害の規制基準や、生産設備の新增設時の協議義務など、主に法律等で規定されていない公害の防止に関する措置について協議し、双方合意の上で締結する協定。

光化学オキシダント

工場・事業場、自動車などから発生する窒素酸化物や炭化水素系物質（主に非メタン炭化水素）が、太陽の紫外線を受けて複雑な化学反応を起こすことにより発生する。光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物などの植物への影響も観察されている。光化学スモッグ注意報は、大気中の光化学オキシダント濃度が継続的に0.12ppmを超えると判断された場合に発令される。

公共下水道

市街地の下水の排除を目的に市が管理・運営をおこなっている施設。生活排水（污水）を処理する污水管と雨水を処理する雨水管に分かれる。

高効率給湯機

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯器に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型（エコジョーズ、エコフィール）・ガスエンジン型（エコウィル）・CO₂冷媒ヒートポンプ型（エコキュート）などがある。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物

を栽培せず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地（現況が森林原野となっている土地は含めない）。

耕作放棄はさまざまな要因によって全国的に進行しているが、中でも、中山間地域では、過疎化、高齢化が進み、農業従事者の減少や集落の機能低下などにより著しい。

コージェネレーション

コージェネレーションシステムは、原動機等により電気と熱を供給するシステムであり、電気と廃熱を有効利用することにより、省エネルギーによる経済性向上が期待できる。また、電力負荷平準化への対応や、商用系統の停電など非常時にも電気や熱を供給することができることから、ホテルや病院など電気と熱の需要が高い施設等での導入が期待される。

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブのこと。

子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としており、公益財団法人日本環境協会が運営している。

さ

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を最終処分（埋立処分）するのに必要な場所、設備の総体。産業廃棄物の最終処分には、廃棄物の性状に応じて安定型（廃プラスチック類等）、管理型（汚泥類等）、遮断型（有害物質の溶出が埋立処分に係る判定基準を超える廃棄物）の三つのタイプがある。

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源とする。

里地里山

奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

サプライチェーン

商品の原材料調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費を経て廃棄に至るまでの一連の連鎖（供給網）のこと。

脱炭素社会の実現に向けては、自社（自所）の直接的な排出だけでなく、原材料の調達先や製品の使用・廃棄段階までを含めた全体での温室効果ガス排出量を把握・削減する取組が重要となっている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、金属くずなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の処理基準や委託基準に基づき、排出事業者が責任を持ってその適正な処理を図る必要がある。

産業廃棄物管理票制度

排出事業者が処理業者に委託した産業廃棄物が委託契約書どおりに引き渡され、適正な処理が確保されているかの確認を目的とした制度。

し

事業系廃棄物

事業者が排出する廃棄物であり、発生量やその物の性質から法令で定める産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック、金属くず等の20種類）と、これに該当しない事業系一般廃棄物に分類される。

なお、事業者とは、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみとは限らず、地方公共団体等の公共公益事業を営む者も含まれる。

また、事業系廃棄物は、産業廃棄物か事業系一般廃棄物かを問わず、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないと廃棄物処理法で定められている。

資源管理型漁業

漁業活動を通して水産資源の特性や実態を熟知している漁業者が相互に話し合い、資源に対する過度の漁獲圧力を低減させ、地域の漁業や資源の状況に応じた禁漁期、禁漁区の設定、漁具、漁法の制限等自主的な管理を実施して、資源の再生産と有効利用を適切に図りつつ漁業経営の安定化を目指す漁業のあり方。

時差通勤

通勤等の混雑を緩和するため、出勤時間を相互にずらすこと。自動車交通における渋滞時に伴う排出ガスの抑制や燃料の節約効果が期待できる。

自主防災組織

災害時に迅速かつ適切な防災活動を実施することを目的とし、自治会、町内会等又は地域の活動団体で1行政区（行政嘱託員が設置される単位をいう。）1組織を原則として、その地域の実情に応じ組織されたもので、市長の認定を受けたもの。

自然植生

人間による影響をほとんど受けておらず、その土地の気候や土壌などの自然環境によって自然に成立している植物群落。

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

熱中症による重大な健康被害を防止するため、市町村が指定した、冷房設備等を有する避難施設。熱中症特別警戒アラート発表時等に一般に開放される。

自動車排出ガス測定局

交差点、道路、道路端付近など、自動車走行による排出ガスに起因する大気汚染の影響を受けやすい区域において、大気状況を常時監視するため設置される測定局。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成に関する基本原則、関係主体の責務、施策の基本となる事項などを規定した法律。

本法律では、循環型社会を形成する上で対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的に捉え、その発生を抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性

に着目して「循環資源」として捉え直し、その循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収）を図るべきことを規定している。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の直線（リニア）型経済に代わり、廃棄物を出さない設計を行い、資源を循環させ続ける経済システムのこと。資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を目指すもの。

循環資源

循環型社会形成推進基本法において、「廃棄物等のうち有用なもの」として定義されている。

なお、「廃棄物等」と「循環資源」との関係については、可能性という点ではすべての「廃棄物等」が有用性を有していることにかんがみれば、「循環資源」と「廃棄物等」とは実態的には同じものであるといえる。

除染

放射性物質による汚染が生じた地域の生活空間において、放射線による人の被ばく線量を低減するため、放射性物質により汚染された土壌、草木、及び落枝等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置。

本計画では、福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質に対する除去等の措置をいう。

除染廃棄物

落ち葉、剪定枝、アスファルト等、土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物。

森林ボランティア活動支援事業

森林の保全を図り、森林のもつ公益的機能を高めるため、広葉樹の植栽や森林整備を自主的に行うボランティア団体の活動に対し、森林整備活動にかかる経費（苗木代、器具損料など）を補助するもの。

GX（グリーントランスフォーメーション）

化石燃料中心の経済・社会構造を、クリーンエネルギー中心へと転換し、排出削減と産業競争力向上を共に実現すること。

す

水素・燃料電池戦略ロードマップ

水素社会の実現に向けて、2014（平成26）年に策定、2019（平成31）年3月に大幅改訂された。大幅改訂にあたって、水素社会実現に向けた産学官のアクションプランが公表され、目指すべきターゲットを新たに設定（基盤技術のスペック・コスト内訳の目標）、達成に向けて必要な取組を規定している。

水素基本戦略

2017（平成29）年12月に、世界に先駆けて水素社会を実現するため策定された。「水素・燃料電池戦略ロードマップ」が掲げる2030（令和12）年に向けた目標等を踏まえ、2050（令和32）年を視野に入れ、将来目指すべき姿や目標として官民が共有すべき大きな方向性・ビジョンを示すものである。従来エネルギー（ガソリンやLNG等）と同等程度の水素コストの実現を掲げ、水素の生産から利用までの戦略を提示している。

なお、2023（令和5）年6月には、国際的な導入競争の激化を受け、2040（令和22）年の水素供給量を拡大する目標や、大規模な投資計画を盛り込んだ大幅な改定が行われた。

水素社会

水素を日常の生活や産業活動で利活用する社会。国内に資源が乏しく、化石燃料に依存している日本にとって、水素は、エネルギー供給源の多様化や環境負荷の低減、非常時対応などの観点から、水素エネルギーの活用が期待されている。水素社会の実現に向けて、さまざまな要素技術の研究開発や実証事業が多くのも体によって取り組まれてきているが、技術面、コスト面、制度面、インフラ面で多くの課題が存在し、多様な技術開発や低コスト化を推進するとともに、戦略的に制度やインフラの整備を進める必要がある。

スマートグリッド

情報通信技術によって電力供給者と消費者を結びつけることで従来の集中型電力供給システムの課題を解決することを目指す、次世代送配電システム。「賢い送電網」や「賢い送配電網」「次世代エネルギー供給網」などとも呼ばれる。

従来のような供給側から消費側への一方通行

的な中央集中型の電力管理とは異なり、供給側・集中型の発電技術に加えて消費側の分散型エネルギー技術（自然エネルギー、蓄電池、エネルギー需要管理など）をインターネットなどITの最新技術を活かして取り込んでいくことで、エネルギー源の分散化、双方向化、オープン化を実現するもの。こうしたシステムを活用することによって、自然エネルギーの導入を最適かつ低コストで達成することができることも期待されている。

スマートシティ

都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区のこと。

3R

循環型社会を構築していくためのキーワードであり、「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

循環型社会形成推進基本法では、環境負荷をできるだけ低減するという観点から、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（1）リデュース、（2）リユース、（3）リサイクル、（4）熱回収（サーマルリサイクル）、（5）適正処分と定めており、それぞれの詳細は次のとおり。（1）リデュース：廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース・リサイクルに優先される。事業者は、製品設計から販売にいたる全ての段階において取組が必要であり、消費者もライフスタイル全般にわたって取り組まなければならない。（2）リユース：いったん使用された製品や部品、容器を再使用すること。製品をそのままあるいは修理して使用する製品リユース、容器等を繰り返し使用するリターナブル、製品から使用可能な部品を選別しそのままあるいは修理して再度使用する部品リユースなどがある。（3）リサイクル（（4）熱回収）：廃棄物等を原材料として再利用すること。製品の材料としてそのまま利用するマテリアルリサイクル、化学的に処理して利用するケミカルリサイクル、燃焼し熱を

得るために利用するサーマルリサイクルがある。（5）適正処分：法令で定める基準等に従い、環境にできるだけ負荷をかけずに廃棄すること。

せ

生態系サービス

人間が現在の生活を維持していくために、生態系が果たしているさまざまな機能はなくてはならないものである。生態系の機能のうち、とくに人間がその恩恵を受けているものを生態系サービスと呼ぶ。

生態系ネットワーク

優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワークを形成することが重要で、原生的な森林生態系や希少な野生動植物を保護する観点から保護林や保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等が進められている。

生態系被害防止外来種

愛知目標の達成に資するとともに、国、地方自治体、事業者、NGO・NPO、国民等のさまざまな主体に対し、外来種についての関心と理解を高め、適切な行動を呼びかけることで、外来種対策の進展を図ることを目的とした「生態系被害防止外来種リスト」の掲載種。

生物相

特定の地域に生息・生育する生物の種類組成のこと。

日本は数千の島々からなり、気候や地形が変化に富んでいるため、固有で多彩な生物相が形成されている。

生物多様性

生息する生物の多様さとその生息環境の多様さを「生物多様性」という。生態系は地域の環境に合った多様な生物種が生息するほど健全であり、安定している。

生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわた

り享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として策定された法律。平成20年5月に成立し、同年6月に施行。生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき13の基本的施策など、国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示された。また、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されている。

生物多様性国家戦略2023-2030

生物多様性条約および生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する国の基本的な方針を示す計画。

2022年の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を受け、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を掲げ、2023（令和5）年3月に策定された。

前戦略（2012-2020）で示された「愛知目標」の成果や東日本大震災の教訓を引き継ぎつつ、気候変動対策と連動した「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」目標の達成や、社会経済活動の中への生物多様性の主流化を目指している。

生物多様性地域戦略

生物多様性基本法第13条の規定により、都道府県及び市町村が定めるよう努めなければならない、都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画のこと。

せせらぎスクール

身近な水辺環境を見直し、水質保全への関心を一層高めるため、福島県が募集している水生生物による水質調査参加団体のこと。

ゼロエミッション

社会を構成するさまざまな主体が相互連携することにより、廃棄物を出さない経済社会、地域社会、企業経営の実現を目指す幅広い理念であり、資源循環型社会を構築するための有効的な手段。平成6年に国連大学がゼロエミッショ

ン研究構想（ZERI：Zero Emissions Research Initiative）として提唱し、異業種産業（企業）連携により廃棄物を出さない経済社会を築くことを基本的な考え方としている。具体的には、「A社から排出された廃棄物をB社が原材料として使用し、B社から排出された廃棄物をC社が原材料として利用する」というような廃棄物の資源化を可能にする新しい産業連鎖システムを創設し、最終処分（埋立処分）される廃棄物を限りなくゼロに近づけていこうとするもの。

た

大規模大気発生源工場

ばい煙を多量に排出する工場・事業場の総称。二酸化硫黄等について常時監視を行っている。

第六次環境基本計画

環境基本法に基づき、政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めている。2024（令和6）年5月に閣議決定された第六次環境基本計画は、気候変動、生物多様性の損失、汚染という「地球規模の三重の危機」に直面する中で策定された。環境保全を経済成長の制約と捉えるのではなく、環境を起点として経済社会システムをより良く変革していく「環境から、経済・社会を良くしていく」という発想を基本姿勢としている。

具体的には、ネイチャーポジティブ（自然再興）やカーボンニュートラルの実現に向け、経済・社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からの変革を加速させる「環境・経済・社会の統合的向上」を重点戦略として掲げている。その中で、第五次で提唱された「地域循環共生圏」の考え方をさらに深化させ、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、自然資本を基盤とした新たな富や価値を創出する「ネイチャーポジティブ経済」の実現を推進していくこととしている。

代償植生

人間活動の影響によって置き換えられた植生。

第五次福島県環境基本計画

福島県の環境の保全・回復に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画として、令和4年3月に策定。施策

展開に当たっては、新たな国際潮流であるSDGs（持続可能な開発目標）の理念を取り入れ、震災・原発事故からの「環境回復の推進」に最優先で取り組むとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた「脱炭素社会の形成」を重点プロジェクトとして追加。

これまで推進してきた循環型社会・自然共生社会の形成などの「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」についても、環境・経済・社会の課題を統合的に解決する視点から更なる推進を図る。

ち

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地域循環圏

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環圏を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の輪を広域化させていくという考え方。

循環の輪の大きさにより、コミュニティ循環、地域循環（複数のコミュニティや市町村）、ブロック内循環（複数の都道府県）、国内循環、国際循環などがある。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策推進法に基づき策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画。2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、国、地方公共団体、事業者、国民が講ずべき措置に関する基本的事項や、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標達成に向けた施策について定めている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標等を定める「地球温暖化対策計画」の策定や、多量排出者にその排出量の報告を義務付ける「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」

等について定めている。

令和3年の改正では、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として法律に明記され、地域の再生可能エネルギー活用を促進する「地域脱炭素化促進事業」などの仕組みが新たに設けられた。

地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする法人で、全国地球温暖化防止活動推進センターは環境大臣が、都道府県の地域地球温暖化防止活動推進センターは都道府県知事や指定都市等の長が指定する。

地産地消

「地域生産地域消費」の略語で、地域で生産された農作物や水産物を、その地域で消費すること。

旬のものを新鮮なうちに食べられること、地域の伝統的食文化の維持・継承、輸送コストの削減などのメリットがあり、食料自給率の向上などの長期的な効果も期待される。

近年では、食品だけでなく地域で生み出された再生可能エネルギーをその地域で活用する「エネルギーの地産地消」も、脱炭素社会の実現に向けた重要な取り組みとして位置づけられている。

窒素酸化物

窒素と酸素の反応により生成された物質の総称。燃焼過程や生物活動から発生している。大気汚染物質として重要なものは一酸化窒素と二酸化窒素である。光化学スモッグの原因となるほか、高濃度の二酸化窒素による呼吸器への悪影響が知られている。

地方公共団体実行計画（地球温暖化対策実行計画）

地球温暖化対策の推進に関する法律（第21条）に基づき、地方公共団体が策定する地球温暖化対策に関する計画。本計画は、全ての地方公共団体に対し自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減等を定める「事務事業編」の策定を義務付けるとともに、都道府県並びに指定都市、中核市及び施行時特例市に対し

ては、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策を定める「区域施策編」の策定を義務付けている（その他の市町村は努力義務）。2050年カーボンニュートラルの実現に向け、特に区域施策編において地域脱炭素を推進するための役割が強化されている。

中間処理業者

廃棄物を再生利用又は最終処分（埋立処分）するために、排出事業者から廃棄物を受け入れて、破碎、選別、脱水、中和及び焼却等の処理を行う業者のこと。

なお、中間処理業を行う業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受ける必要がある。

中間処理施設

廃棄物の中間処理を行う施設。中間処理とは、廃棄物を無害化、安定化、減量化するために行う焼却、脱水、乾燥、破碎、圧縮、中和、コンクリート固形化、選別などの処理をいう。

中間貯蔵施設

福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を最終処分までの間、国が責任をもって安全に集中的に貯蔵する施設として、東京電力福島第一原子力発電所を取り囲む形で、大熊町・双葉町に整備されている。

中山間地域等直接支払集落協定

中山間地域などの農業生産条件が不利な地域での農業生産活動を継続するため、農業者等の間で取組内容等を取り決めたもの。市は、農業がもつ水源かん養、洪水防止等の多面的な働きを促進するため、協定を締結した集落が営農を継続できるよう支援を行っている。

中小規模水力発電

水の力を利用して発電する水力発電のうち中小規模のもの。中小水力発電としての明確な規模の定義はなく、国や機関によってその基準は異なり、10,000kW から50,000kW の間で中小水力と大規模水力の境界が定義されることが多い。

て

低公害車

窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少なく二酸化炭素の削減や燃費性能にも優れた環境にやさしい自動車の総称。現在は、「次世代自動車」とも呼ばれ、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車などがある。

テレワーク

ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

電気自動車（EV）

外部から充電した蓄電池の電気でモーターを回転させて走行する自動車。走行時の排出ガスがなく、走行騒音も少ないなど利点がある。エネルギー源が発電所等で作られる電気の場合でも、従来の自動車よりも二酸化炭素や窒素酸化物の排出量が少ない。

と

特定外来生物

海外起源の外来生物で、日本の生態系等へ被害を及ぼす（または及ぼすおそれがある）ものとして、外来生物法に基づき政令で定められた生物。飼育、栽培、保管、運搬、輸入などが原則として禁止されている。

なお、ミシシippアカミミガメ（条件付特定外来生物）などは規制対象だが、セイタカアワダチソウのように、外来生物であっても特定外来生物には指定されていないものもある。

ね

ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を食い止め、反転させること。2030年までに自然をプラスの状態にすることを目指す国際的な目標。

熱回収

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、施設内の暖房・給湯、温水プールや地域暖房等に利用している例がある。

ネットゼロ

温室効果ガスの排出量と、森林などによる吸収量や人為的なテクノロジー（回収・貯蔵技術等）による除去量を差し引きで合計ゼロにすること。「カーボンニュートラル」とほぼ同義の概念として国際的に広く用いられている。

単なる排出量の削減にとどまらず、社会経済システム全体の変革を通じて、実質的な排出をゼロに抑え込むことで、地球温暖化の進行を食い止めることを目的としている。

ネットゼロエネルギーハウス（ZEH）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

ネットワーク型コンパクトシティ

従来の一極集中型のコンパクトシティの概念と異なり、都市内に居住や都市機能を集約（コンパクト化）した複数の拠点を設け、それらを利用性の高い公共交通等をつなぐ（ネットワーク化）ことで、将来にわたり持続可能な都市運営の実現を図る都市構造のこと。

燃料電池

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電気をつくる発電装置。すでに家庭用のエネファームや燃料電池自動車として実用化されている。燃料となる水素は、天然ガスなどを改質して作るのが一般的だが、太陽光などの再生可能エネルギーを用いた水の電気分解による製造も進んでおり、純水素型燃料電池の導入・活用が始まっている。

燃料電池は、エネルギー効率が高く、発電時に生じる熱で給湯や暖房も利用できることから、カーボンニュートラル社会の実現に向けた解決策として期待される。

燃料電池自動車（FCV、FCEV）

燃料電池を搭載し、水素と酸素の化学反応で発電した電気でモーターを回転させて走る電気自動車。ガソリン車に比べてエネルギー効率が高く、走行時に排出されるのは水だけで、CO₂やNO_x、SO_xなどの温室効果ガス・大気汚染

物質を排出しないため、「究極のエコカー」とも言われている。

の

農業集落排水

農村集落を対象にした生活排水の集合処理施設で、市内6か所が供用済。

ノーマイカー通勤

一人ひとりがマイカー利用による通勤を、公共交通や、自転車、徒歩、相乗りによる通勤に切り替えるようとする取組。

は

パリ協定

2015年にパリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）で採択された、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際的な枠組み。歴史上初めて、先進国・途上国の区別なく、全ての締約国が削減目標を提出・更新する義務を負う仕組みとなった。

世界全体の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを長期目標とし、今世紀後半に温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスを保つ「カーボンニュートラル」の実現を目指している。

バリューチェーン

「価値連鎖」のこと。商品の原材料調達から、製造、配送、販売、消費、廃棄に至るまでの一連のプロセスを、価値（バリュー）が積み上げられる「鎖（チェーン）」として捉える考え方。

環境分野では、自社内の活動だけでなく、川上の原材料調達から川下の製品使用・廃棄までを含めた事業活動全体を指す。サプライチェーンに、商品開発やアフターサービスといった付加価値を生む活動までを含めて包括的に捉えたものであり、この全体像で環境負荷の低減を図ることが持続可能な経営に不可欠とされる。

ひ

ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息

している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。近年、都市的な土地利用が急速に進行し、池沼、湿地、草地、雑木林などの身近な自然が消失していることから、各地にビオトープ整備が導入されている。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する、粒径が2.5μm以下の粒子状物質のこと。

燃料の燃焼で発生する一次粒子と、排出ガス中の化学物質が大気中で反応してできる二次粒子とがある。

粒径が小さいことから、呼吸器の奥深くまで入りやすく、ぜんそく、気管支炎などの原因となるほか、発がん性も懸念されている。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）

人工的に作られた、油状の化学物質のこと。電気絶縁性、不燃性などの特性を持つため、トランス（変圧器）やコンデンサ、照明器具の安定器などに使用されてきたが、毒性があるため、現在は製造・使用が禁止されている。

ふ

フードシェアリングサービス

売れ残りや賞味期限が近いなどの理由で、廃棄される可能性のある食品について、飲食店や販売店と消費者をマッチングし、安価に販売・提供等を行う仕組みのこと。

フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。未利用食品の削減（食品ロス削減）と、資源の有効活用を目的とする。

ふくしまグリーン復興構想

福島への復興への歩みをより一層進めていくためには、福島県の自然環境の素晴らしさをより多くの人々が実感し、次の世代に引き継ぐための取組を進めていく必要があることから、環境

省は、福島復興の新たなステージに向けた支援方針「福島再生・未来志向プロジェクト」の一つとして、福島県内の自然資源活用による復興「ふくしまグリーン復興」に取り組むこととした。本構想は、福島県と環境省が共同で、ふくしまグリーン復興に関する取組の基本的な方向性を取りまとめている。

福島県再生可能エネルギー推進ビジョン

福島県が環境にやさしい安全で持続可能な再生可能エネルギーの導入を掲げ、2011（平成23）年3月に策定。その後、再生可能エネルギーの飛躍的な推進を復興に向けた主要施策に位置付けたことに伴い、「再生可能エネルギーの先駆けの地」の実現をめざし、2012（平成24）年3月に改定。再生可能エネルギーの導入目標を、「2040（令和22）年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指す」とした。

2020（令和2）年12月の「福島県2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえ、2021（令和3）年3月に再改定。2040年度の目標達成に向けた「2030年度の導入目標」を、県内エネルギー需要の40%から70%前後へと大幅に引き上げた。

複層ガラス

動かない空気が熱を伝えにくい性質を利用して2枚のガラスの内側に空気を閉じ込めたガラス窓。断熱性能が高く、省エネ効果に優れる。

近年は、ガラス表面に金属膜をコーティングした「Low-E複層ガラス」や、断熱性能を高めるガスを封入したタイプが一般的となり、住宅の脱炭素化において重要な役割を果たしている。

不法投棄監視員

いわき市不法投棄等の防止に関する要綱第3条第1項第1号に基づき設置しているものであり、不法投棄を未然に防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に市長が委嘱した者をいう。監視員の職務は、不法投棄の監視活動や市への通報、指導勧告などである。

不法投棄監視サポーター

いわき市不法投棄監視サポーター制度設置要

綱に基づき、廃棄物の不法投棄等の監視について協力できるとして申し出があり、「不法投棄監視サポーター台帳」に登録した者をいう。市民の自発的な活動を促進し、不法投棄等の早期発見及び未然防止を図り、生活環境の保全に資するための制度であり、その活動内容は、不法投棄等に対する監視の目の強化のためのパトロールや市への通報などである。

分散型エネルギー

比較的小規模で、かつさまざまな地域に分散しているエネルギーの総称であり、従来の大規模・集中型エネルギーに対する相対的な概念。分散型エネルギーには、①使用する創エネルギー機器の別、②電気・熱といったエネルギー形態の別、③機器単体か、複数機器の組合せで使用するのの別など、さまざまな形態が存在する。

ほ

放射性物質

放射線を放出する物質で、原子番号が同じで質量数が異なる同位元素を含む物質。カリウム40、炭素14など自然界にもともと存在するものや、ヨウ素131、セシウム134、セシウム137など自然界に存在しないものもある。

星空観察会

星空観察という身近な方法による大気環境の調査活動を通じて、大気環境保全に関する意識を高めることを目的として、昭和63年度から当時の環境庁の事業として実施されていた。

平成25年度以降、システム運営が困難な状況になったという理由により環境省の事業は休止しているが、本市の独自事業として、現在も当該観察会を行っている。

保存樹木

「自然環境と美観風致の維持確保」、「潤いのある市民生活」、「緑化推進と緑化意識の啓発」、「巨木・古木を後世に残す」、これらを目的として「いわき市緑の保護及び緑の育成に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て指定した樹木を保存樹木と呼ぶ。

指定基準は次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容が美観上特にすぐれていること。

- ①1.5mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上であること。
- ②高さが10m以上であること。

- ③株立ちした樹木で、高さが2.5m以上であること。
- ④はん登(つる)性樹木で、枝葉面積が25㎡以上であること。

保存樹林

「自然環境と美観風致の維持確保」、「潤いのある市民生活」、「緑化推進と緑化意識の啓発」、「巨木・古木を後世に残す」、これらを目的として「いわき市緑の保護及び緑の育成に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て指定した樹木の集団を保存樹林と呼ぶ。

指定基準は、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれていること。①その集団の存する土地の面積が300㎡以上であること。②生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30m以上であること。

み

緑のカーテン

ゴーヤやアサガオなどのツル性植物を、ネットにはわせて窓の外を覆って作る自然のカーテンのこと。窓の外にはわせることにより、日射をさえぎり室温の上昇を抑えてくれる。また、葉から蒸散した水分が周りの熱を奪ってくれるので、涼しさをもたらしてくれる。

これは、エアコンの使用を抑えることにつながるため、電気代の節約と地球温暖化の防止にもつながるとされている。

や

ヤブツバキクラス域

日本の常緑広葉樹林域は、体系上の最上級単位であるヤブツバキクラスの名をとって、ヤブツバキクラス域と呼ばれている。ヤブツバキクラス域は関東以西の標高700~800m以下で発達し、北に行くほど高度を下げ、東北地方北部では海岸寄りに北上している。逆に南に行くほど高度は上がり、九州の霧島では1,000mが上限となる。ヤブツバキクラス域は、本州、四国、九州までの地域と、常緑植物の豊富な奄美大島以南の琉球及び小笠原の亜熱帯域に大きく2分される。

有機JAS認証農産物

農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産が行われている

ることを登録認証機関が検査し、その結果、有機食品として認証された農産物。「有機JASマーク」がない農産物、畜産物及び加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されている。

有機性資源

家庭内汚水、家畜排せつ物、生活生ごみ等の資源として活用可能な有機性物質。

よ

容器包装系ごみ

商品の容器及び包装（商品の容器および包装自体が有償である場合を含む）であり、商品が消費されたり、または商品と分離された場合に不要となるものをさす。容器の栓、キャップ、中仕切り、緩衝材などが該当する。

ら

ライフサイクルアセスメント

原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品の一生涯で、環境に与える影響を分析し、総合評価する手法。製品の環境分析を定量的・総合的に行う点に特徴がある。

り

立地適正化計画

平成26年の都市再生特別措置法の改正より

制度化されたネットワーク型コンパクトシティの形成を推進する計画であり、都市全体の観点から作成する居住機能や医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランのこと。

リモート会議

Web、テレビ及び電話の会議システム等のインターネット回線や電話回線を利用して、オンライン上で会議を行う仕組みのこと。パソコンやスマートフォンを利用するものや専用の機器で接続するものなどがある。

緑地協定

都市計画区域内における相当程度の土地において、良好な環境を確保するため、土地所有者全員の合意に基づき、現在ある緑地の保全や新たな緑化の推進を図ることを目的に結ぶもの。協定には、樹木の種類、生垣の構造、維持管理のほか、協定違反者に対する取組などが定められている。

れ

レジリエンス

「回復力」「弾力性」「強靱性」のこと。システムや社会、地域が、自然災害や気候変動などの外部からの衝撃（ストレス）を受けた際に、その影響を最小限に抑え、速やかに元の状態に回復、あるいはより良い状態へ適応しようとする能力を指す。

いわき市環境基本計画（第三次）一部改定版

令和8年3月

発行 いわき市生活環境部環境企画課

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

電話 0246-22-1111（代）

0246-22-7528（直通）

市ホームページ <http://www.city.iwaki.lg.jp>

E-mail kankyokikaku@city.iwaki.lg.jp
